

第二期

富士市

子ども・子育て支援
事業計画

子どもが健やかに育ち
安心して子どもを生み育てることができるまち
ふ じ

令和2年3月
富士市

はじめに

我が国では、出生数の減少傾向が続いており、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に大きな影響を与えるものと懸念されております。また、核家族化の進行や地域の絆の希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化しています。



このような状況の中で、平成24年に制定された子ども・子育て関連3法に基づきスタートした子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を推進するため、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

子どもを安心して生み育てることができる環境の整備は、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。

本市では平成27年3月に「富士市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが健やかに育ち 安心して子どもを生み育てることができるまち ふじ」を基本理念として、様々な子育て支援の推進に計画的に取り組んでまいりました。今後も、子ども・子育てを取り巻く様々な課題解決に向けて、長期的・継続的な視点でのきめ細やかなサービスを提供するために、令和2年度から5年間を期間とする計画を策定いたしました。

本計画では、障害、虐待、貧困などの社会的な支援を必要とする子どもやその家庭を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、多様な地域のニーズに応じた計画的、総合的な子育て支援の量的拡充と、質的改善、並びに妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

今後も「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、さらなる子ども・子育て支援を推進してまいりますので、関係者の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にお力添えをいただきました「富士市子ども・子育て会議」の委員をはじめとした関係者の皆様、そしてアンケートやパブリック・コメントなどを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和2年3月
富士市長 小長井 義正

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 計画策定の経緯と策定体制.....	2
3 計画の性格と位置付け.....	3
4 計画の対象.....	4
5 計画の期間.....	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	5
1 人口・世帯・就労の動向.....	5
2 家庭や地域の状況.....	11
3 子育て支援サービスの状況.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念.....	40
2 基本方針.....	41
3 施策の方向性.....	42
4 施策の体系.....	44
5 教育・保育提供区域.....	45
6 子ども数の推計.....	47
第4章 基本施策	54
第1節 子ども・子育て支援サービスの充実.....	54
1 教育・保育・地域型保育の充実.....	55
2 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	67
3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び施策の方向性.....	81
4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について.....	82
5 放課後児童対策の充実.....	83
6 その他の事業の推進.....	85
第2節 子育てを地域全体で支える環境づくり.....	87
1 地域子育て支援体制の充実.....	87
2 地域の中で子どもが育つ環境の整備.....	88
3 情報提供・相談体制の充実.....	89
4 子どもの安心・安全な環境の充実.....	90
第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援.....	91
1 ひとり親家庭の自立支援.....	91
2 障害児施策の充実.....	92

3 児童虐待防止対策の充実.....	93
第4節 働きながら子どもを育てる家庭を応援.....	94
1 仕事と子育ての両立の推進.....	94
2 子育てしやすい環境の整備.....	95
第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画.....	96
第6章 子どもの貧困対策の充実について （富士市子どもの未来サポートプランより）.....	99
1 子どもの貧困対策の背景と施策の重点項目.....	99
2 施策の展開.....	99
第7章 計画の推進に向けて.....	101
1 計画推進及び進捗状況の把握.....	101
2 計画推進に向けた関係機関の役割.....	101
資料編.....	102
1 富士市子ども・子育て会議条例.....	102
2 令和元年度 富士市子ども・子育て会議 委員名簿.....	104
3 富士市子ども・子育て支援庁内検討委員会設置要領.....	105
4 富士市子ども・子育て支援庁内検討委員会 委員名簿.....	106
5 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義.....	107

語句の後ろに※が付いているものは、資料編の「子ども・子育て支援新制度に関する用語定義」に用語解説があります。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

少子高齢化が進行する中で、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等が変化しつつあります。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、乳幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を、総合的に推進してきました。

本市においては、生まれ育つすべての子どもが、明るくいきいきと生活できる環境を創造できるよう、「いつの時代でも『子どもの笑顔はみんなの希望』であり、『富士市の未来をつくる大きな力』である」という基本的な考えのもと、第一期富士市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

これからも、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくり、子どもの貧困など、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決することは重要です。そのために、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援^{*}の充実」などに向けた取組を今後も推進していく必要があります。

また、令和元年子ども・子育て支援法の改正で「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」が、子ども・子育て支援法の基本理念に追加されており、本市においても、幼児教育・保育の無償化にも対応していくものであります。

このため、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「第二期富士市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定し、計画的に施策を推進していきます。

2 計画策定の経緯と策定体制

本計画は、市民の意見等を十分に踏まえ、下記のプロセスのもとに策定しました。

●計画策定のプロセス

事業	参加者	役割
富士市 子ども・子育て会議※	保護者・労働者・事業者の 代表、学識経験者等	事業計画の検討 特定教育・保育施設※等の利用 定員の設定等
アンケート調査	就学前児童のいる家庭 小学生児童のいる家庭	子育て実態の把握 市民の意見の把握
パブリック・コメント	市民など	子ども・子育て支援事業計画案 への意見提出

●アンケート調査の概略

○調査対象

就学前児童のいる世帯 4,000 世帯（住民基本台帳から抽出）

小学生児童のいる世帯 1,476 世帯（市内全小学校 1 年生、4 年生の各 1 クラス）

○調査期間：平成 30 年 12 月 10 日～平成 31 年 1 月 7 日

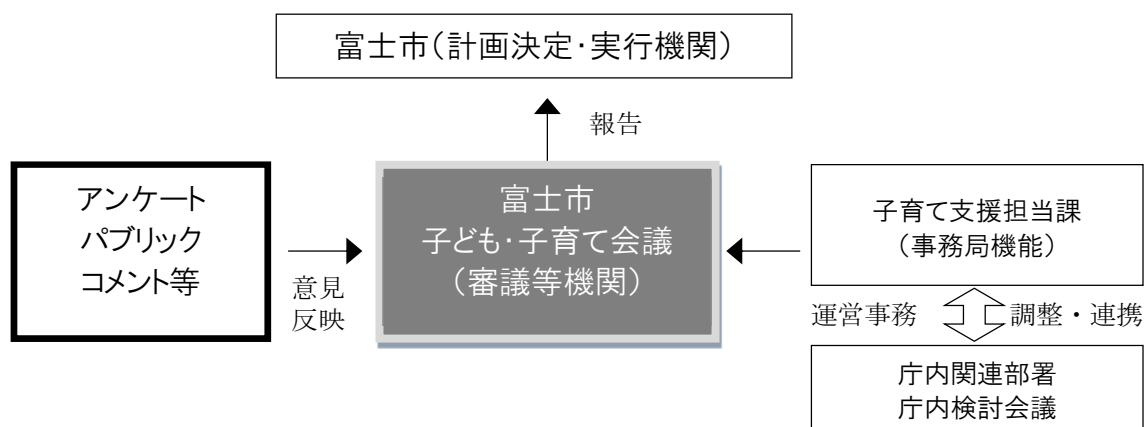
○調査方法：就学前児童のいる世帯は郵送配布・郵送回収

小学生児童のいる世帯は学校配布・学校回収

○配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	4,000 票	1,736 票	43.4%
小学生児童のいる世帯	1,476 票	1,399 票	94.7%

●計画の策定体制

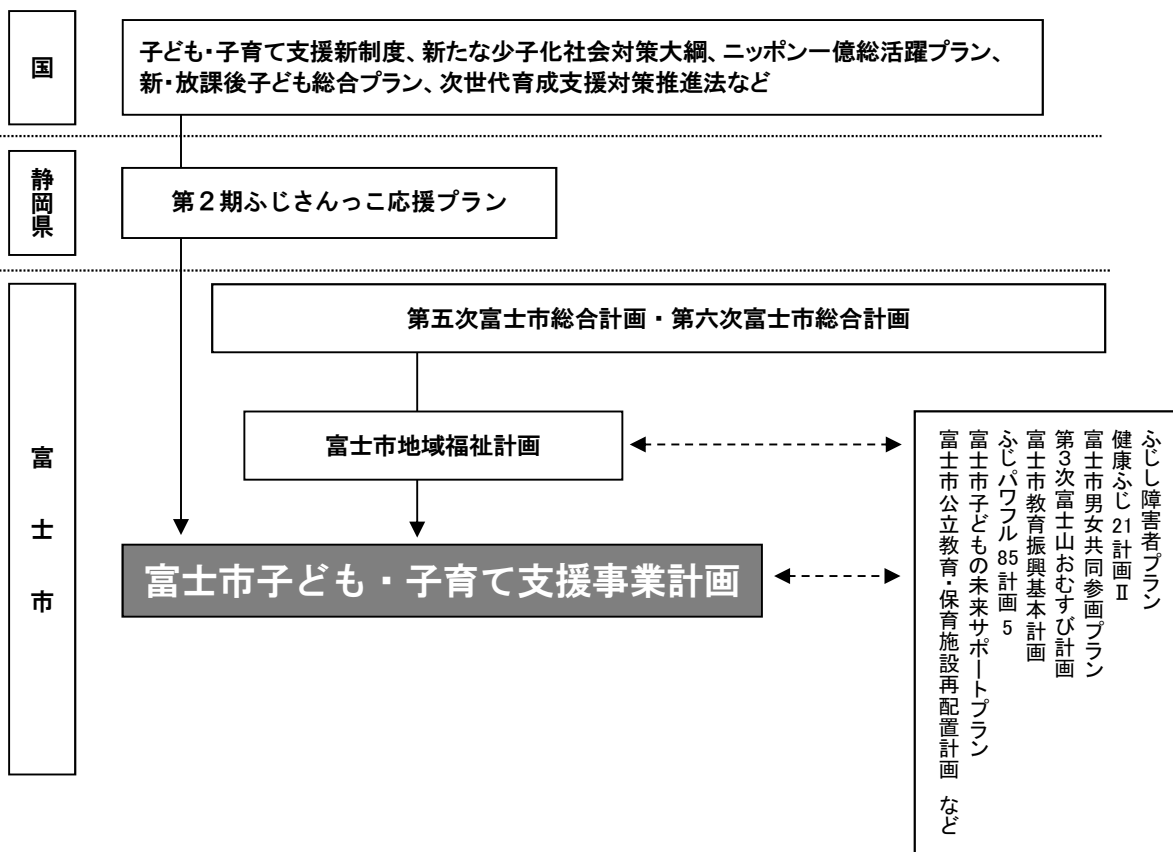


3 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画[※]）の規定に基づき策定するものです。また、次期富士市総合計画をはじめとする、本市の関連計画との整合を図ることとします。

【子ども・子育て支援法から抜粋】
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

●計画の位置付けと関連計画



4 計画の対象

本計画は、おおむね18歳までの子どもと子育て家庭・保護者を対象としており、教育や保育をはじめ、富士市次世代育成支援計画から継続している施策や様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいます。

こうした施策や事業の展開に当たっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く市民全般に対する取組も掲載しています。

■子どもの対象範囲について

0 歳	0歳	1 歳	1～5歳	6 歳	6～11歳	12 歳	12～17歳	18 歳
子ども・子育て支援事業計画								

5 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で第二期として策定します。

最終年度の令和6年度中には第二期計画の検証等を行い、令和7年度を始期とする第三期計画を策定します。

また、本計画における施策を社会情勢の変化の中で効果的に実現するため、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを弾力的に行っていきます。

なお、次期富士市総合計画との整合を図るため、P96に令和7年度の数値計画を記載します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第一期計画推進期間					第二期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	
第五次富士市総合計画基本構想(10年間)					第六次富士市総合計画基本構想(10年間)					
前期基本計画	第五次富士市総合計画後期基本計画(5年間)				第六次富士市総合計画前期基本計画(5年間)					
前期実施計画	後期実施計画				前期実施計画					
				目標 年度						目標 年度

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口・世帯・就労の動向

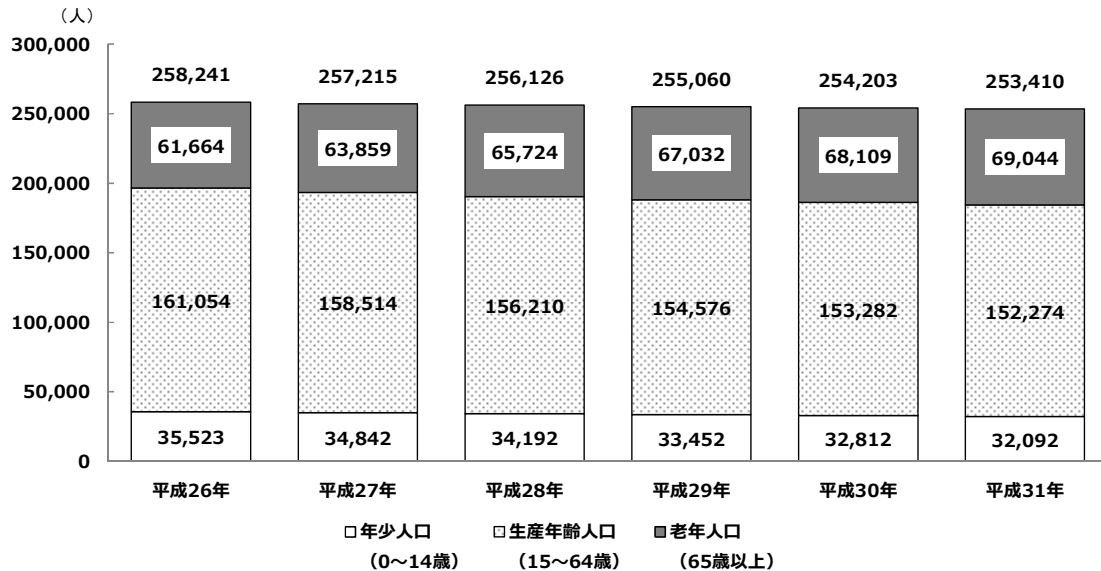
(1)人口の推移

○平成22年をピークに年々減少傾向にあります。(平成22年261,573人)

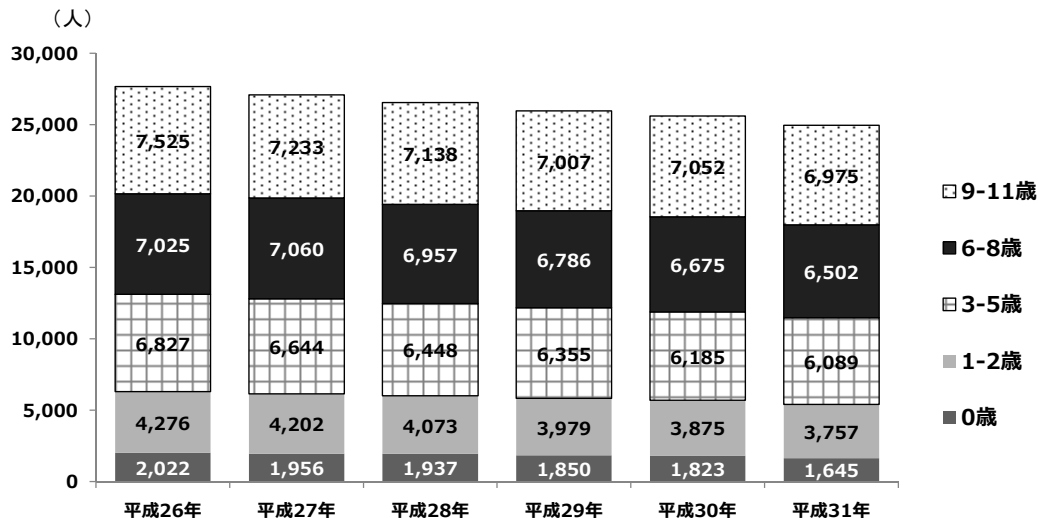
○年少人口が平成26年から平成31年までの6年間で約3,400人減少し、全体に占める割合は1%減少しています。特に、0歳児は平成26年から平成31年までの6年間で377人減少しており、平成31年には1,700人を下回っています。

○老年人口は平成26年から平成31年までの6年間で7,380人増加し、全体に占める割合は約3%増加して、少子高齢化が進行しています。

①人口の推移(住民基本台帳・各年4月1日現在)



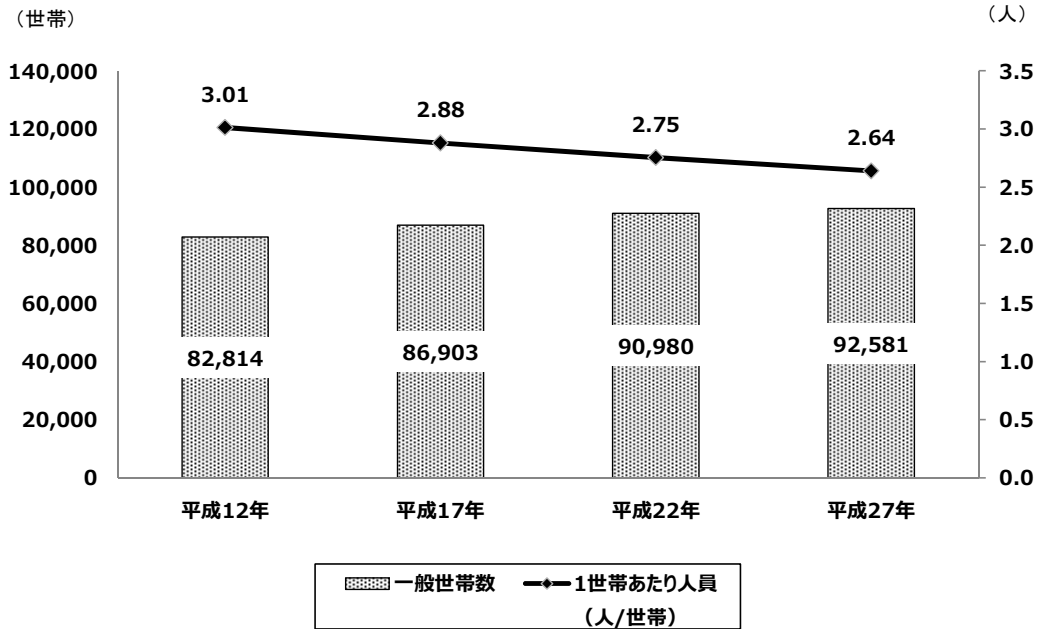
②児童人口の推移(住民基本台帳・各年4月1日現在)



③世帯の状況（資料：国勢調査）

○世帯数は平成12年以降、増加傾向にあります。1世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進行しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

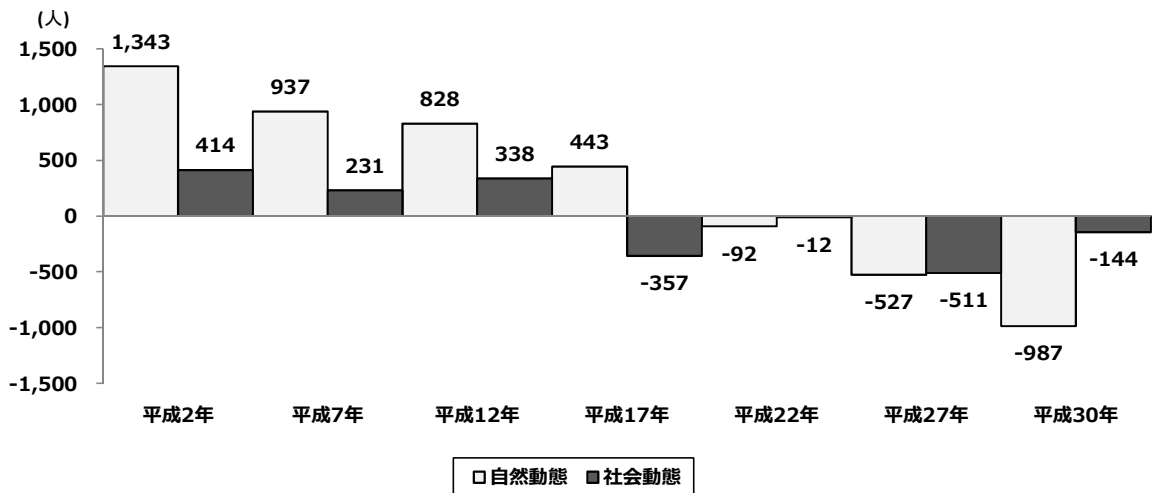


④人口動態（資料：富士市統計書・各年12月31日）

○自然動態（出生数－死亡数）は近年マイナスとなっております。平成22年以降、死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

○社会動態（転入数－転出数）は近年マイナスとなっております。平成17年以降、転出が転入を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

■自然動態・社会動態の推移

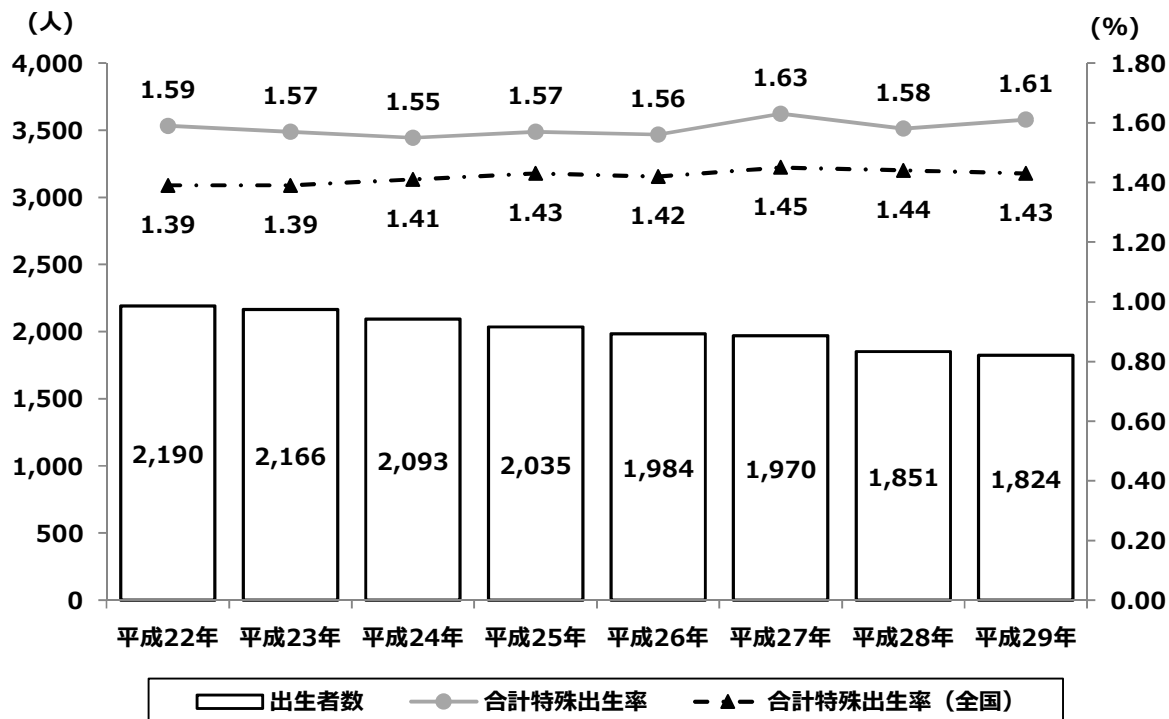


⑤出生の状況（資料：富士市統計書、厚労省・人口動態統計）

○出生者数は、平成22年以降減少傾向となっています。

○合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っています。

■出生者数と合計特殊出生率の推移

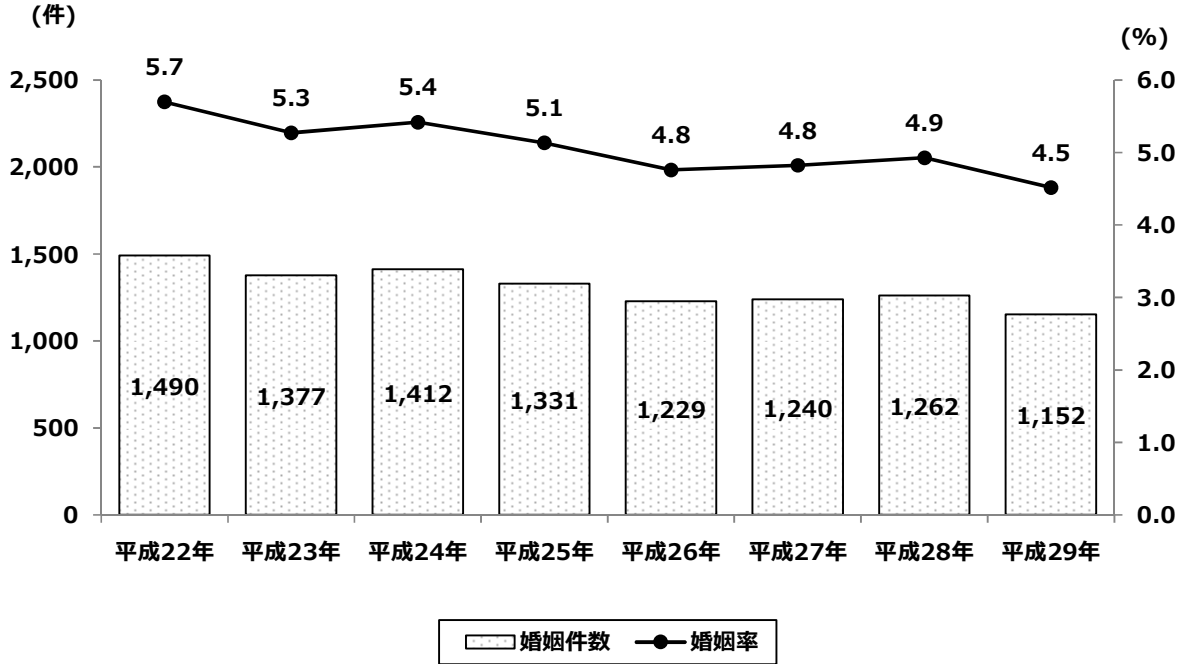


(2)婚姻・離婚の状況(資料:静岡県人口動態統計)

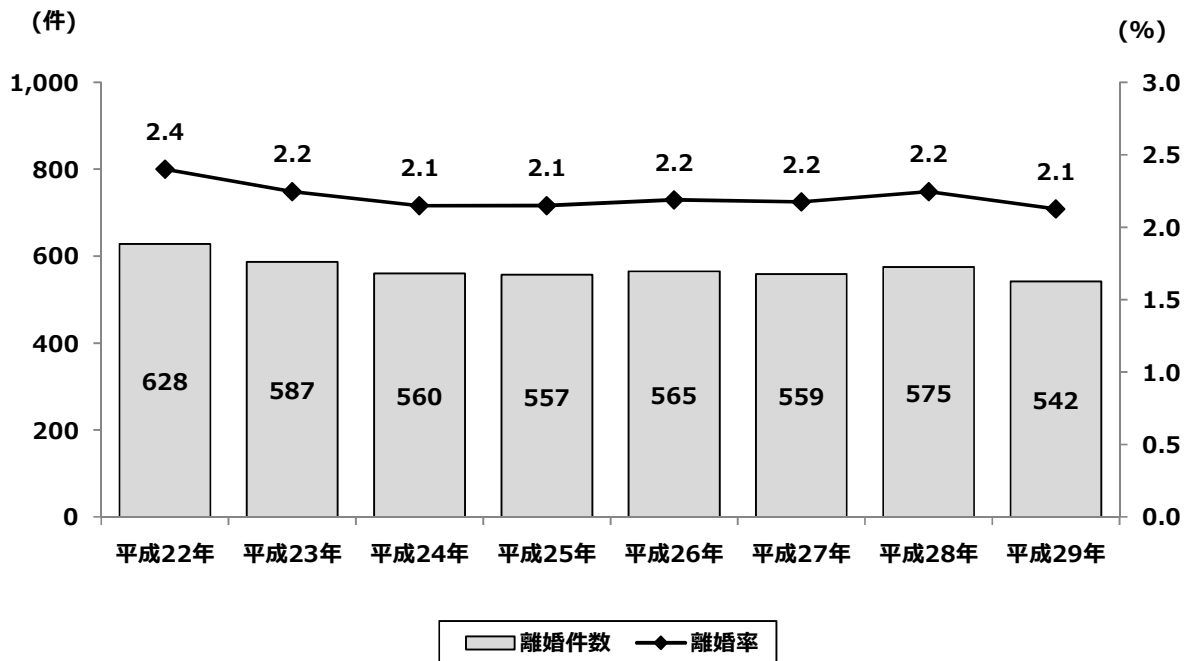
○婚姻件数、婚姻率は、平成22年以降、平成24年と平成28年に若干増加しましたが、減少傾向にあります。

○離婚件数は、平成22年以降、平成26年と平成28年に若干増加しましたが、減少傾向にあります。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



■離婚件数及び離婚率の推移



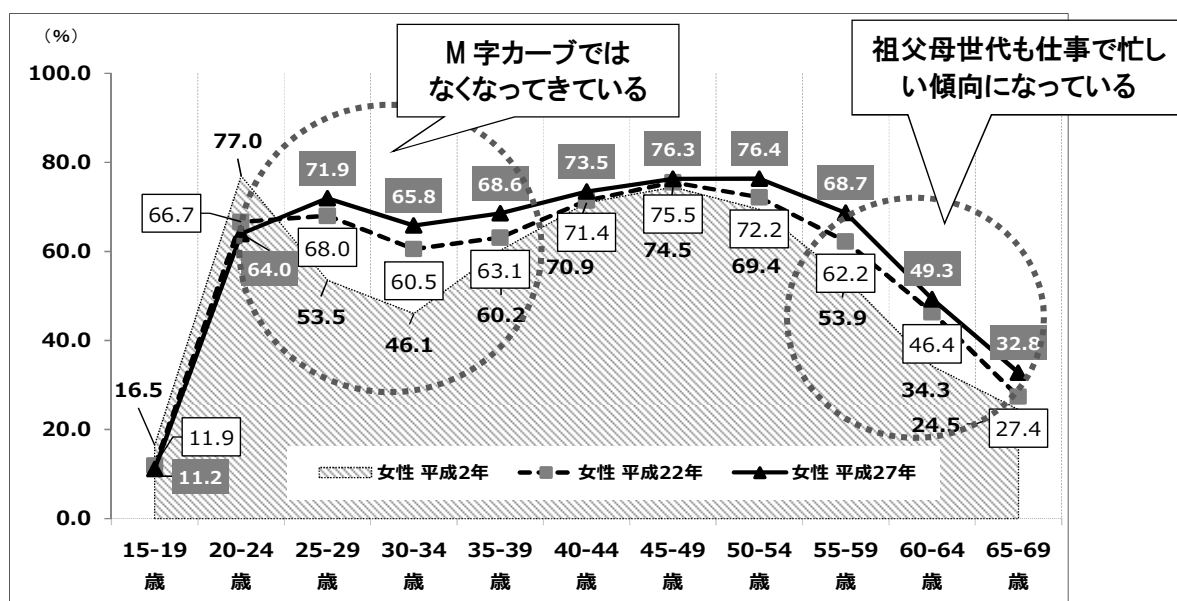
(3)就労の状況(資料:国勢調査)

富士市における25歳～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では71.9%、30～34歳では65.8%、35～39歳では68.6%であり、平成2年の同世代と比較すると大幅な上昇傾向となっています。

また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では76.4%、55～59歳では68.7%、60～64歳では49.3%であり、こちらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形となっており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

さらに、平成22年と平成27年を比較すると25歳以上の全ての世代で、上昇傾向がみられます。

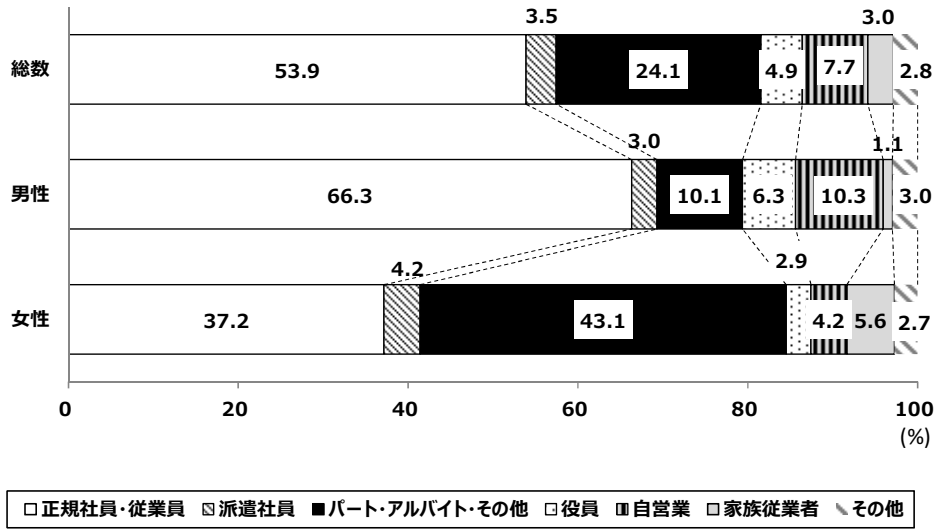
■富士市の女性の年齢別就業率



	平成2年			平成22年			平成27年		
	総数	就業者	就業率	総数	就業者	就業率	総数	就業者	就業率
総数	111,891	45,364	40.5%	128,787	52,215	40.5%	108,858	52,150	47.9%
15～19歳	8,788	1,449	16.5%	5,904	703	11.9%	5,856	654	11.2%
20～24歳	7,328	5,639	77.0%	5,302	3,534	66.7%	4,714	3,015	64.0%
25～29歳	7,388	3,954	53.5%	6,540	4,448	68.0%	5,684	4,089	71.9%
30～34歳	7,462	3,437	46.1%	7,732	4,680	60.5%	6,470	4,259	65.8%
35～39歳	8,118	4,886	60.2%	9,594	6,054	63.1%	7,651	5,246	68.6%
40～44歳	9,727	6,899	70.9%	9,004	6,432	71.4%	9,405	6,909	73.5%
45～49歳	8,624	6,421	74.5%	8,330	6,291	75.5%	8,767	6,689	76.3%
50～54歳	7,625	5,294	69.4%	7,957	5,741	72.2%	8,085	6,173	76.4%
55～59歳	6,699	3,614	53.9%	8,502	5,288	62.2%	7,752	5,323	68.7%
60～64歳	5,491	1,882	34.3%	9,959	4,616	46.4%	8,301	4,091	49.3%
65～69歳	4,418	1,082	24.5%	8,736	2,394	27.4%	9,664	3,165	32.8%
70～74歳	3,408	510	15.0%	7,346	1,128	15.4%	8,302	1,491	18.0%
75～79歳	2,703	219	8.1%	6,169	564	9.1%	6,838	638	9.3%
80～84歳	1,629	62	3.8%	4,567	243	5.3%	5,466	288	5.3%
85歳以上	989	16	1.6%	4,568	99	2.2%	5,903	120	2.0%

○就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が6割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合(平成 27 年国勢調査)



2 家庭や地域の状況

(1) 母子保健の状況

① 母子健康手帳の交付状況

単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
交付数	2,023	1,991	1,894	1,834	1,653

資料：富士市の保健

母子健康手帳の交付状況は、平成26年より減少傾向にあります。

② 健康診査の受診状況

<1歳6か月児健診>

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
対象者数	2,115	2,024	2,010	1,919	1,892
受診者数	2,063	1,980	1,986	1,867	1,873
受診率	97.5%	97.8%	98.8%	97.3%	99.0%

資料：富士市の保健

<3歳児健診>

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
対象者数	2,196	2,055	2,115	1,988	2,026
受診者数	2,131	1,998	2,063	1,947	1,990
受診率	97.0%	97.2%	97.5%	97.9%	98.2%

資料：富士市の保健

乳幼児健康診査の受診率は、横ばいで、平成30年では1歳6か月児健診では99%、3歳児健診では98.2%の受診率となっています。

(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

① 児童虐待相談件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相談実人数 (人)	127	106	82	143	146
相談延件数 (件)	1,140	739	1,078	1,632	2,082

資料：こども家庭課

児童虐待相談延件数は、平成30年で2,082件となっています。

(3)子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果(概要)

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者のおかれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	4,000 票	1,736 票	43.4%
小学生児童のいる世帯	1,476 票	1,399 票	94.7%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

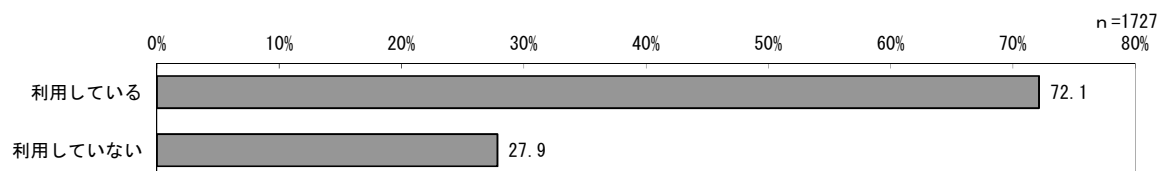
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童のいる世帯

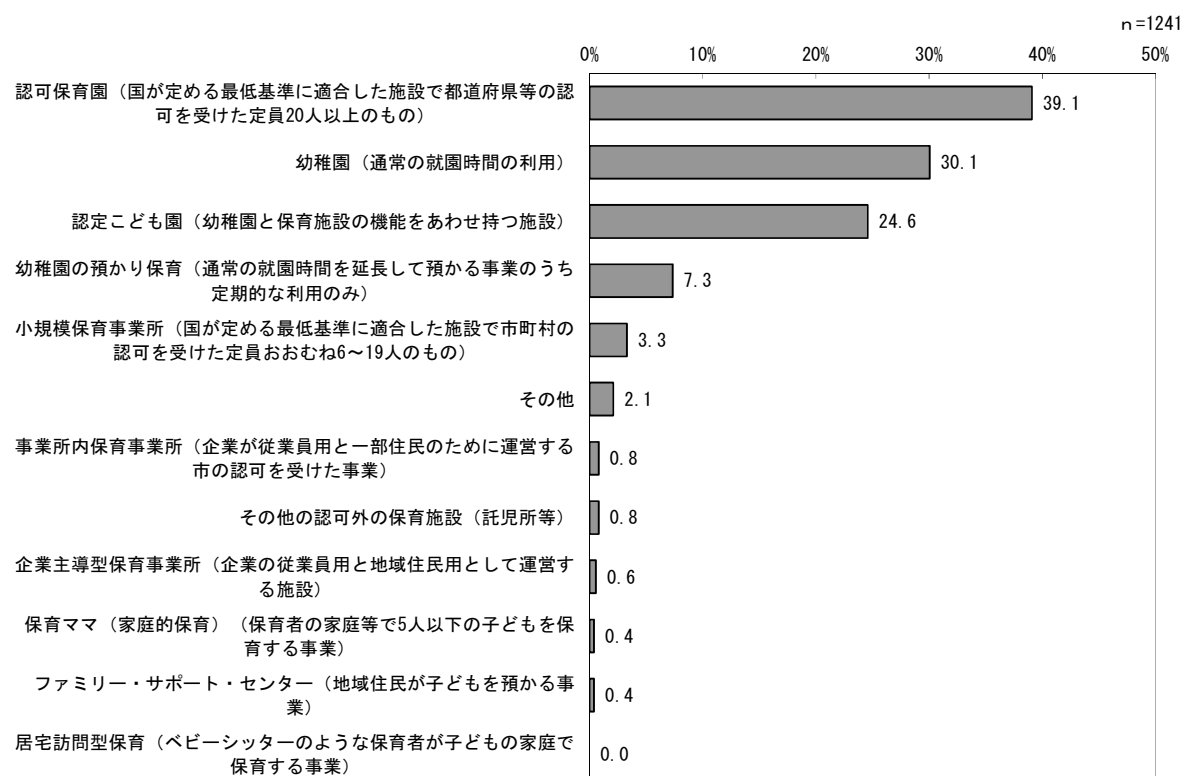
問 12 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」72.1%、「利用していない」27.9%となっています。



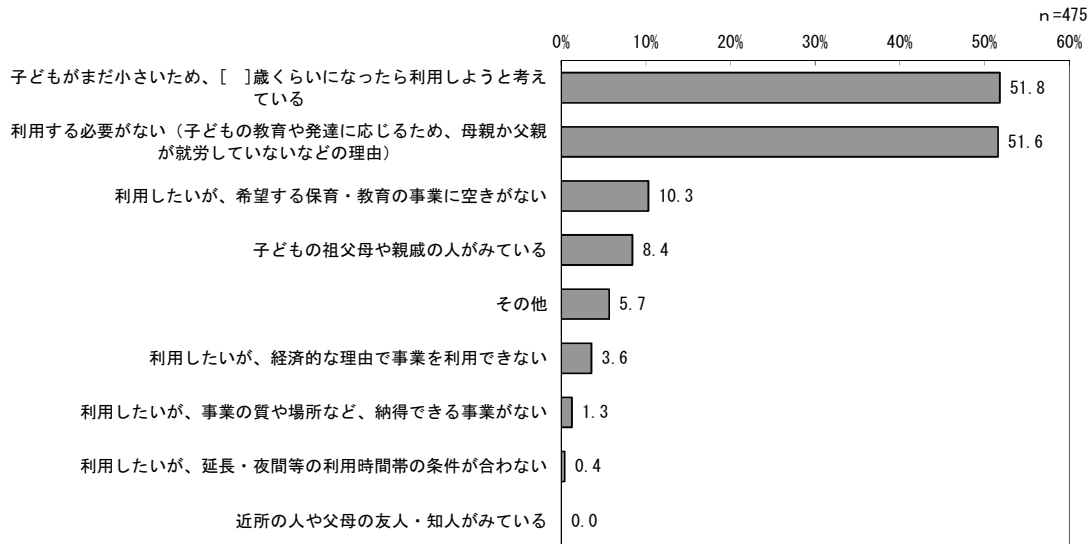
問 12-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認可保育園」39.1%で最も多く、次いで「幼稚園」30.1%、「認定こども園」24.6%、「幼稚園の預かり保育」7.3%、「小規模保育事業所」3.3%と続いています。



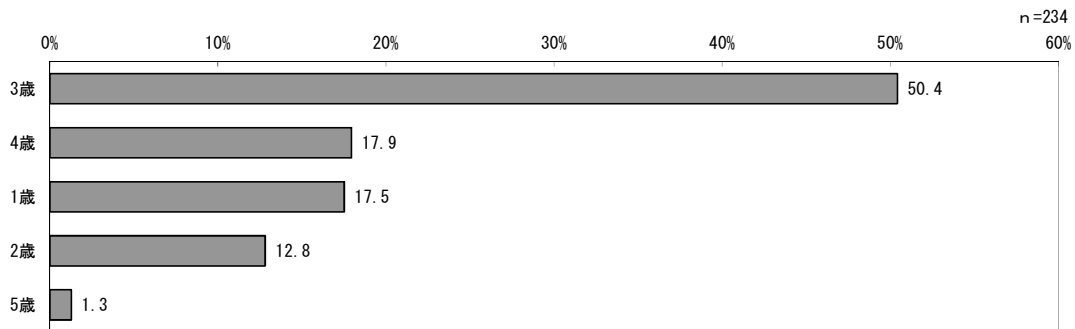
問 12-3 教育・保育の事業を利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」51.8%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」51.6%、「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」10.3%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」8.4%、「その他」5.7%と続いています。



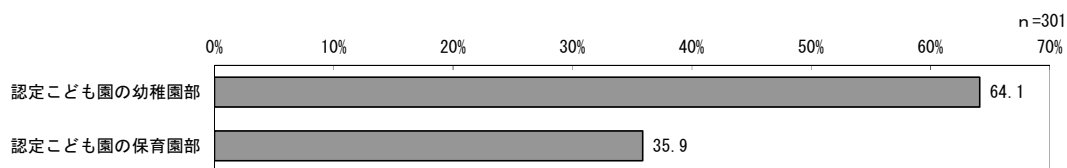
問 12-3 []歳くらいになったら利用しようと考えている子どもの年齢

「3歳」50.4%で最も多く、次いで「4歳」17.9%、「1歳」17.5%、「2歳」12.8%、「5歳」1.3%と続いています。



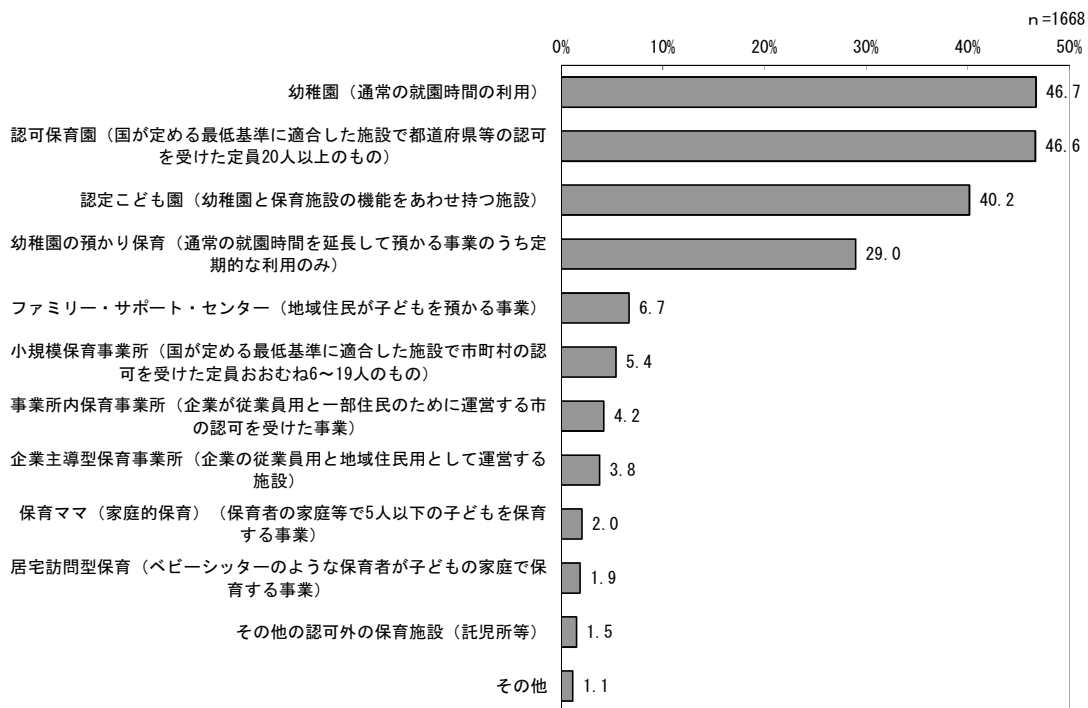
問 12-4 認定こども園の幼稚園部、保育園部どちらを利用していますか

「認定こども園の幼稚園部」64.1%、「認定こども園の保育園部」35.9%となっています。



問 13 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください

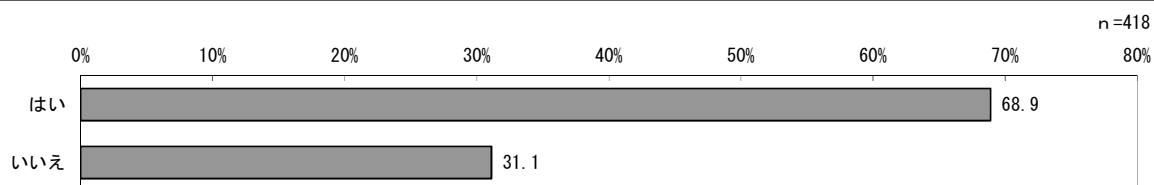
「幼稚園」46.7%で最も多く、次いで「認可保育園」46.6%、「認定こども園」40.2%、「幼稚園の預かり保育」29.0%、「ファミリー・サポート・センター」6.7%と続いています。



第2章

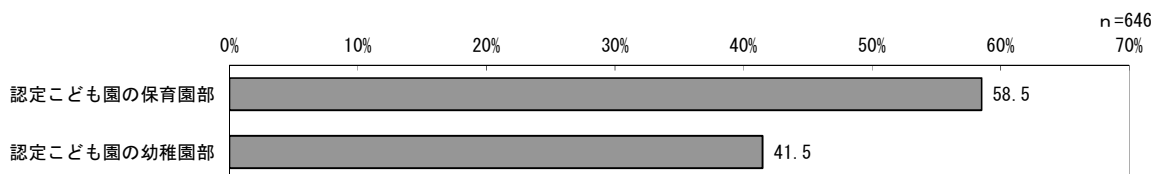
問 13-1 幼稚園や幼稚園の預かり保育を利用して、特に幼稚園(預かり保育含む)の利用を強く希望しますか。あてはまる番号1つに○をつけてください

「はい」68.9%、「いいえ」31.1%となっています。



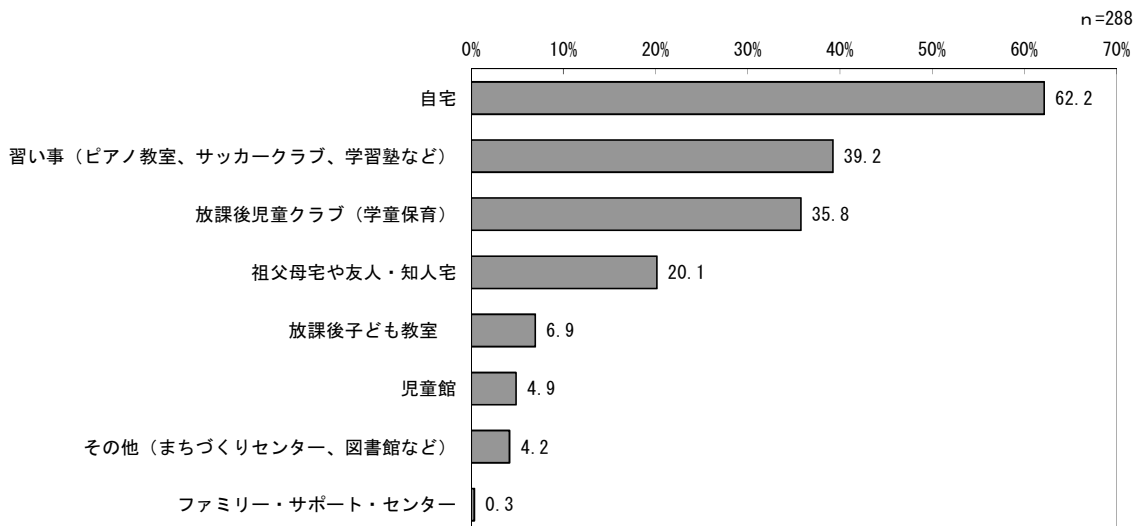
問 13-2 認定こども園の幼稚園部、保育園部どちらの利用を強く希望しますか

「認定こども園の保育園部」58.5%、「認定こども園の幼稚園部」41.5%となっています。



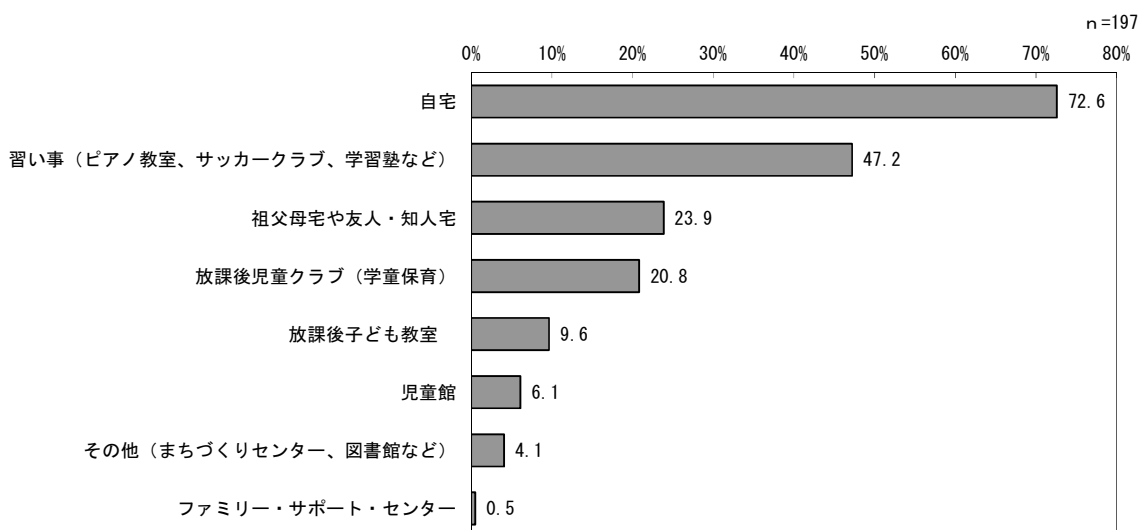
問 22 就学後の平日の放課後を過ごさせたい場所／低学年

「自宅」62.2%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」39.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」35.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」20.1%、「放課後子ども教室」6.9%と続いています。



問 22 就学後の平日の放課後を過ごさせたい場所／高学年

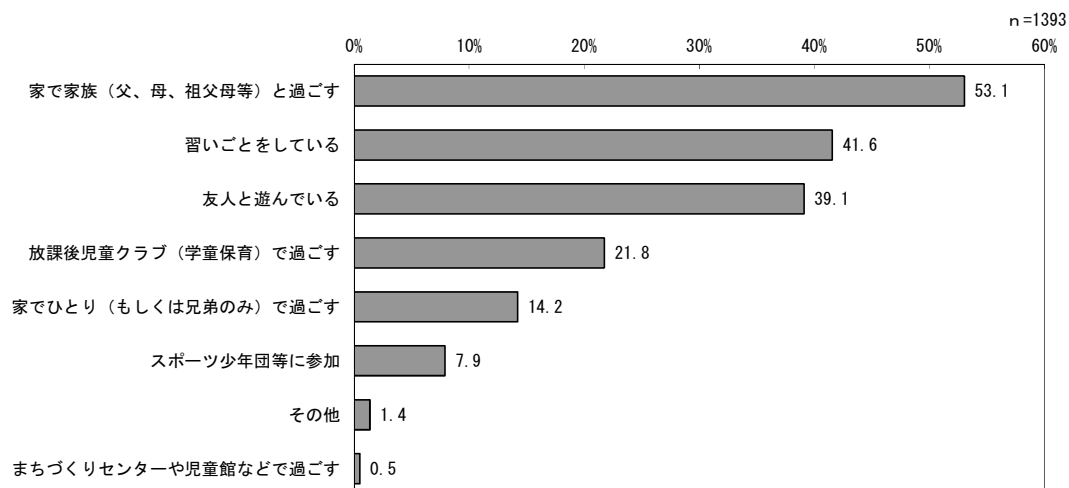
「自宅」72.6%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」47.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」23.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」20.8%、「放課後子ども教室」9.6%と続いています。



●小学生児童のいる世帯

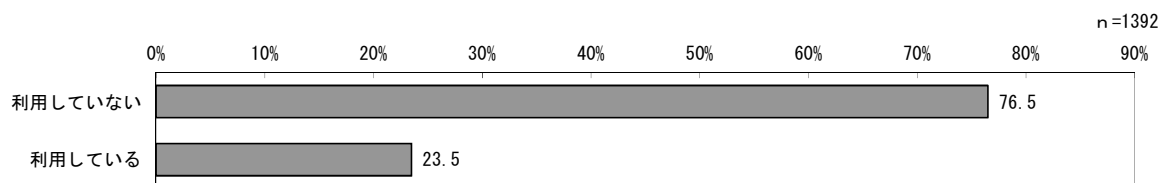
問9 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」53.1%で最も多く、次いで「習いごとをしている」41.6%、「友人と遊んでいる」39.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）で過ごす」21.8%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」14.2%と続いています。



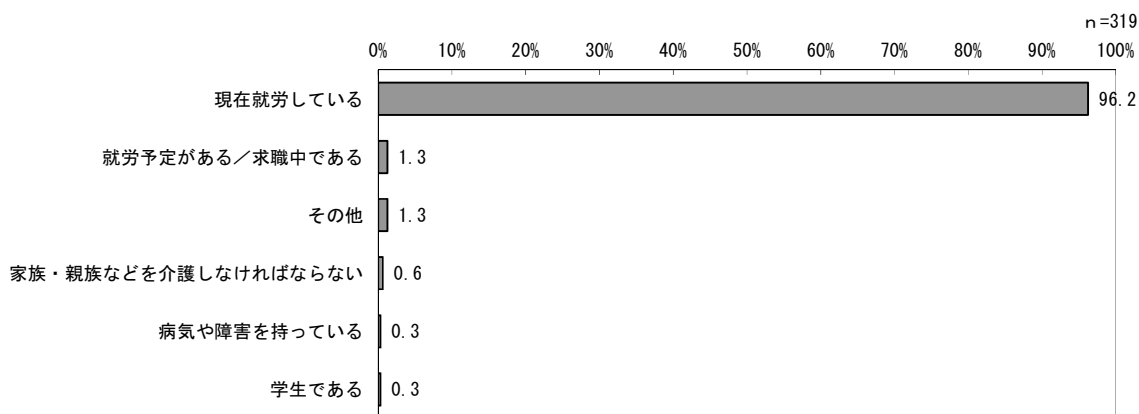
問10 現在、放課後児童クラブを利用していますか

「利用していない」76.5%、「利用している」23.5%となっています。



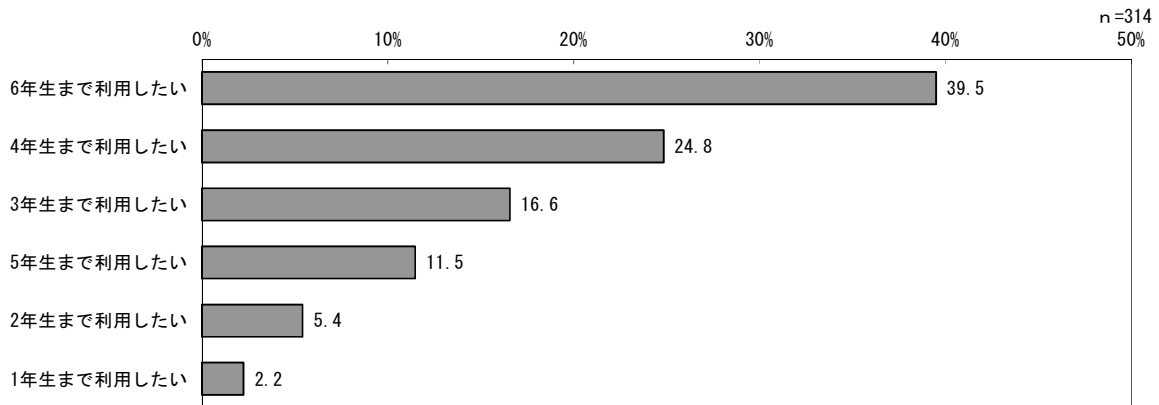
問10-1 (2) 放課後児童クラブを利用しているおもな理由

「現在就労している」96.2%で最も多く、次いで「就労予定がある／求職中である」1.3%、「その他」1.3%、「家族・親族などを介護しなければならない」0.6%、「病気や障害を持っている」0.3%と続いています。



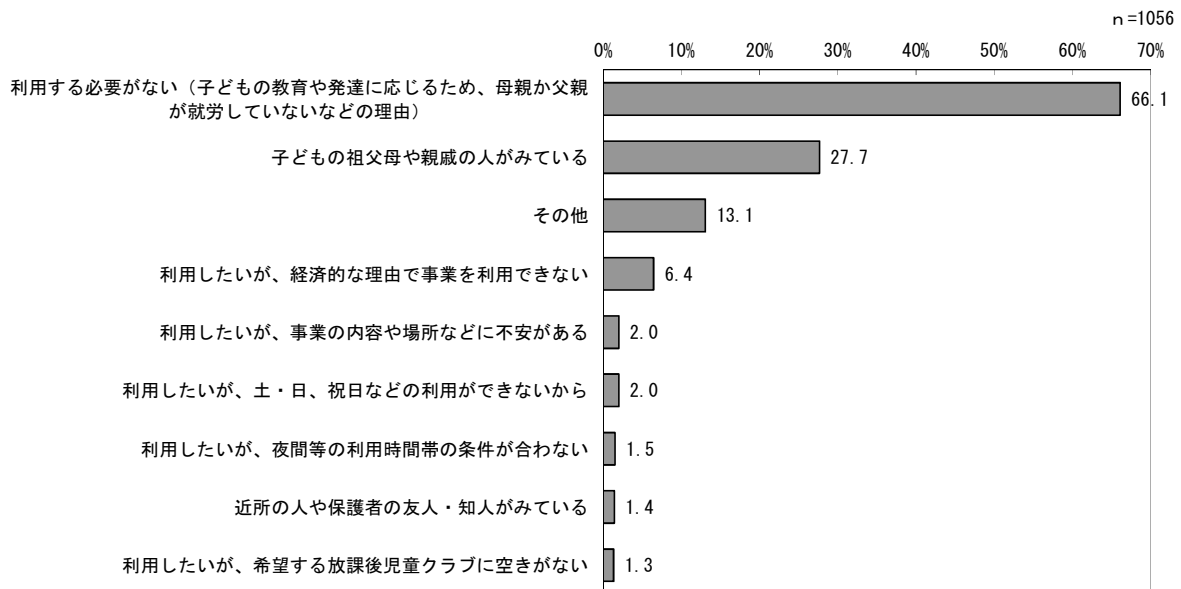
問 10-1 (3) 放課後児童クラブの平日の利用

「6年生まで利用したい」39.5%で最も多く、次いで「4年生まで利用したい」24.8%、「3年生まで利用したい」16.6%、「5年生まで利用したい」11.5%、「2年生まで利用したい」5.4%と続いています。



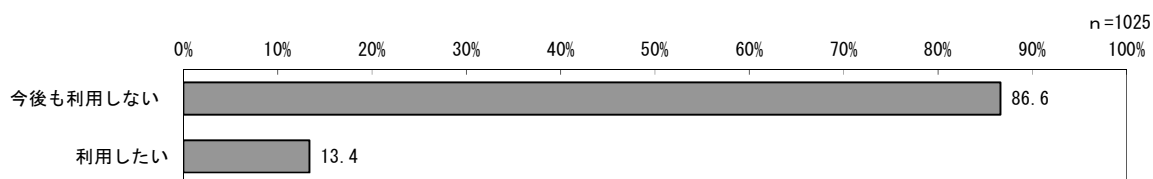
問 10-2 放課後児童クラブを利用していない理由

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」66.1%で最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」27.7%、「その他」13.1%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」6.4%、「利用したいが、事業の内容や場所などに不安がある」2.0%と続いています。



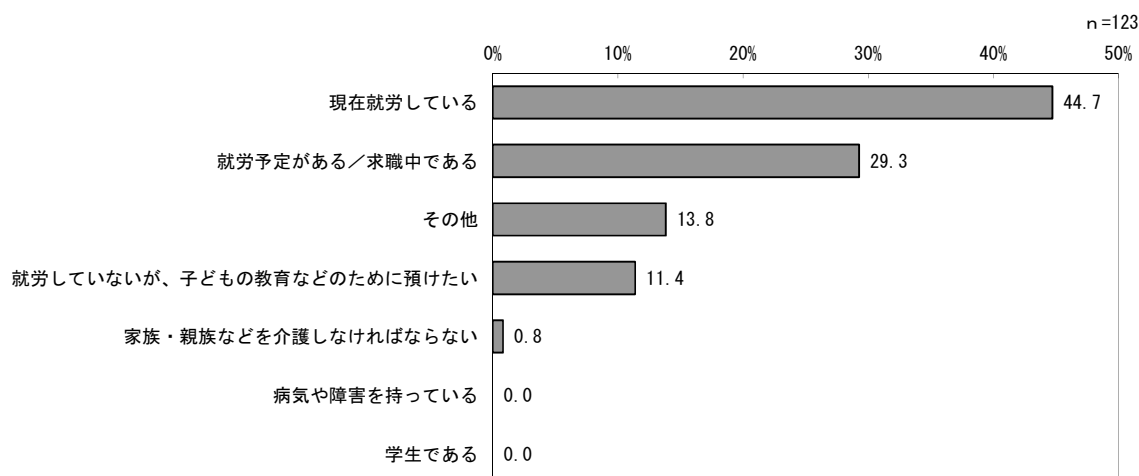
問 10-3 現在放課後児童クラブを利用していなくて今後の放課後児童クラブの利用意向

「今後も利用しない」86.6%、「利用したい」13.4%となっています。



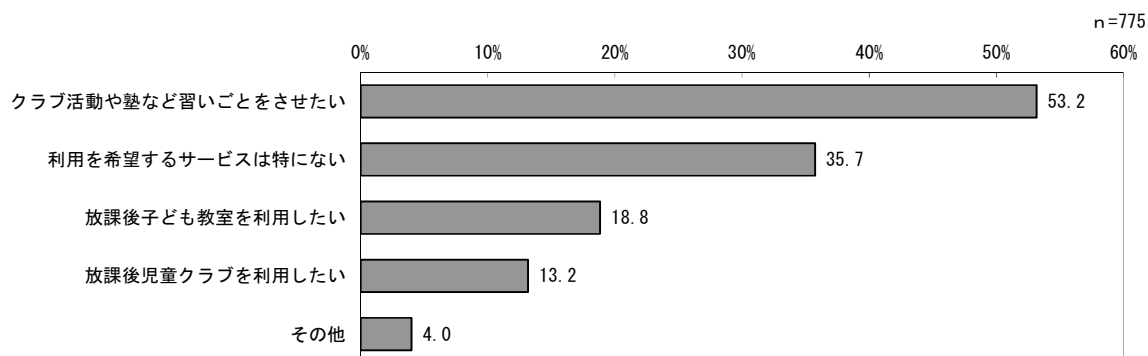
問 10-4 今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいおもな理由

「現在就労している」44.7%で最も多く、次いで「就労予定がある／求職中である」29.3%、「その他」13.8%、「就労していないが、子どもの教育などのために預けたい」11.4%、「家族・親族などを介護しなければならない」0.8%と続いています。



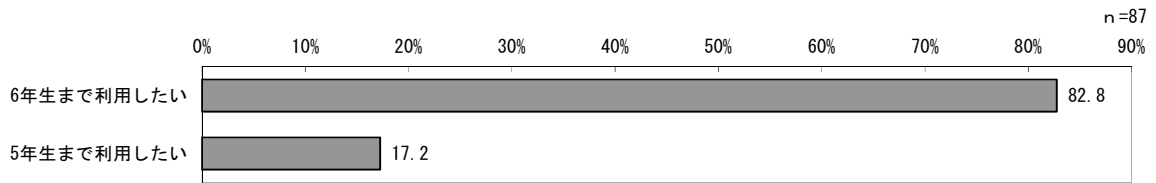
問 11 小学5年生以降の放課後の過ごし方

「クラブ活動や塾など習いごとをさせたい」53.2%で最も多く、次いで「利用を希望するサービスは特にない」35.7%、「放課後子ども教室を利用したい」18.8%、「放課後児童クラブを利用したい」13.2%、「その他」4.0%と続いています。



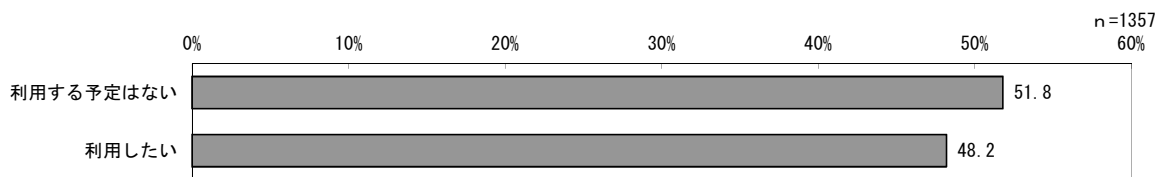
問 11 学年／1.放課後児童クラブを利用したい

「6年生まで利用したい」82.8%、「5年生まで利用したい」17.2%となっています。



問 12 将来の放課後子ども教室の利用意向

「利用する予定はない」51.8%、「利用したい」48.2%となっています。



■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）

アンケートからみる孤立と疎遠状況の推察と課題について

児童虐待や育児放棄などは、保護者が孤立していたり、核家族が進みすぎて身内とも疎遠になつたりしている状況で多く報告されています。

就学前児童のいる世帯アンケートの問9「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問10「子育てについて気軽に相談できる人」をクロス集計分析し、傾向から孤立や疎遠状況となっている可能性を推測します。全体の回答数から約2.8%の就学前児童のいる世帯が孤立している可能性が推察されます。

●就学前児童のいる世帯 ニーズ調査より

		合計	問10 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか	
			いる／ある	いない／ない
全体		1629	1542	87
		100.0%	94.7%	5.3%
問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	619	605	14
		100.0%	97.7%	2.3%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	917	892	25
		100.0%	97.3%	2.7%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	26	26	0
		100.0%	100.0%	0.0%
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	116	113	3	
	100.0%	97.4%	2.6%	
いずれもない	160	114	46	
	100.0%	71.3%	28.8%	

一方で、小学生児童のいる世帯アンケートの問7「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問8「子育てについて気軽に相談できる人」をクロス集計分析し、傾向から孤立や疎遠状況となっている可能性を推測します。全体の回答数から約2.2%の小学生児童のいる世帯が孤立している可能性が推察されます。

●小学生児童のいる世帯 ニーズ調査より

		合計	問8 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人／場所	
			いる／ある	いない／ない
全体		1323	1229	94
		100.0%	92.9%	7.1%
問7 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	506	488	18
		100.0%	96.4%	3.6%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	676	636	40
		100.0%	94.1%	5.9%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	21	21	0
		100.0%	100.0%	0.0%
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	164	157	7	
	100.0%	95.7%	4.3%	
いずれもない	123	94	29	
	100.0%	76.4%	23.6%	

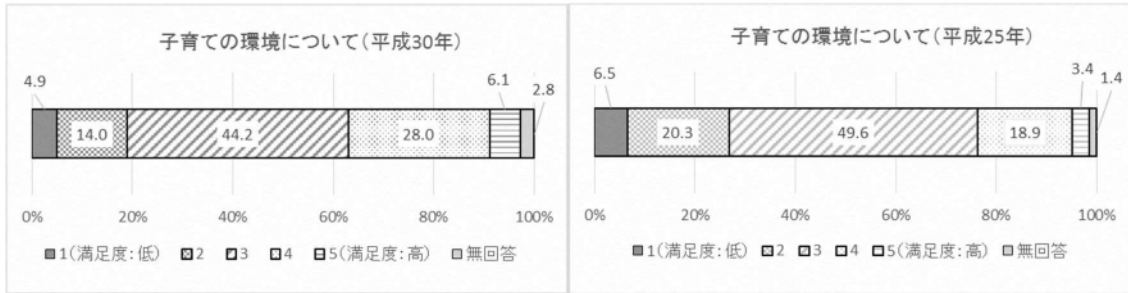
この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の一つと考えられます。

■テーマ3 アンケートからみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前児童のいる世帯アンケートでは、子育てしやすい（5段階評価で4～5）と回答した人が、子育てしにくい（5段階評価で1～2）と回答した人より多くなっています。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすい（5段階評価で4～5）と回答した人の割合が増加しています。

Q：あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。（就学前）



今後の取組検討課題については、就学前児童のいる世帯アンケートの問36「子育てのしやすさの感じ方」と問37「子育て支援について期待すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしにくい（5段階評価で1～2）と回答した方は、幼稚園・保育園の費用補助や子育て支援センターでの講座やイベントなどを希望する傾向が高くなっています。

●就学前児童のいる世帯 ニーズ調査より

	合計	問37 本市の子育て支援について希望することはありますか													
		子育て支援センターのよ うな、親 子ができる 場所を増や してほしい	子育て支 援セン ターやま ちづくり センター での講座 やイベン トを増や してほし い	子連れで も出かけ やすい場 所を増や してほし い	保育園を 増やして ほしいと 感じてい た	幼稚園を 増やして ほしいと 感じてい た	保育園や 幼稚園に かかる費 用を軽減 してほしい	一時預か りなどの 保育サー ビスを充 実にほし い	発達支援 センター、こ とばの教 育などサ ポートを 充実して ほしい	誰もが安 心して医 療機関に かかるの ように子 どもの医 療に関す るサポー トを充実 してほしい	公営住宅 での多子 世帯の優 待入居や 広い部屋 の割りあ りなど、 住宅面で の配慮を してほしい	残業時間 の短縮や 休暇の取 得促進な ど、企業 に対して 職場環境 の改善を 働きかけ てほしい	子育てに 関する学 習機会を つにつく ってほし い	子育てに 関する情 報が配信 されるア プリなど をつくら せてほし い	その他
全体	1861	17.8%	13.5%	66.1%	16.6%	4.0%	51.1%	20.5%	8.3%	21.7%	3.2%	27.9%	7.3%	7.2%	6.8%
問36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか															
1 (子育てしやすいとは感じない)	85	25.9%	27.1%	57.6%	17.6%	7.1%	60.0%	20.0%	11.8%	23.5%	8.2%	22.4%	9.4%	1.2%	18.5%
2	238	17.4%	9.7%	66.5%	21.6%	3.8%	53.0%	22.0%	9.7%	27.5%	4.7%	27.1%	7.6%	7.2%	5.9%
3	749	16.4%	11.5%	66.8%	17.4%	4.7%	54.7%	21.4%	8.3%	22.2%	3.3%	30.0%	6.4%	7.2%	5.9%
4	477	18.2%	15.5%	64.8%	14.7%	2.7%	46.5%	19.1%	7.1%	18.2%	2.1%	27.0%	7.8%	7.8%	6.7%
5 (とても子育てしやすいと感じる)	104	18.3%	17.3%	76.0%	7.7%	3.8%	34.6%	16.3%	7.7%	21.2%	0.0%	21.2%	7.7%	7.7%	7.7%

一方、小学生児童のいる世帯アンケートの問18「子育てのしやすさの感じ方」と問20「子育て支援について期待すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしにくい（5段階評価で1～2）と回答した方は、残業時間の短縮など自治体の企業への働きかけを望む傾向が少し高い傾向となっています。

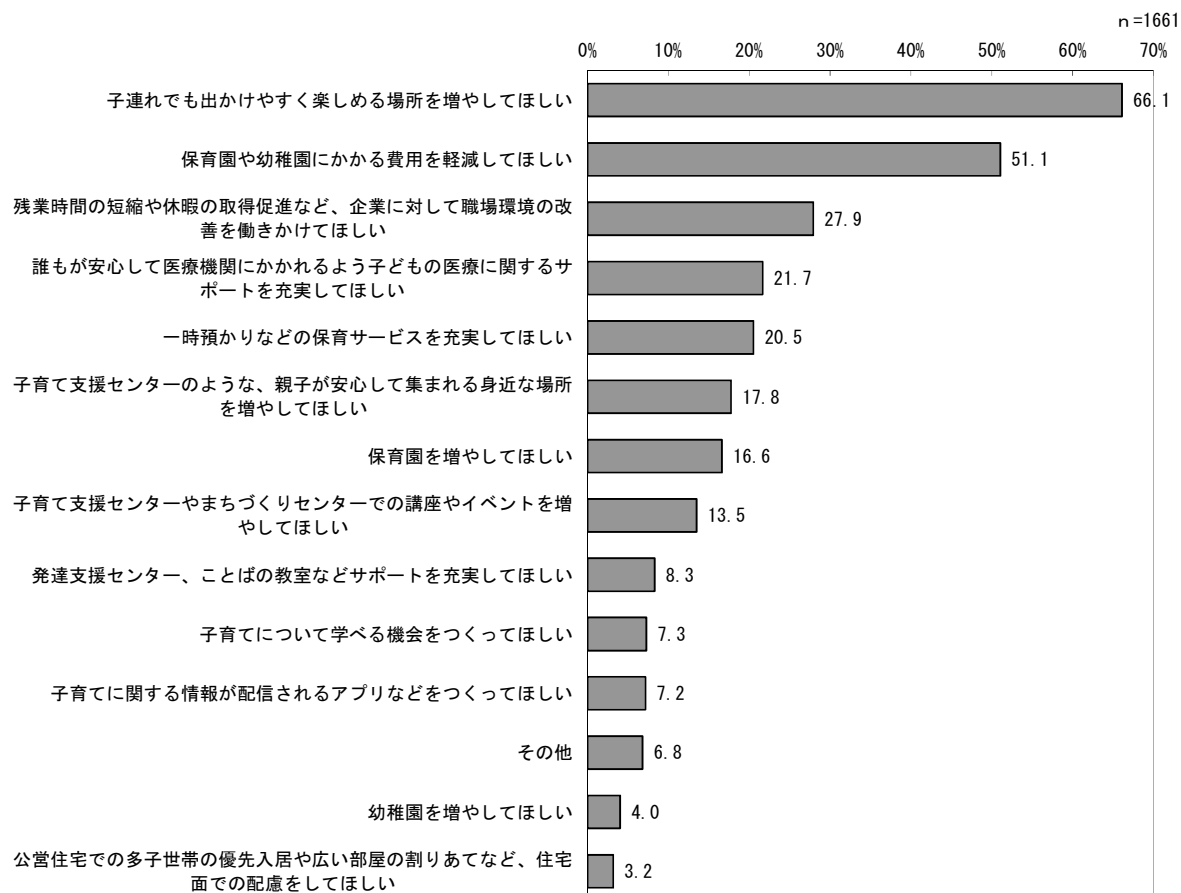
●小学生児童のいる世帯 ニーズ調査より

	合計	問20 本市の子育て支援について希望すること													
		子育て支援センターのよ うな、親 子ができる 場所を増や してほしい	子育て支 援セン ターやま ちづくり センター での講座 やイベン トを増や してほし い	子連れで も出かけ やすい場 所を増や してほし い	保育園を 増やして ほしいと 感じてい た	幼稚園を 増やして ほしいと 感じてい た	保育園や 幼稚園に かかる費 用を軽減 してほしい	一時預か りなどの 保育サー ビスを充 実にほし い	発達支援 センター、こ とばの教 育などサ ポートを 充実して ほしい	誰もが安 心して医 療機関に かかるの ように子 どもの医 療に関す るサポー トを充実 してほしい	公営住宅 での多子 世帯の優 待入居や 広い部屋 の割りあ りなど、 住宅面で の配慮を してほしい	残業時間 の短縮や 休暇の取 得促進な ど、企業 に対して 職場環境 の改善を 働きかけ てほしい	子育てに 関する学 習機会を つにつく ってほし い	子育てに 関する情 報が配信 されるア プリなど をつくら せてほし い	その他
全体	1299	15.3%	15.3%	53.7%	6.6%	2.0%	28.3%	18.0%	8.2%	28.3%	5.1%	24.8%	7.3%	6.9%	8.6%
問18 お住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか															
1 (子育てしやすいとは感じない)	65	13.8%	15.4%	41.5%	12.3%	4.6%	38.5%	27.7%	7.7%	27.7%	7.7%	33.8%	6.2%	4.6%	15.4%
2	185	14.1%	13.0%	52.4%	10.3%	1.1%	36.2%	21.6%	11.9%	33.5%	7.0%	25.4%	8.6%	5.9%	11.4%
3	611	16.7%	15.1%	54.8%	6.4%	2.5%	28.8%	16.4%	6.1%	27.0%	4.9%	26.0%	6.1%	7.5%	8.0%
4	324	14.7%	16.4%	55.6%	4.6%	1.5%	21.3%	17.0%	10.2%	28.7%	4.0%	22.8%	10.2%	7.1%	6.2%
5 (とても子育てしやすいと感じる)	98	13.3%	17.3%	50.0%	4.1%	1.0%	24.5%	15.3%	8.2%	26.5%	5.1%	17.3%	5.1%	6.1%	9.2%

●就学前児童のいる世帯

参考：問 37 本市の子育て支援について希望することはありますか

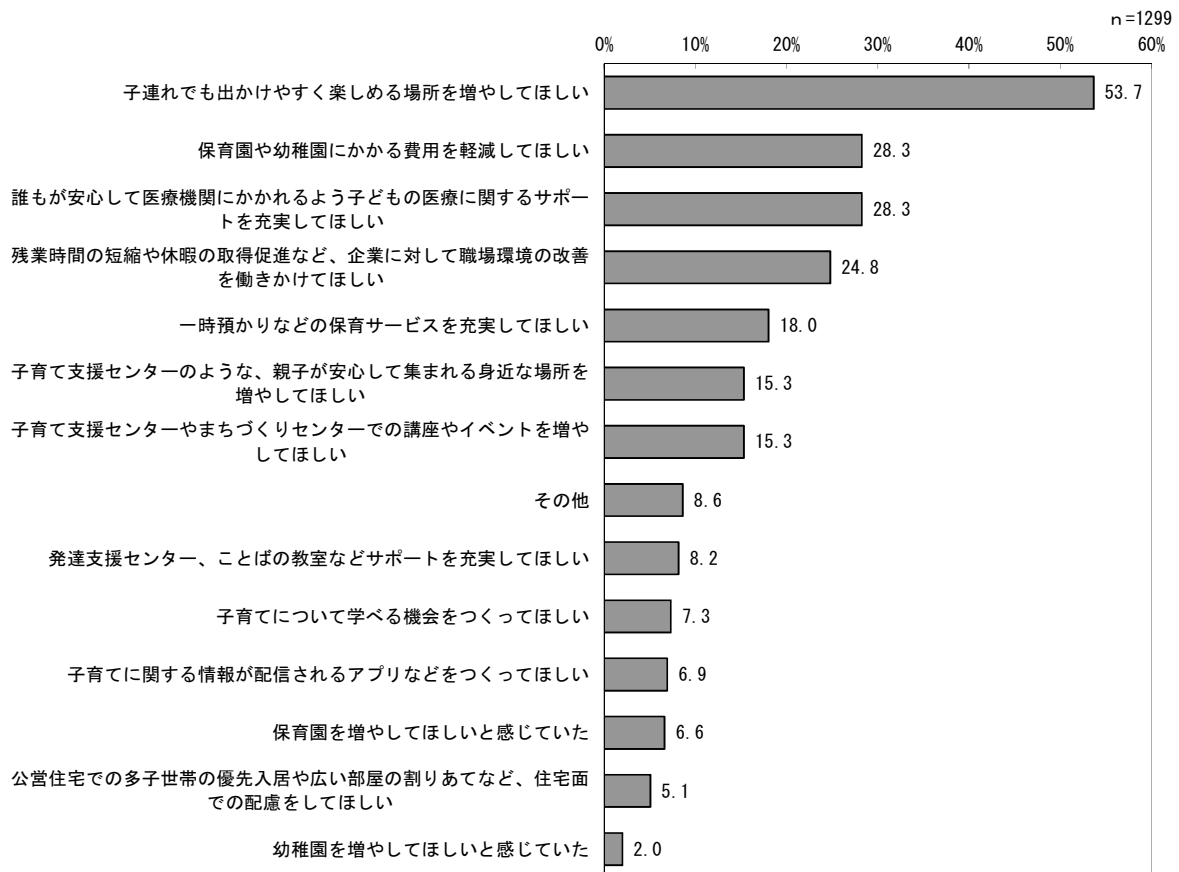
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」66.1%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」51.1%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」27.9%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」21.7%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」20.5%と続いています。



●小学生児童のいる世帯

参考：問 20 本市の子育て支援について希望すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」53.7%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」28.3%、「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」28.3%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」24.8%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」18.0%と続いています。

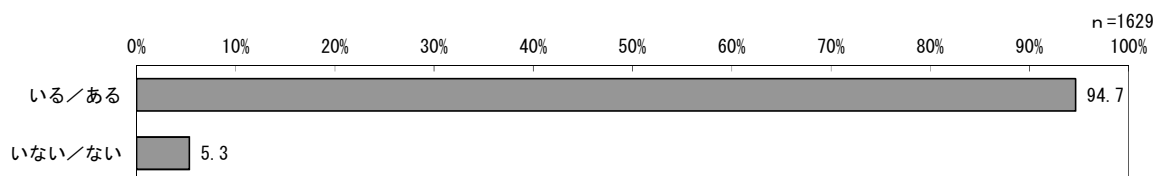


■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童のいる世帯

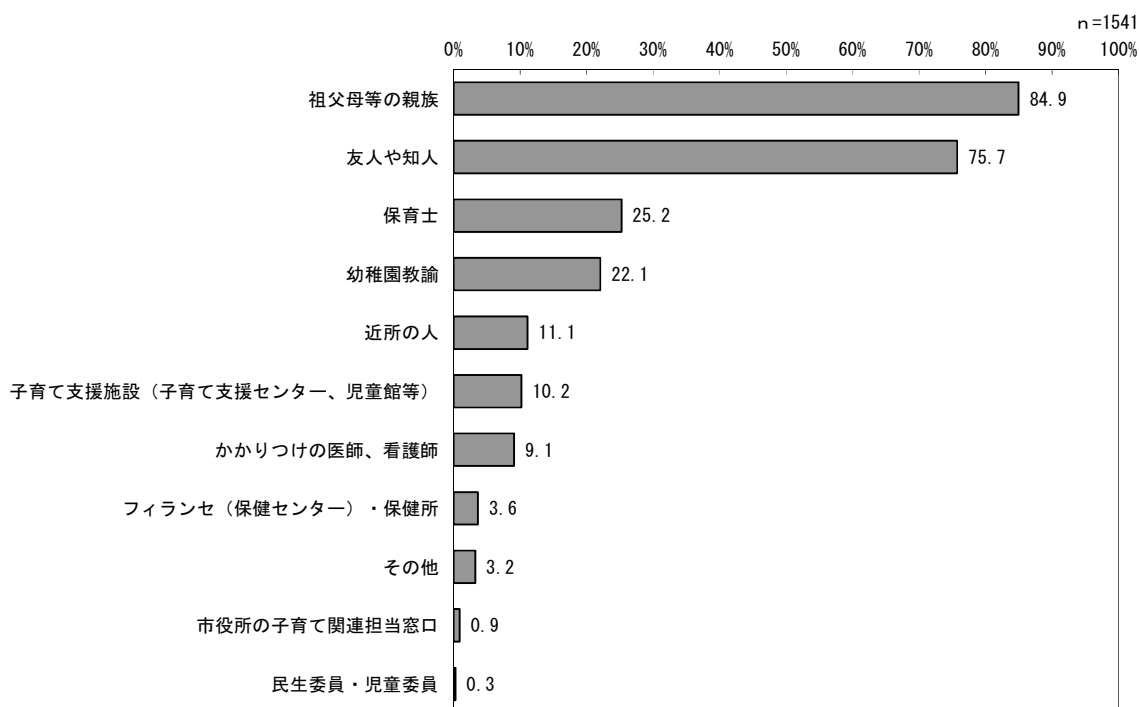
問 10 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか

「いる／ある」94.7%、「いない／ない」5.3%となっています。



問 10-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「祖父母等の親族」84.9%で最も多く、次いで「友人や知人」75.7%、「保育士」25.2%、「幼稚園教諭」22.1%、「近所の人」11.1%と続いています。

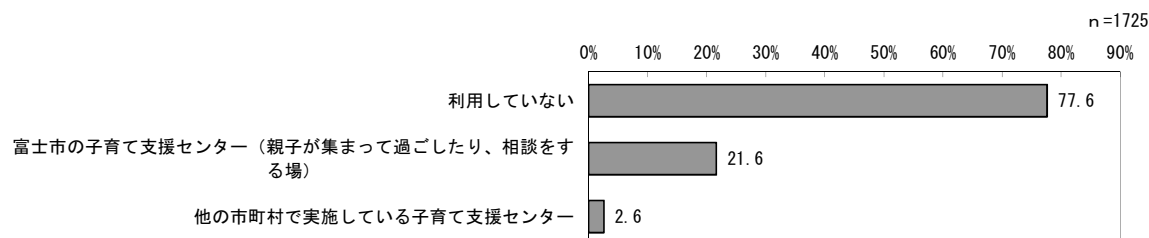


●その他 おもな回答

職場の同僚・先輩、療育センターの先生・職員、塾・習い事の先生、配偶者、保護者自身の兄弟・姉妹、知人

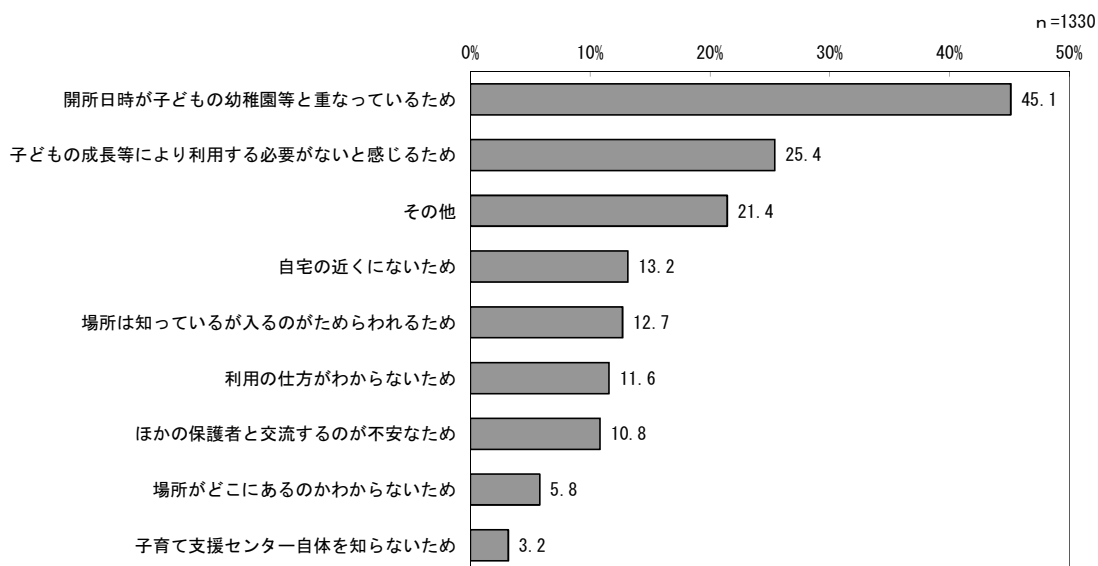
問 14 現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」77.6%で最も多く、次いで「富士市の子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」21.6%、「他の市町村で実施している子育て支援センター」2.6%と続いています。



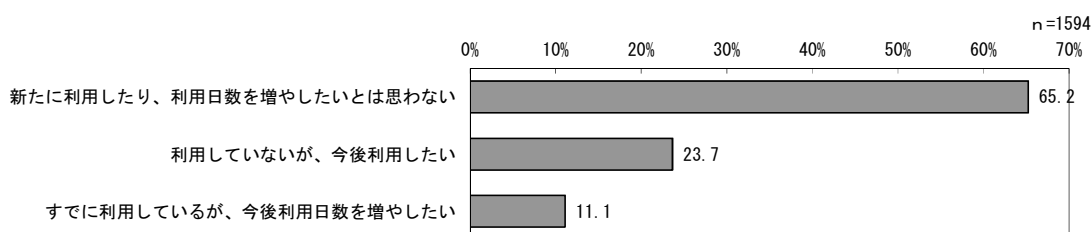
問 14-1 子育て支援センターを利用していない理由は何ですか

「開所日時が子どもの幼稚園等と重なっているため」45.1%で最も多く、次いで「子どもの成長等により利用する必要がないと感じるため」25.4%、「その他」21.4%、「自宅の近くにないため」13.2%、「場所は知っているが入るのがためられるため」12.7%と続いています。



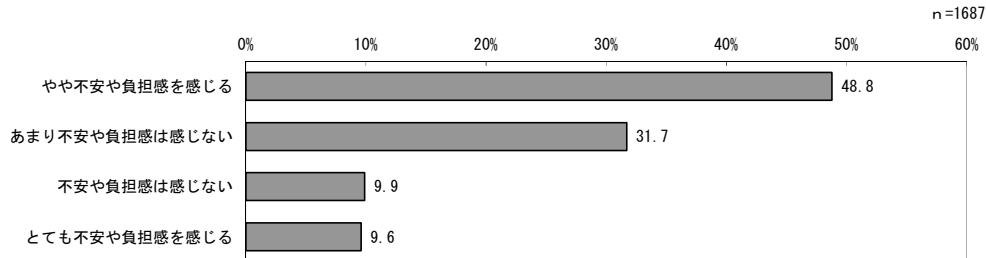
問 15 今後の子育て支援センターの利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」65.2%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」23.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」11.1%と続いています。



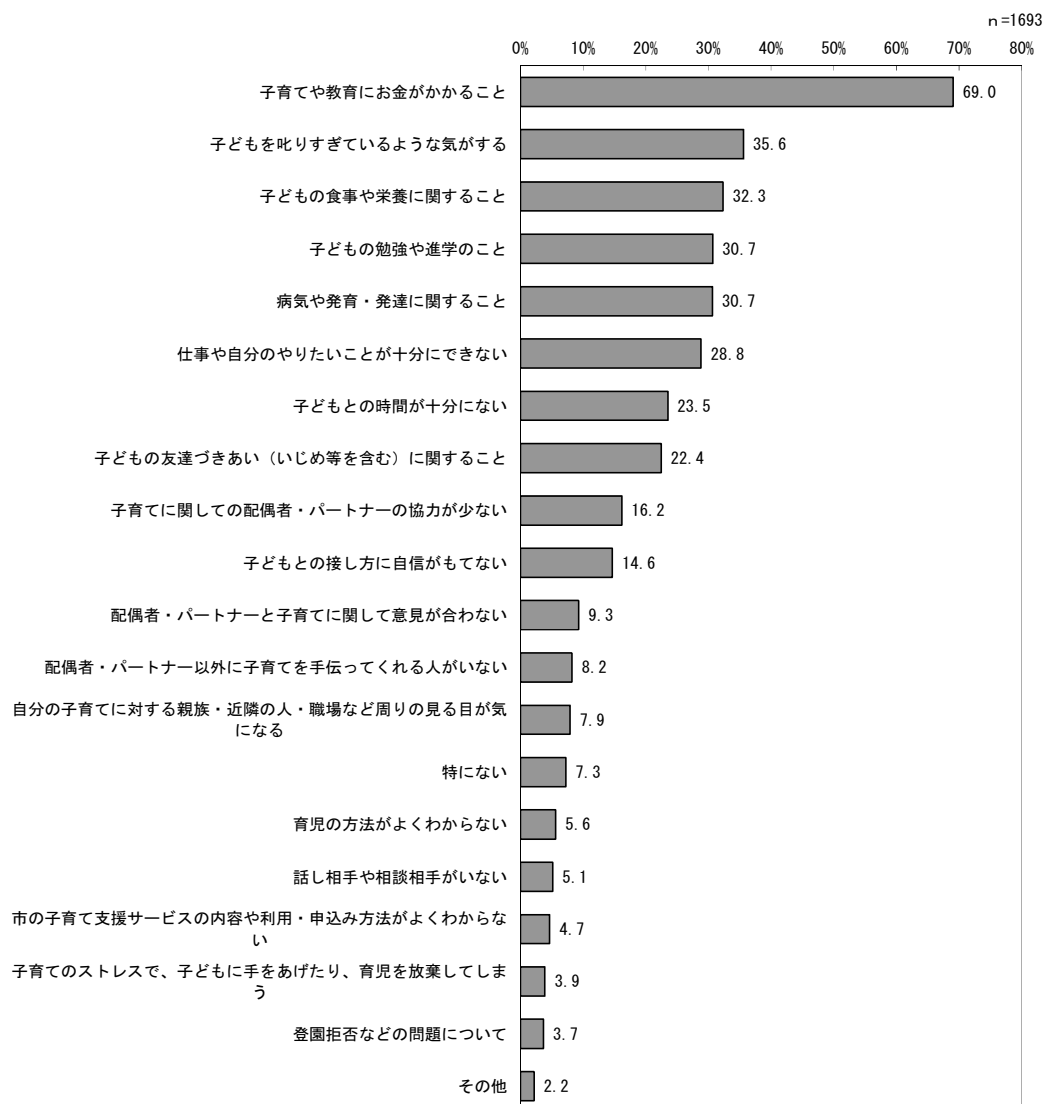
参考：問 33 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」48.8%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感を感じない」31.7%、「不安や負担感を感じない」9.9%、「とても不安や負担感を感じる」9.6%と続いています。



参考：問 34 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

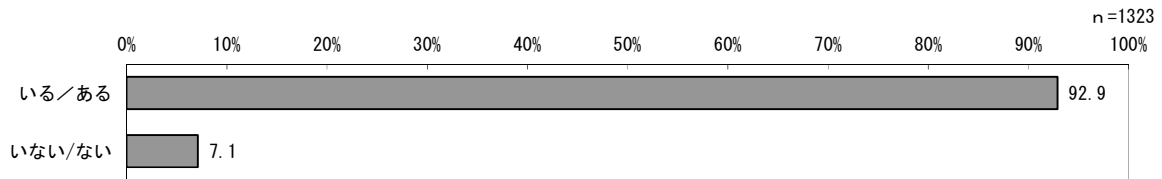
「子育てや教育にお金がかかること」69.0%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」35.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」32.3%、「子どもの勉強や進学のこと」30.7%、「病気や発育・発達に関すること」30.7%と続いています。



●小学生児童のいる世帯

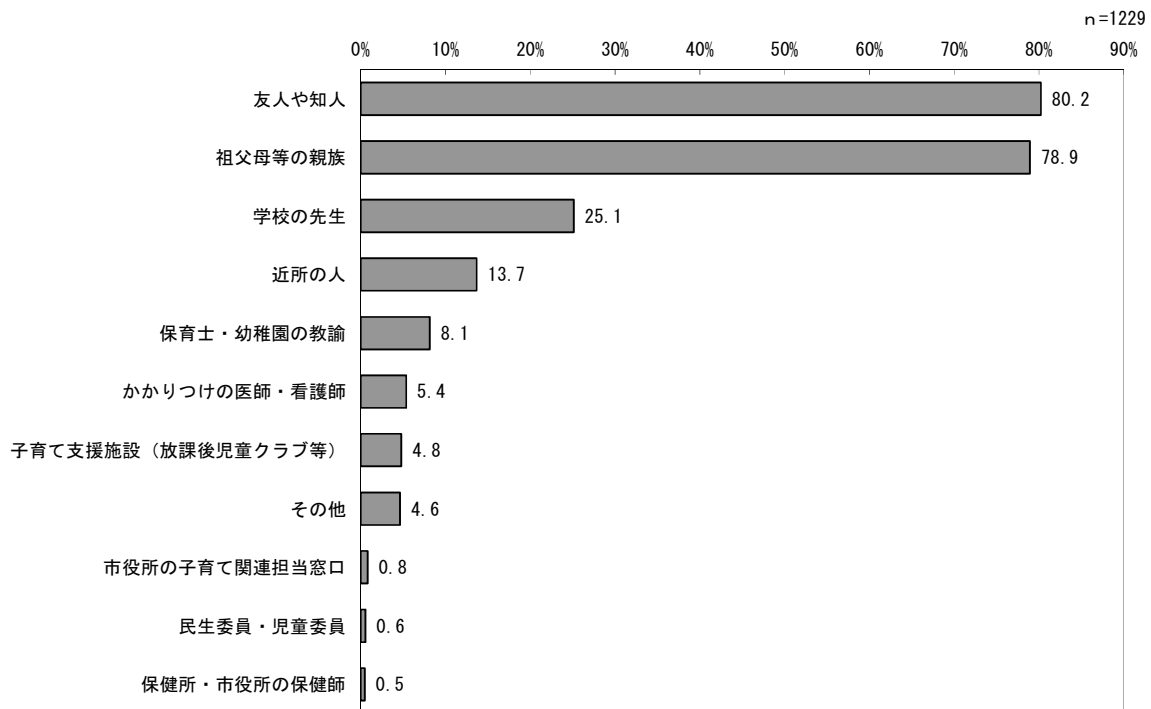
問8 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人／場所

「いる／ある」92.9%、「いない／ない」7.1%となっています。



問8-1 気軽に相談できる相手先は、誰（どこ）

「友人や知人」80.2%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」78.9%、「学校の先生」25.1%、「近所の人」13.7%、「保育士・幼稚園の教諭」8.1%と続いています。

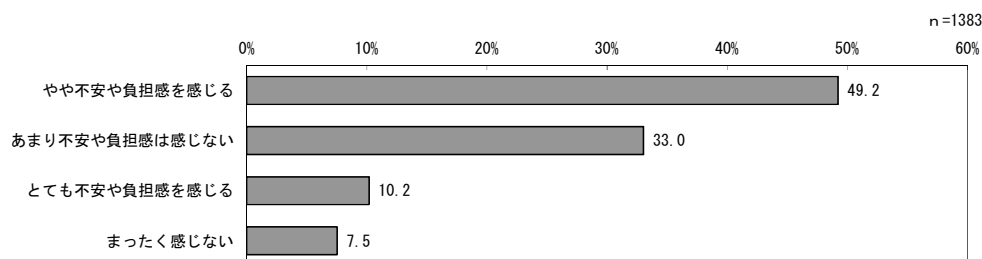


●その他 おもな回答

放課後デイサービスの先生・所長、職場の同僚、塾・習い事の先生、配偶者、親戚、巡回相談、スクールカウンセラー

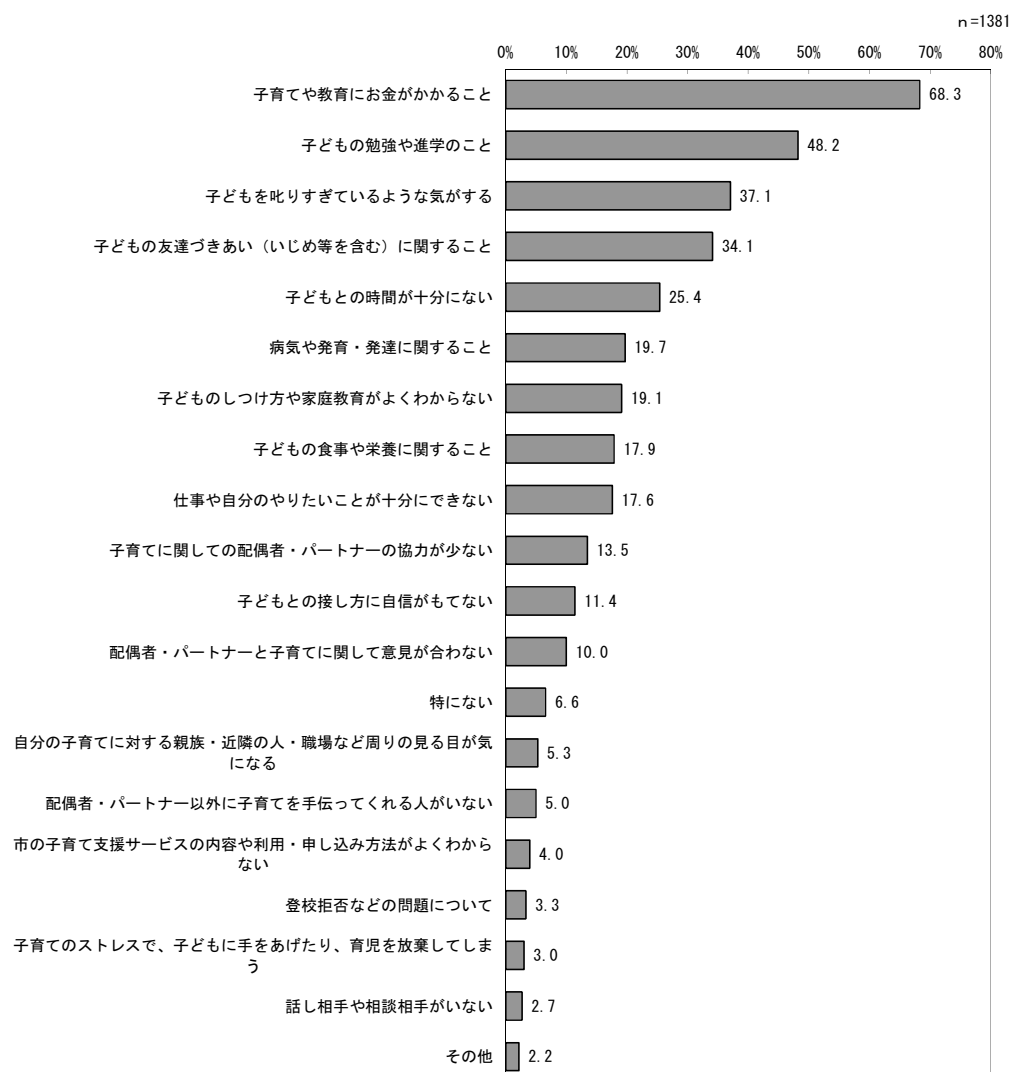
参考：問 16 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」49.2%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感を感じない」33.0%、「とても不安や負担感を感じる」10.2%、「まったく感じない」7.5%と続いています。



参考：問 17 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」68.3%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」48.2%、「子どもを叱りすぎているような気がする」37.1%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」34.1%、「子どもとの時間が十分でない」25.4%と続いています。



(4)子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）

→孤立している保護者がいることが推察されますので、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待やネグレクトを防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどへの参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の一つと考えられます。

●テーマ3 アンケートからみた満足度等について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすい（5段階評価で4～5）と回答した人の割合が増加しています。現況を維持しつつ就学前児童のいる世帯であれば、幼稚園・保育園の費用補助や子育て支援センターでの講座やイベントなどの希望に対応していく必要があります。一方で、小学生児童のいる世帯では残業時間の短縮や休暇の取得促進など自治体の企業への働きかけを望む声があり、ワーク・ライフ・バランスや就業環境改善に向けた事業者向けの情報提供や啓発活動を継続することも必要です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「子育てや教育に関するお金のこと」や「子育ての仕方」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの勉強や進学のこと」、「病気や発育・発達に関すること」などです。相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくと同時に、相談先が分からない方に、気軽に相談できる窓口があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

その他、アンケート結果からみた、第一期計画からの継続課題については、以下のとおりです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

□本市の子育て環境や支援について、満足度が高いと評価した方は約3割強であり、満足度が低いと評価した方より多いことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが必要です。

●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

- 気軽に相談できる場所として、子育て支援施設やフィランセ、子育て総合相談センター等の相談窓口の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。
- 「幼稚園の預かり保育」の利用実績は増加しており、調査結果を見ても利用希望者が一定程度存在することから、今後もさらなる事業の充実が必要です。
- 放課後児童クラブだけでなく、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後必要です。

●多様な生き方・働き方を支援するための課題

- 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者はさらに増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。
- 今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 職場復帰後に教育・保育施設*等の円滑利用ができるよう、利用者に関する支援と事業者に対しては、子育て世帯である従業員への配慮に関する啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。

3 子育て支援サービスの状況

(1)教育・保育施設の状況

①認可保育園・認定こども園（保育園部）の利用定員数と園児数の推移

単位：人

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所	
公立	第一保育園	120	126	120	119	120	118	120	120	120	123
	第二保育園	90	92	90	86	90	83	90	77	90	82
	第三保育園	70	76	70	75	70	73	70	72	70	73
	柏原保育園	60	65	60	70	60	61	60	59	60	55
	杉の木保育園	120	100	120	98	120	100	120	98	120	106
	広見保育園	120	128	120	123	120	126	120	124	120	127
	中野保育園	70	79	70	75	70	73	70	71	70	78
	蓼原保育園	100	105	100	103	100	105	100	111	100	117
	南保育園	130	130	130	118	130	115	130	109	130	106
	浜保育園	90	69	90	68	90	70	90	73	90	81
	なかじま保育園	120	121	120	121	120	126	120	126	120	127
	岩本保育園	90	84	90	76	90	81	90	79	90	79
	森島保育園	80	78	80	78	80	74	80	79	80	94
	鷹岡保育園	90	87	90	88	90	86	90	82	90	81
	厚原保育園	140	133	140	129	140	121	140	116	140	115
	浅間保育園	90	83	90	81	90	89	100	93	100	97
	てんま保育園	60	52	60	51	60	53	60	56	60	61
	松千代保育園	90	86	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩淵保育園	60	66	60	73	60	70	60	56	60	58
	松野こども園	-	-	90	83	90	82	90	88	90	83
小計	1,790	1,760	1,790	1,715	1,790	1,706	1,800	1,689	1,800	1,743	
私立	伝法保育園	250	238	250	232	250	236	250	240	250	253
	松の実保育園	90	83	90	91	90	92	90	100	90	103
	緑ヶ丘保育園	90	102	90	94	90	97	90	93	90	94
	ひな保育園	90	99	90	100	90	99	90	97	90	90
	中里保育園	120	132	120	129	120	134	120	130	120	128
	愛生保育園	120	118	120	109	120	102	120	97	120	99
	富士見台リズム保育園	260	257	260	263	260	261	260	262	260	266
	富士さくら保育園	30	25	30	33	30	24	30	30	30	28
	えのき保育園	30	30	30	30	30	28	30	31	30	31
	富士保育園	150	164	150	160	150	165	150	162	150	163
	岩松保育園	60	67	60	71	60	71	60	72	64	70
	みどりご保育園	120	112	140	126	140	122	140	122	140	127
	松岡保育園	150	137	150	151	150	152	150	148	150	147
	わかさ保育園	90	85	90	83	90	84	90	86	90	78
	富士わかば保育園	90	91	90	96	90	92	90	92	90	91
	認定こども園わかば幼稚園	70	80	70	72	100	85	100	80	90	101
	すみれ認定こども園	75	78	75	70	75	75	75	72	75	70
	認定こども園みのる幼稚園	50	54	50	51	50	51	50	50	50	54
	たかおかこども園	50	56	50	58	50	61	50	61	50	61
	認定こども園曙幼稚園	100	71	100	83	100	84	100	80	100	92
認定こども園富士見台リズム	130	98	130	110	130	119	130	121	130	115	
認定こども園鈴川幼稚園	15	6	15	13	15	14	15	14	20	17	
認定こども園須津幼稚園	-	-	-	-	47	32	47	38	47	44	
富士中央幼稚園	30	10	30	17	30	21	30	24	30	30	
認定こども園富士ふたば幼稚園	76	53	76	73	76	76	76	76	76	78	

認定こども園さくら台幼稚園	-	-	85	42	85	59	85	65	85	70
小計	2,336	2,246	2,441	2,357	2,518	2,436	2,518	2,443	2,517	2,500
公立・私立合計	4,126	4,006	4,231	4,072	4,308	4,142	4,318	4,132	4,317	4,243
公立・私立入園率	97.1%		96.2%		96.1%		95.7%		98.3%	

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

保育需要の伸びと、それに伴う私立幼稚園の認定こども園化等により定員数、入園児童数ともに増加しています。

②小規模保育事業所・事業所内保育施設の利用定員数と園児数の推移

単位：人

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所	定員数	入所
公立	みなみっこ	-	-	-	-	-	-	11	11	11	11
	てんまっこ	-	-	-	-	-	-	11	7	11	11
	小計	-	-	-	-	-	-	22	18	22	22
私立	チビッコ園ひばり	18	16	18	14	18	18	18	21	18	22
	長田小児センター	9	7	9	7	12	10	18	17	18	20
	つぐみ	-	-	15	10	15	14	15	15	15	11
	慶明保育園	-	-	-	-	-	-	12	11	12	12
	託児ルームぴよこ	13	9	13	11	15	10	-	-	-	-
	くものうえ	-	-	-	-	-	-	18	16	18	17
	保育所ちびっこハウス富士松本園	17	12	17	14	17	14	17	17	17	15
	プティット富士中央保育園	15	10	15	14	19	19	19	16	19	10
	ドゥーラの森	-	-	-	-	18	19	18	17	18	16
	富士にじいろ保育園	-	-	-	-	-	-	19	18	19	20
	ゆい保育園	-	-	-	-	-	-	19	19	19	18
	小規模保育所きのみ	-	-	-	-	-	-	-	-	18	15
	富士こでまり保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	18	15
	富士ことのは保育園	-	-	-	-	18	17	18	13	18	17
新富士病院事業所内保育事業所がっこう園			18	14	18	16	18	14	18	9	
小計	72	54	105	84	150	137	209	194	245	217	
公立・私立計	72	54	105	84	150	137	231	212	267	239	
公立・私立入園率	75.0%		80.0%		91.3%		91.8%		89.5%		

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

0～2歳児の保育需要の伸びと、それに伴う小規模保育事業所の開設等により定員数、入園児童数ともに増加しています。

③待機児童数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数	32	34	37	2	0

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

施設整備等により、受入れ枠が増加した結果、平成31年4月時点の待機児童は解消しています。

④幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の利用定員数と園児数

単位：人

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	定員数	入園 児童数	定員数	入園 児童数	定員数	入園 児童数	定員数	入園 児童数	定員数	入園 児童数	
公立	元吉原幼稚園	20	10	20	6	20	10	20	5	20	4
	昭和幼稚園	105	90	105	87	105	72	105	59	93	51
	原田幼稚園	105	87	105	71	105	57	105	53	93	48
	大淵幼稚園	105	86	105	60	105	45	105	27	93	24
	田子浦幼稚園	210	139	210	114	210	93	210	95	186	101
	浜幼稚園	105	43	105	27	105	22	140	10	93	6
	岩松幼稚園	210	154	210	122	210	109	210	112	186	96
	南幼稚園	105	58	105	48	105	40	105	35	93	30
	天間幼稚園	105	83	105	75	105	66	105	63	93	55
	富士川第一幼稚園	90	50	90	48	90	34	90	36	83	44
	富士川第二幼稚園	90	70	-	-	-	-	-	-	-	-
	松野こども園	-	-	75	66	75	68	75	66	75	65
小計	1,250	870	1,235	724	1,235	548	1,270	561	1,033	459	
私立	吉原聖母幼稚園	170	116	170	109	170	93	170	100	170	109
	認定こども園鈴川幼稚園	60	47	60	46	60	41	60	45	60	42
	認定こども園須津幼稚園	210	163	210	143	150	132	150	118	150	111
	いまいづみ幼稚園	240	210	240	216	240	233	240	242	240	246
	認定こども園曙幼稚園	130	181	150	155	150	154	150	150	150	154
	富士光明幼稚園	210	175	210	181	210	192	210	183	210	174
	神戸幼稚園	150	119	150	129	150	112	150	88	150	79
	認定こども園ふたば幼稚園	306	315	300	273	300	272	300	258	300	265
	認定こども園たかおかこども園	150	174	150	147	150	158	150	151	150	153
	するが幼稚園	350	354	350	354	350	355	350	336	350	307
	認定こども園わかば幼稚園	213	185	213	116	213	111	213	105	150	77
	富士リズム幼稚園	360	316	360	303	360	297	360	283	360	289
	ゆきよし幼稚園	200	168	200	172	200	167	200	163	200	136
	藤田幼稚園	250	179	250	203	250	203	250	189	250	164
	認定こどもみのる幼稚園	130	147	130	103	130	99	130	101	130	103
	認定こども園富士中央幼稚園	100	101	100	83	100	93	100	83	100	80
	認定こども園さくら台幼稚園	150	130	90	107	90	91	90	86	90	75
	認定こども園富士見台リズム	45	73	45	67	45	56	45	49	45	45
すみれ認定こども園	30	15	30	25	30	27	30	27	30	29	
小計	3,454	3,168	3,408	2,932	3,348	2,886	3,348	2,757	3,285	2,638	
合計	4,704	4,038	4,643	3,656	4,583	3,434	4,618	3,318	4,318	3,097	
入園率		85.8%		78.7%		74.9%		71.8%		71.7%	

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

幼稚園の入園児童数は、年々減少しており平成31年度は3,097人となっています。

⑤放課後児童クラブ児童数の推移

単位：人

クラブ名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
広見子どもクラブA	55	67	74	133	95
広見子どもクラブB	55	68	73	135	95
富士見台児童クラブ	43	38	32	45	53
富士かじま児童クラブ第1	45	40	49	69	70
富士かじま児童クラブ第2	66	52	48	76	72
富士かじま児童クラブ第3	-	40	44	72	68
小木の里子どもクラブA	50	51	51	51	51
小木の里子どもクラブB	54	65	83	92	87
大淵児童クラブ3	47	53	64	63	92
ききょうの里子どもクラブA	70	70	59	60	63
ききょうの里子どもクラブB	55	60	74	58	65
ききょうの里子どもクラブC	55	50	48	68	62
須津なかよしクラブ37	42	37	50	50	43
須津げんきクラブ	47	33	38	37	33
須津スマイルクラブ	-	39	34	33	31
よしわらっ子児童クラブ第1	75	47	46	42	38
よしわらっ子児童クラブ第2	-	43	45	41	38
いまいずみ児童クラブ	50	46	58	79	60
いまいずみ第2児童クラブ	46	50	55	52	57
伝法児童クラブ第1	42	49	57	71	60
伝法児童クラブ第2	57	53	53	60	59
丘第1児童クラブ	45	45	70	81	60
丘第2児童クラブ	54	55	61	86	78
丘第3児童クラブ	54	55	67	88	76
たごうら南児童クラブ	42	49	46	37	40
たごうら北児童クラブ	47	56	46	48	44
元吉原児童クラブ	32	17	33	31	29
岩松北第1児童クラブ	47	71	49	60	55
岩松北第2児童クラブ	49	50	55	61	59
岩松北第3児童クラブ	46	50	56	52	60
岩松北第4児童クラブ	-	-	29	28	35
青葉台児童クラブA	52	56	58	60	70
青葉台児童クラブB	55	60	64	65	70
松風児童クラブ1	37	34	43	66	80
松風児童クラブ2	45	48	62	64	56
はらだ児童クラブ	43	41	60	56	61
てんまっ子児童クラブ	42	50	55	69	68
吉永第一児童クラブ	44	57	54	72	71
神戸児童クラブ	37	40	53	76	51
岩松かりがね学童クラブ第一	70	38	57	60	56
岩松かりがね学童クラブ第二	-	36	57	56	55
富士北児童クラブ月組	41	46	53	67	76
富士北児童クラブ星組	39	41	41	59	66
よしきた児童クラブ	27	35	45	42	30
富士本児童クラブ	18	16	19	20	19
ふじかわスマイルクラブ	43	43	54	70	89
松野ハッピークラブ	31	39	52	37	46
浮島児童クラブ	11	5	8	15	14
合計	2,005	2,184	2,482	2,913	2,806

資料：富士市の福祉（各年4月1日現在）

放課後児童クラブ児童数は、年々増加傾向にあり、平成31年度は2,806人が利用しています。

(2)子育て支援事業の状況

①児童館の利用者数の推移

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
広見児童館	子ども	13,394	12,583	15,794	15,640	16,370
	一般 (高校生含む)	4,000	4,071	3,585	3,605	3,787
	計	17,394	16,654	19,379	19,245	20,157
ぐるん・ば よねのみや	子ども	16,861	18,346	19,781	17,855	17,064
	一般 (高校生含む)	11,967	13,763	13,214	11,315	10,470
	計	28,828	32,109	32,995	29,170	27,534
東部児童館	子ども	11,936	12,075	13,933	13,048	12,153
	一般 (高校生含む)	7,074	8,076	8,009	7,164	6,738
	計	19,010	20,151	21,942	20,212	18,891
北西部児童館	子ども	-	-	-	-	14,436
	一般 (高校生含む)	-	-	-	-	9,074
	計	-	-	-	-	23,510
合計	子ども	42,191	43,004	49,508	46,543	60,023
	一般 (高校生含む)	23,041	25,910	24,808	22,084	30,069
	計	65,232	68,914	74,316	68,627	90,092

資料：富士市の福祉

児童館の利用者数は、平成30年度は広見児童館が20,157人、ぐるん・ばよねのみやが27,534人、東部児童館は18,891人、北西部児童館は23,510人の方が利用しています。

②ファミリー・サポート・センター事業の会員数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
提供会員数	248	278	284	262	259
依頼会員数	1,223	1,280	1,304	1,339	1,371
両方会員数	177	131	137	139	137
合計	1,648	1,689	1,725	1,740	1,767

資料：富士市の福祉（各年4月1日現在）

ファミリー・サポート・センター事業の状況は、依頼会員数は増加しています。提供会員数は平成28～29年に増加しましたが、その後減少しています。両方会員数は130～140人の間で推移しています。

③子育て支援センターの利用者数の推移

単位：人

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
吉原西部	公立	ハーモニカ (広見児童館)	子ども	-	-	-	1,724	1,614
			大人	-	-	-	1,392	1,342
			計	-	-	-	3,116	2,956
	民間	ぼっかぽか (認定こども園曙)	子ども	-	2,992	4,104	3,157	2,738
			大人	-	2,694	3,625	2,785	2,551
			計	-	5,686	7,729	5,942	5,289
吉原東部	公立	タンパリン (東部児童館)	子ども	6,576	6,810	6,943	6,162	5,415
			大人	5,165	5,475	5,797	5,186	4,727
			計	11,741	12,285	12,740	11,348	10,142
	民間	なかよし会 (富士見台リズム保育園)	子ども	2,591	2,449	2,445	2,168	1,829
			大人	2,166	2,106	2,200	1,902	1,602
			計	4,757	4,555	4,645	4,070	3,431
	民間	ハーモニー (中里保育園)	子ども	2,474	2,155	2,267	1,750	1,796
			大人	1,966	1,846	1,794	1,482	1,567
			計	4,440	4,001	4,061	3,232	3,363
	民間	トントウ (認定こども園みのる)	子ども	1,065	1,324	934	937	756
			大人	1,016	1,282	817	820	653
			計	2,081	2,606	1,751	1,757	1,409
富士北部	公立	カスタネット (フィランセ)	子ども	15,057	13,982	13,822	11,937	13,464
			大人	14,062	12,836	12,509	11,118	11,881
			計	29,119	26,818	26,331	23,055	25,345
	民間	おむすび (岩松保育園)	子ども	458	308	357	617	-
			大人	410	290	336	565	-
			計	868	598	693	1,182	-
	民間	ほけっと (松岡保育園)	子ども	1,915	2,230	2,135	1,853	1,526
			大人	1,681	2,004	2,010	1,703	1,416
			計	3,596	4,234	4,145	3,556	2,942
	民間	クローバー (すみれ認定こども園)	子ども	692	706	481	934	788
			大人	625	518	453	816	643
			計	1,317	1,224	934	1,750	1,431
南部 富士	民間	メロディー (田子浦幼稚園内)	子ども	-	-	-	-	1,253
			大人	-	-	-	-	1,188
			計	-	-	-	-	2,441
鷹岡・大淵	公立	トライアングル (北西部児童館)	子ども	3,978	3,631	4,121	3,810	8,547
			大人	3,333	3,159	3,783	3,284	7,365
			計	7,311	6,790	7,904	7,094	15,912
	民間	うさぎっこ (認定こども園わかば)	子ども	1,143	900	-	-	-
			大人	854	741	-	-	-
			計	1,997	1,641	-	-	-
	民間	わいわい (富士わかば保育園)	子ども	826	674	706	545	537
			大人	605	534	639	462	476
			計	1,431	1,208	1,345	1,007	1,013
	民間	にこにこ (たかおかこども園)	子ども	1,375	1,491	1,575	1,449	1,392
			大人	1,161	1,334	1,294	1,259	1,176
			計	2,536	2,825	2,869	2,708	2,568
富士川	公立	ルンルン (松野こども園)	子ども	3,815	3,597	2,853	3,039	2,396
			大人	3,218	2,818	2,265	2,440	1,906
			計	7,033	6,415	5,118	5,479	4,302
合計			子ども	42,454	43,249	42,743	40,082	44,051
			大人	36,732	37,637	37,522	35,214	38,493
			計	79,186	80,886	80,265	75,296	82,544

資料：富士市の福祉

子育て支援センターの利用状況は、子どもも大人も増加しており、平成30年度には82,544人が利用しています。

(3)第一期子ども・子育て支援事業計画の検証について

第一期子ども・子育て支援事業計画の検証については以下のとおりです。

		単位	数値区分	平成31年度 計画値	平成31年度 実績値	計画値との差	計画値との増減の内容 (主な理由)
教育・保育	ニーズ教育	人	見込値	3,815	3,097	▲718	利用希望児童数の減少により利用定員数も減少しています。
			確保値	4,609	4,399	▲210	
	保育ニーズ	人	見込値	2,221	2,754	533	保育需要の拡大により利用希望児童が増加しています。
			確保値	2,903	2,884	▲19	
		人	見込値	300	372	72	出生数の減少、地域型保育事業等の増加により利用定員の確保ができています。
			確保値	296	342	46	
		人	見込値	1,163	1,614	451	利用希望数の増加と地域型保育事業等の増加により利用定員の確保ができています。
			確保値	1,221	1,558	337	

		単位	数値区分	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	計画値との差	計画値との増減の内容 (主な理由)
地域子ども・子育て支援事業	(1)時間外保育事業(延長保育事業)	人	見込値	818	1,680	862	利用ニーズは高く、利用可能施設数の増加により利用希望者も増加しています。
			確保値	818	1,680	862	
	(2)子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	見込値	884	310	▲574	利用ニーズは高かったが、ひとり親家庭のレスパイトケアがおもな利用目的で、減少しています。
			確保値	884	310	▲574	
	(3)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	人回	見込値	57,840	44,051	▲13,789	利用ニーズは高かったが、出生数の減少と、保育利用児童数の増加により利用者数は減少しています。
			確保値	57,840	44,051	▲13,789	
	(4)一時預かり事業(預かり保育)	人日	見込値	61,958	67,989	6,031	公立幼稚園の預かり保育の実施により、利用者数は増加しています。
			確保値	61,958	67,989	6,031	
	(5)一時預かり事業(一時預かり)	人日	見込値	7,780	4,937	▲2,843	保育士の確保不足による、民間保育園の一時預かり事業の休止と、公立保育園の受け入れ可能児童数の減少により、利用者数は減少しています。
			確保値	7,780	4,937	▲2,843	
	(6)病児・病後児保育事業	人日	見込値	1,029	1,022	▲7	実施施設の減少(2→1)により、利用者数は減少しています。
確保値			1,029	1,022	▲7		
(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)	人日	見込値	6,812	4,676	▲2,136	利用ニーズは高かったが、利用児童数の減少により、利用者数は減少しています。	
		確保値	6,812	4,676	▲2,136		
(8)利用者支援事業	か所	確保値	3	3	0	平成30年度より子育て総合相談センターを設置しました。	
(9)妊婦健診診査	回	確保値	35,802	31,212	▲4,590	出生数の減により健診回数が減少しています。	
(10)乳児家庭全戸訪問事業	人	確保値	1,890	1,710	▲180	出生数の減により利用人数が減少しています。	
(11)養育支援訪問事業	人	確保値	577	949	372	支援が必要な家庭の増加により、利用者数は増加しています。	

		単位	数値区分	平成31年度計画値	平成31年度実績値	計画値との差	計画値との増減の内容 (主な理由)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	見込値	1,451	2,188	737	利用希望児童数の増加と、保育スペースの確保により、利用者数は増加しています。
			確保値	1,451	2,188	737	
	高学年	人	見込値	870	725	▲47	
			確保値	870	725	▲47	
	全学年	人	見込値	2,321	2,913	592	
			確保値	2,321	2,913	592	

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【計画の基本理念】

子どもが健やかに育ち
安心して子どもを産み育てることができるまち ふじ

第一期富士市子ども・子育て支援事業計画では「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、「子どもが健やかに育ち 安心して子どもを産み育てることができるまち ふじ」を基本理念として、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

いつの時代でも「子どもの笑顔はみんなの希望」であり、富士市の「未来をつくる大きな力」とあるという基本的な考え方のもと、生まれ育つ全ての子どもが、明るくいいきと生活できる環境を創造するため、親などの保護者はもとより、家庭、地域社会、行政及び企業が協働で取組を進めてきました。

第二期計画においても、子育て家庭における多様化する課題に対応するため、引き続き「子どもが健やかに育ち 安心して子どもを産み育てることができるまち ふじ」を計画の基本理念とするとともに、以下の3点の考え方を基に、各種施策に積極的に取り組みます。

子どもは本市にとって未来を築く“宝”であり、安心して子どもを産み、子どもが笑顔いっぱい健やかに育つためには、

第一に、全ての子どものいのちと権利が尊重されることが大切です。

第二に、「父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」ことが基本であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てる重要な役割を保護者が担うことが大切です。

第三に、親子がともに成長し合えるよう、地域や企業、行政など、社会全体で子育て家庭をやさしく見守り応援していくことが大切です。

（仮称）富士市こどもの権利条例制定を目指して

国は、国連で採択された「児童の権利に関する条約」を1994年（平成6年）4月22日に批准しました。条約で定められている子どもの権利とは、主に「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つです。本市においては、令和3年度中をめどに、富士市独自の（仮称）富士市こどもの権利条例の制定を目指して令和元年度に取組を開始しています。子どもの権利が保障され、子どもが安心して健やかに成長できるような地域になることを願って条例制定を目指しています。

2 基本方針

本計画では、基本理念を受けて3つの大きな基本方針を掲げ、この方針に基づき各種施策を展開します。

方針1

“子どもの健やかな成長を支えます！”
～子どものいのちと権利を尊重し、自立を支える環境づくり～

すべての子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が尊重され、子どもの笑顔と希望にあふれる地域社会づくりを目指します。

また、子どもが自立心や社会性を身に付け、自分らしく成長できる環境づくりを目指します。

方針2

“家庭での子育てを支えます！”
～全ての子育て家庭を支える環境づくり～

子育ての基本は家庭であり、子育ては第一義的責任として親などの保護者が担うべき重要な役割です。しかし、ライフスタイルの変化や子育て支援に関するニーズは多様化しているため、全ての子育て家庭に対して包括的かつ継続的な子育て支援の環境づくりを目指します。

さらに、ひとり親家庭、障害のある子どもや病気の子どものいる家庭への支援、児童虐待対策などの課題がある中、このような支援等を必要とする家庭を支える環境づくりを目指します。

方針3

“支えます！地域でも！”
～子育てを地域全体で支える環境づくり～

子どもは未来の宝です。地域の子どもは地域で育てるという考え方のもとに、安心して夢をもって子育てができ、地域社会全体が温かく見守り、子育てを支える環境づくりを目指します。

地域の人々と触れ合い、様々な感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにとっても大切なことです。子育てにおいて最も重要な役割を果たすのは家庭であるという認識のもと、地域や企業、行政等がそれぞれ子育て家庭を支える担い手となり、地域ぐるみでの子育て支援を目指します。

3 施策の方向性

基本方針の実現に向けた施策の方向性は次のとおりです。

施策の方向性1 豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質の向上

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台が育つ極めて重要な時期です。

このため、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに育つよう、父母等の育児参加や家庭における生活リズムの見直し、食を通じた健全育成など、乳幼児期の子どもの成長を豊かにするための環境の整備に取り組んでいきます。

また、学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和の取れた発達を図る重要な時期です。この時期は、保護者から自立する意識や他者に対する理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であり、教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

このため、乳幼児期における信頼のおける身近な大人の関わりを通じた愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の向上、幼児期における他者との関わりや、基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自分らしく成長することが可能となるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

施策の方向性2 子育て支援と育児環境の整備

子どもの成長にとって家庭はかけがえのない場所であり、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることはいうまでもありません。子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親と子どもが育ちあい、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

しかし、子どもの発達、健康、しつけは子どもの年齢に関係なく、親の不安としてあげられています。また、様々な事情により、緊急の支援を求める家庭も増加してきています。このような中、配慮が必要な子どもや家庭などへの手厚い行政サポートが必要です。未来の社会を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、保護者と子どもが豊かな関係を築き成長していくために、地域づくりやまちづくりの中に、子育て支援の体制をしっかりと位置付け、地域の中で重層的な子育て支援ネットワークを構築していく必要があります。こうした取組は安心して子どもを生み育てることができるまちづくりだけでなく、地域の支援力を高め、地域全体の活性化にもつながります。行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実

させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、取り組んでいきます。

施策の方向性3 多様な生き方・働き方の支援のための環境整備

子どもの健全育成を考える上では、家族の労働環境の整備、働き方の見直しを進めていくことが重要です。仕事と家庭・子育てのバランスの取れた生活を送ることができる雇用環境の整備を進めていくことが必要となります。このため、保護者に対し、働き方の見直し等を広く周知し、意識改革を促すとともに、事業主に対しては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、残業時間の上限など職場全体の長時間労働の縮減、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや有給休暇制度の取得の義務化、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うよう啓発していきます。

また、社会状況の変化に伴い、人々の価値観も多様化してきています。「子どもを持つ親が、その子どもの成長を見守り、家族との豊かな人間関係を育みながら、地域や社会の中で生活する」ことは特別ではなく、誰にでも保障されるべきであり、そのための具体的な取組を推進していきます。

施策の方向性4 幼稚園・保育園・認定こども園などの効果的・効率的な運営

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭や地域、そして幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・小学校等が協力して、在宅児の家庭を含めた全ての子育て家庭への、きめ細かな子育て支援を行う必要があります。

また、幼稚園・保育園等を利用する子どもの小学校への円滑な移行を図るため、連携体制の整備に取り組めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業^{*}を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う必要があります。市と幼稚園・保育園・認定こども園や、地域型保育事業者、企業主導型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

そのため、子どもの育ちを見通し、発達を助長する質の高い教育・保育環境の整備が必要であり、教育・保育施設や地域型保育事業^{*}、小学校等の機能を有効に活用しながら必要な取組を進めます。

4 施策の体系

基本理念

子どもが健やかに育ち
安心して子どもを生み育てることができるまち ふじ

基本方針

1
"子どもの健やかな成長を支えます!"

2
"家庭での子育てを支えます!"

3
"支えます! 地域でも!"

施策の方向性

1
豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質の向上

2
子育て支援と育児環境の整備

3
多様な生き方・働き方の支援のための環境整備

4
幼稚園・保育園・認定こども園などの効果的・効率的な運営

基本施策

第1節 子ども・子育て支援サービスの充実

- 1 教育・保育・地域型保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び施策の方向性
- 4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について
- 5 放課後児童対策の充実
- 6 その他の事業の推進

第2節 子育てを地域全体で支える環境づくり

- 1 地域子育て支援体制の充実
- 2 地域の中で子どもが育つ環境の整備
- 3 情報提供・相談体制の充実
- 4 子どもの安心・安全な環境の充実

第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援

- 1 ひとり親家庭の自立支援
- 2 障害児施策の充実
- 3 児童虐待防止対策の充実

第4節 働きながら子どもを育てる家庭を応援

- 1 仕事と子育ての両立の推進
- 2 子育てしやすい環境の整備

5 教育・保育提供区域

(1)教育・保育提供区域(圏域)について

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み^{*}」並びに「確保方策」を設定する単位として、子ども・子育て支援サービスの提供区域（以下「圏域」という。）を設定します。

(2)教育・保育施設の圏域設定

幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育施設の圏域設定に当たっては、定員及び利用率、通園にかかる負担感、子どもの数等のバランスなどを考慮しました。また、小学校区を基本単位として、隣接する複数の小学校区を組み合わせました。

この考え方を踏まえ、本市では教育・保育施設の圏域を、「吉原西部」、「吉原東部」、「富士北部」、「富士南部」、「鷹岡・大淵」、「富士川」の6圏域に設定します。

【教育・保育施設の圏域】

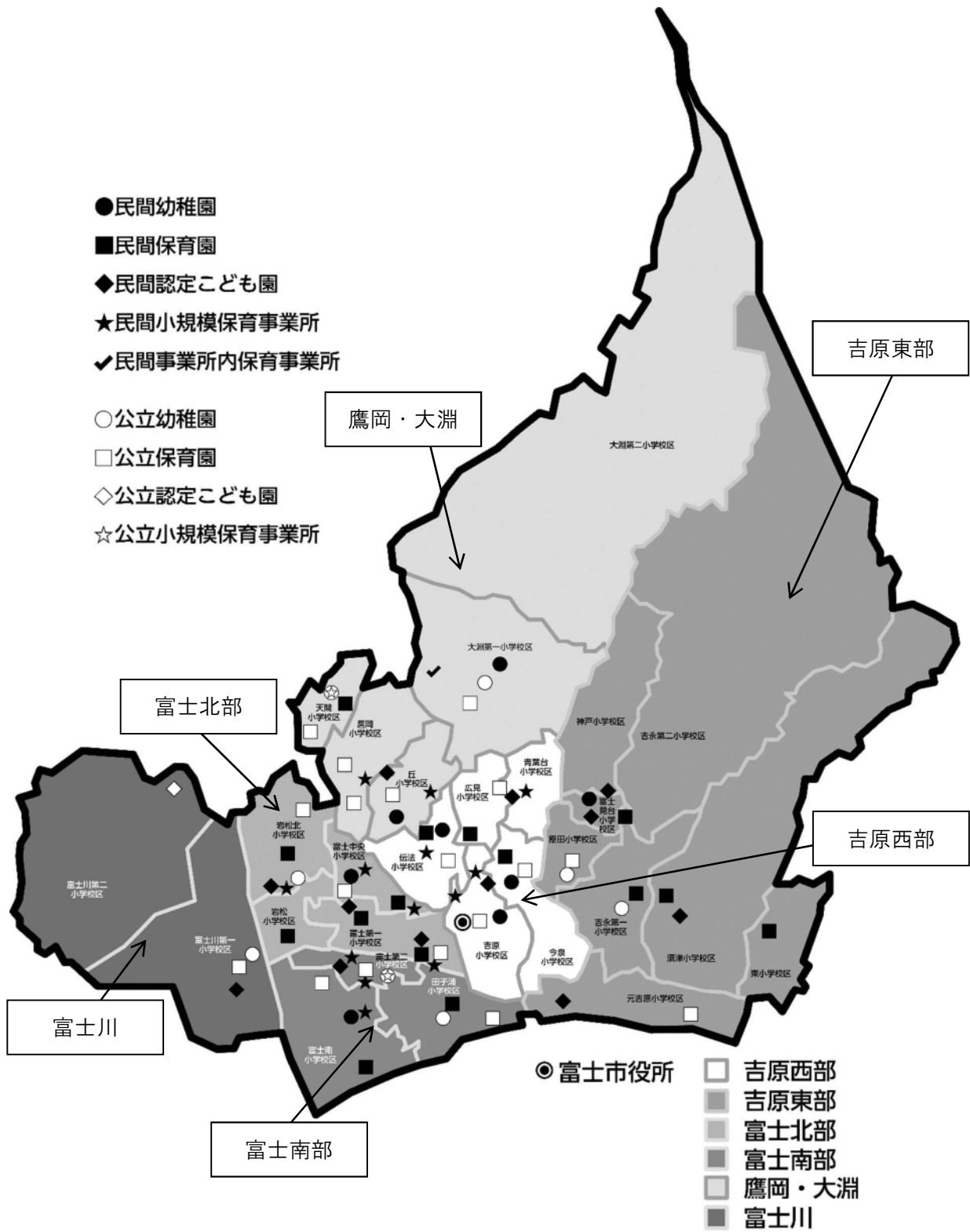
圏域	小学校区
吉原西部	吉原小、伝法小、今泉小、青葉台小、広見小
吉原東部	吉永第一小、吉永第二小、原田小、神戸小、富士見台小、須津小、東小、元吉原小
富士北部	富士第一小、富士中央小、岩松小、岩松北小
富士南部	富士第二小、富士南小、田子浦小
鷹岡・大淵	鷹岡小、大淵第一小、大淵第二小、丘小、天間小
富士川	富士川第一小、富士川第二小

(3)地域子ども・子育て支援事業の圏域

地域子ども・子育て支援事業(子育て支援センターを除く)は、実施する事業が多岐にわたり、定員や利用率といった考え方がなじまない事業があるほか、教育・保育施設のような地域性を考慮する必要性も低いことから、本市で実施している事業の状況を踏まえて、市内全域を一つの圏域として設定します。

地域子育て支援拠点事業については、第二期より6圏域に設定します。

【教育・保育施設の圏域図】



6 子ども数の推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

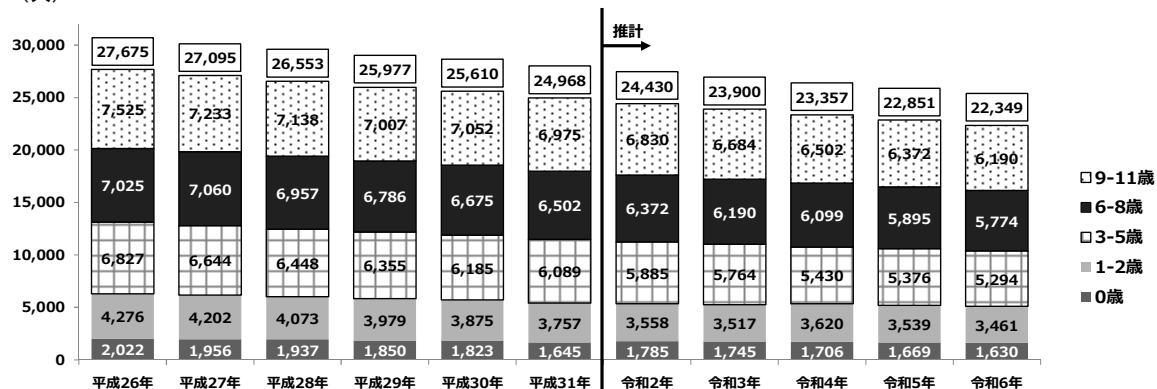
平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引に沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、出生数は経年変化（平成26～30年のトレンド）を推計し採用したもので計算しています。

□富士市全域の推計結果

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (H31-R6)	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		令和6年
0歳	2,022	1,956	1,937	1,850	1,823	1,645	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630	-0.9%
1歳	2,119	2,088	2,003	1,992	1,888	1,877	1,691	1,835	1,794	1,754	1,716	-8.6%
2歳	2,157	2,114	2,070	1,987	1,987	1,880	1,867	1,682	1,826	1,785	1,745	-7.2%
3歳	2,216	2,154	2,097	2,086	1,988	2,014	1,878	1,865	1,680	1,824	1,783	-11.5%
4歳	2,292	2,204	2,156	2,101	2,091	1,988	2,016	1,880	1,867	1,682	1,826	-8.1%
5歳	2,319	2,286	2,195	2,168	2,106	2,087	1,991	2,019	1,883	1,870	1,685	-19.3%
6歳	2,384	2,316	2,274	2,200	2,173	2,110	2,087	1,991	2,019	1,883	1,870	-11.4%
7歳	2,364	2,372	2,314	2,269	2,219	2,172	2,109	2,086	1,990	2,018	1,882	-13.4%
8歳	2,277	2,372	2,369	2,317	2,283	2,220	2,176	2,113	2,090	1,994	2,022	-8.9%
9歳	2,490	2,275	2,375	2,360	2,321	2,293	2,218	2,174	2,111	2,088	1,992	-13.1%
10歳	2,474	2,496	2,271	2,376	2,360	2,322	2,295	2,220	2,176	2,113	2,090	-10.0%
11歳	2,561	2,462	2,492	2,271	2,371	2,360	2,317	2,290	2,215	2,171	2,108	-10.7%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H31-R6)
0歳	2,022	1,956	1,937	1,850	1,823	1,645	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630	-0.9%
1-2歳	4,276	4,202	4,073	3,979	3,875	3,757	3,558	3,517	3,620	3,539	3,461	-7.9%
3-5歳	6,827	6,644	6,448	6,355	6,185	6,089	5,885	5,764	5,430	5,376	5,294	-13.1%
小計	13,125	12,802	12,458	12,184	11,883	11,491	11,228	11,026	10,756	10,584	10,385	-9.6%
6-8歳	7,025	7,060	6,957	6,786	6,675	6,502	6,372	6,190	6,099	5,895	5,774	-11.2%
9-11歳	7,525	7,233	7,138	7,007	7,052	6,975	6,830	6,684	6,502	6,372	6,190	-11.3%
合計	27,675	27,095	26,553	25,977	25,610	24,968	24,430	23,900	23,357	22,851	22,349	-10.5%

(人)



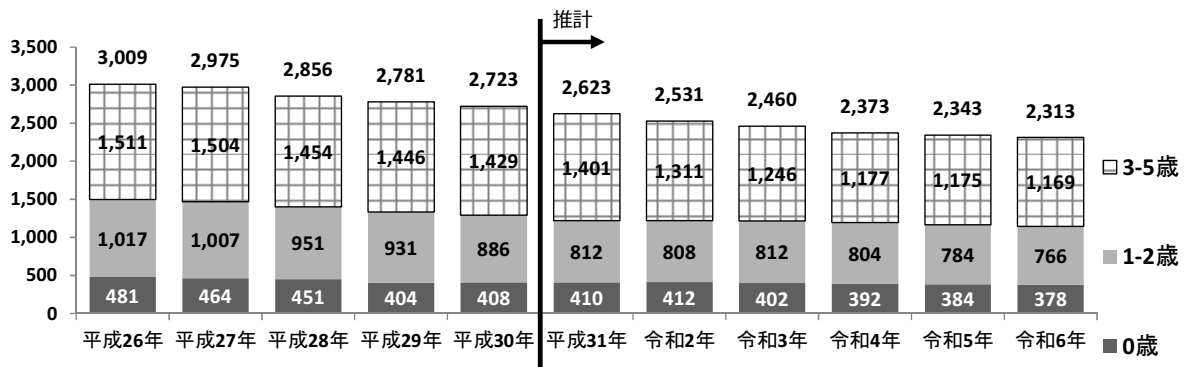
圏域別の人口推計参考値は以下のとおりとなっています。なお、圏域毎に人口推計を行っているため、圏域別の参考推計値を総合計しても市全域の人口推計とは異なります。

□吉原西部地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	481	464	451	404	408	410	412	402	392	384	378	-7.4%
1歳	520	500	472	473	414	408	410	412	402	392	384	-7.2%
2歳	497	507	479	458	472	404	398	400	402	392	382	-19.1%
3歳	489	494	481	484	454	461	395	389	391	393	383	-15.6%
4歳	524	491	492	482	490	458	465	399	393	395	397	-19.0%
5歳	498	519	481	480	485	482	451	458	393	387	389	-19.8%
6歳	568	506	508	486	474	484	481	450	457	392	386	-18.6%
7歳	522	550	503	506	493	471	481	478	447	454	390	-20.9%
8歳	506	524	536	502	511	492	470	480	477	446	453	-11.4%
9歳	554	502	529	534	508	513	494	472	482	479	448	-11.8%
10歳	536	555	500	527	529	505	510	491	469	479	476	-10.0%
11歳	600	530	548	501	528	527	503	508	489	467	477	-9.7%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	481	464	451	404	408	410	412	402	392	384	378	-7.4%
1-2歳	1,017	1,007	951	931	886	812	808	812	804	784	766	-13.5%
3-5歳	1,511	1,504	1,454	1,446	1,429	1,401	1,311	1,246	1,177	1,175	1,169	-18.2%
小計	3,009	2,975	2,856	2,781	2,723	2,623	2,531	2,460	2,373	2,343	2,313	-15.1%
6-8歳	1,596	1,580	1,547	1,494	1,478	1,447	1,432	1,408	1,381	1,292	1,229	-16.8%
9-11歳	1,690	1,587	1,577	1,562	1,565	1,545	1,507	1,471	1,440	1,425	1,401	-10.5%
合計	6,295	6,142	5,980	5,837	5,766	5,615	5,470	5,339	5,194	5,060	4,943	-14.3%

(人)

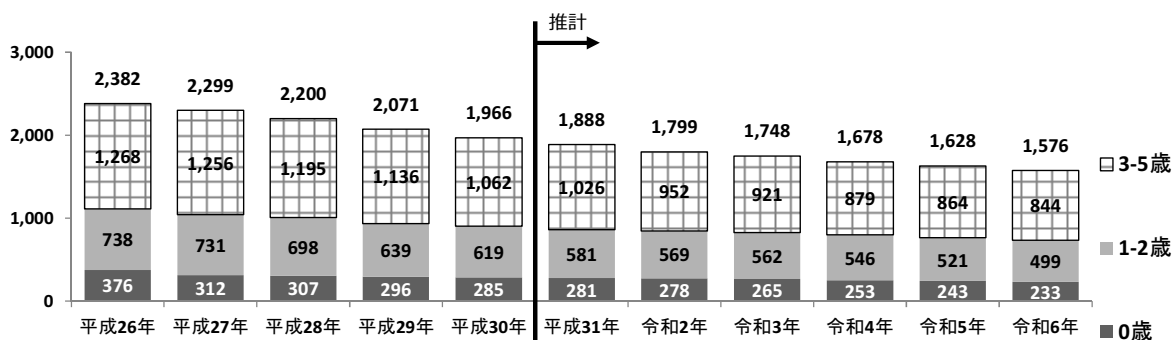


□吉原東部地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	376	312	307	296	285	281	278	265	253	243	233	-18.2%
1歳	334	381	327	316	293	285	281	278	265	253	243	-17.1%
2歳	404	350	371	323	326	296	288	284	281	268	256	-21.5%
3歳	430	414	361	371	324	331	301	293	289	286	273	-15.7%
4歳	417	429	405	362	374	323	330	300	292	288	285	-23.8%
5歳	421	413	429	403	364	372	321	328	298	290	286	-21.4%
6歳	411	423	410	426	397	360	368	318	325	295	287	-27.7%
7歳	425	415	422	409	429	397	360	368	318	325	295	-31.2%
8歳	410	428	418	419	399	428	396	359	367	317	324	-18.8%
9歳	458	407	428	417	419	397	426	394	357	365	315	-24.8%
10歳	421	459	406	429	415	419	397	426	394	357	365	-12.0%
11歳	479	421	461	407	431	416	420	398	427	395	358	-16.9%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	376	312	307	296	285	281	278	265	253	243	233	-18.2%
1-2歳	738	731	698	639	619	581	569	562	546	521	499	-19.4%
3-5歳	1,268	1,256	1,195	1,136	1,062	1,026	952	921	879	864	844	-20.5%
小計	2,382	2,299	2,200	2,071	1,966	1,888	1,799	1,748	1,678	1,628	1,576	-19.8%
6-8歳	1,246	1,266	1,250	1,254	1,225	1,185	1,124	1,045	1,010	937	906	-26.0%
9-11歳	1,358	1,287	1,295	1,253	1,265	1,232	1,243	1,218	1,178	1,117	1,038	-17.9%
合計	4,986	4,852	4,745	4,578	4,456	4,305	4,166	4,011	3,866	3,682	3,520	-21.0%

(人)

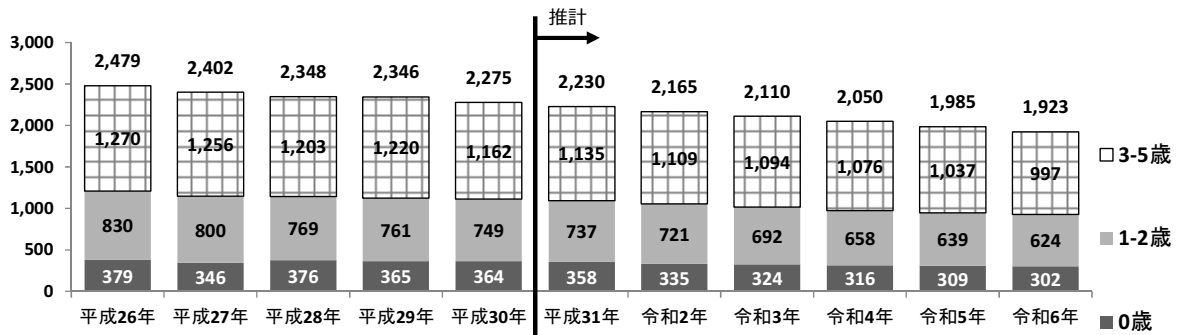


□富士北部地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	379	346	376	365	364	358	335	324	316	309	302	-17.0%
1歳	400	408	364	377	374	364	358	335	324	316	309	-17.4%
2歳	430	392	405	384	375	373	363	357	334	323	315	-16.0%
3歳	393	426	386	399	372	369	367	357	351	328	317	-14.8%
4歳	446	386	434	388	392	371	368	366	356	350	327	-16.6%
5歳	431	444	383	433	398	395	374	371	369	359	353	-11.3%
6歳	425	415	429	394	431	391	388	368	365	363	353	-18.1%
7歳	399	429	422	435	397	436	396	393	372	369	367	-7.6%
8歳	417	395	433	424	437	399	438	398	395	374	371	-15.1%
9歳	427	413	395	426	434	436	398	437	397	394	373	-14.1%
10歳	392	427	410	391	426	432	434	396	435	395	392	-8.0%
11歳	451	395	430	410	387	427	433	435	397	436	396	2.3%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	379	346	376	365	364	358	335	324	316	309	302	-17.0%
1-2歳	830	800	769	761	749	737	721	692	658	639	624	-16.7%
3-5歳	1,270	1,256	1,203	1,220	1,162	1,135	1,109	1,094	1,076	1,037	997	-14.2%
小計	2,479	2,402	2,348	2,346	2,275	2,230	2,165	2,110	2,050	1,985	1,923	-15.5%
6-8歳	1,241	1,239	1,284	1,253	1,265	1,226	1,222	1,159	1,132	1,106	1,091	-13.8%
9-11歳	1,270	1,235	1,235	1,227	1,247	1,295	1,265	1,268	1,229	1,225	1,161	-6.9%
合計	4,990	4,876	4,867	4,826	4,787	4,751	4,652	4,537	4,411	4,316	4,175	-12.8%

(人)

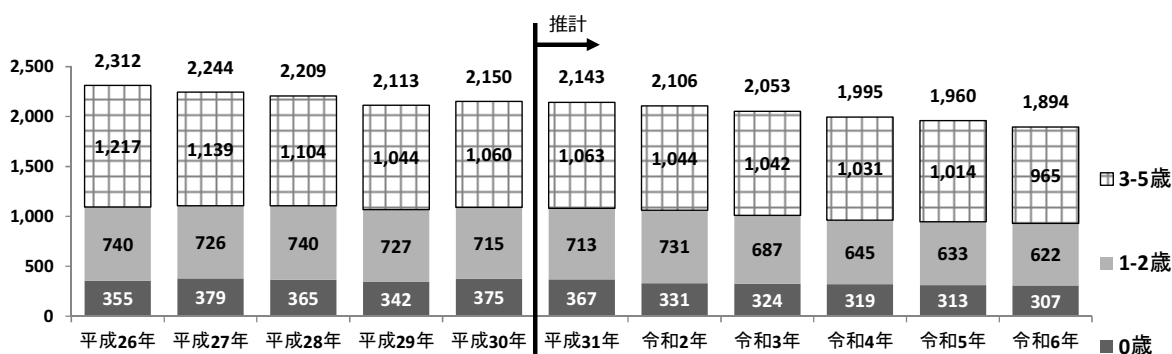


□富士南部地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	355	379	365	342	375	367	331	324	319	313	307	-18.1%
1歳	381	363	378	367	348	375	367	331	324	319	313	-10.1%
2歳	359	363	362	360	367	338	364	356	321	314	309	-15.8%
3歳	410	344	370	355	364	365	336	362	354	319	312	-14.3%
4歳	394	402	336	361	347	356	357	328	354	346	312	-10.1%
5歳	413	393	398	328	349	342	351	352	323	349	341	-2.3%
6歳	456	408	401	393	335	349	342	351	352	323	349	4.2%
7歳	439	454	409	394	396	335	349	342	351	352	323	-18.4%
8歳	386	437	456	410	401	398	336	350	343	352	353	-12.0%
9歳	456	384	441	450	403	399	396	335	349	342	351	-12.9%
10歳	481	458	385	436	454	403	399	396	335	349	342	-24.7%
11歳	427	474	465	383	434	453	402	398	395	334	348	-19.8%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	355	379	365	342	375	367	331	324	319	313	307	-18.1%
1-2歳	740	726	740	727	715	713	731	687	645	633	622	-13.0%
3-5歳	1,217	1,139	1,104	1,044	1,060	1,063	1,044	1,042	1,031	1,014	965	-9.0%
小計	2,312	2,244	2,209	2,113	2,150	2,143	2,106	2,053	1,995	1,960	1,894	-11.9%
6-8歳	1,281	1,299	1,266	1,197	1,132	1,082	1,027	1,043	1,046	1,027	1,025	-9.5%
9-11歳	1,364	1,316	1,291	1,269	1,291	1,255	1,197	1,129	1,079	1,025	1,041	-19.4%
合計	4,957	4,859	4,766	4,579	4,573	4,480	4,330	4,225	4,120	4,012	3,960	-13.4%

(人)

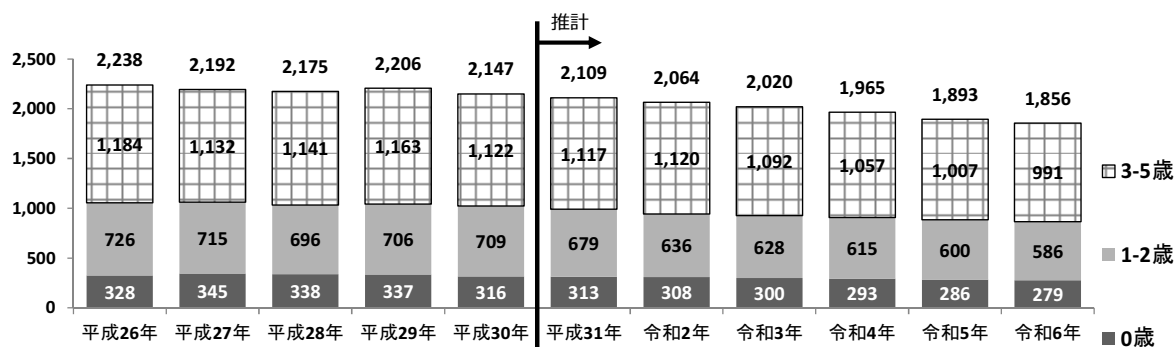


□鷹岡・大淵地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	328	345	338	337	316	313	308	300	293	286	279	-11.7%
1歳	364	335	345	360	355	316	313	308	300	293	286	-19.4%
2歳	362	380	351	346	354	363	323	320	315	307	300	-15.3%
3歳	371	367	382	369	360	364	373	332	329	324	316	-12.2%
4歳	393	372	377	386	377	367	371	380	339	336	331	-12.2%
5歳	420	393	382	408	385	386	376	380	389	347	344	-10.6%
6歳	411	421	399	377	421	388	389	379	383	392	350	-16.9%
7歳	460	408	418	399	382	421	388	389	379	383	392	2.6%
8歳	425	468	413	420	408	388	427	394	395	385	389	-4.7%
9歳	461	433	460	415	417	409	389	428	395	396	386	-7.4%
10歳	517	461	437	472	420	421	413	393	432	399	400	-4.8%
11歳	475	513	451	434	466	415	416	408	388	426	394	-15.5%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	328	345	338	337	316	313	308	300	293	286	279	-11.7%
1-2歳	726	715	696	706	709	679	636	628	615	600	586	-17.3%
3-5歳	1,184	1,132	1,141	1,163	1,122	1,117	1,120	1,092	1,057	1,007	991	-11.7%
小計	2,238	2,192	2,175	2,206	2,147	2,109	2,064	2,020	1,965	1,893	1,856	-13.6%
6-8歳	1,296	1,297	1,230	1,196	1,211	1,197	1,204	1,162	1,157	1,160	1,131	-6.6%
9-11歳	1,453	1,407	1,348	1,321	1,303	1,245	1,218	1,229	1,215	1,221	1,180	-9.4%
合計	4,987	4,896	4,753	4,723	4,661	4,551	4,486	4,411	4,337	4,274	4,167	-10.6%

(人)

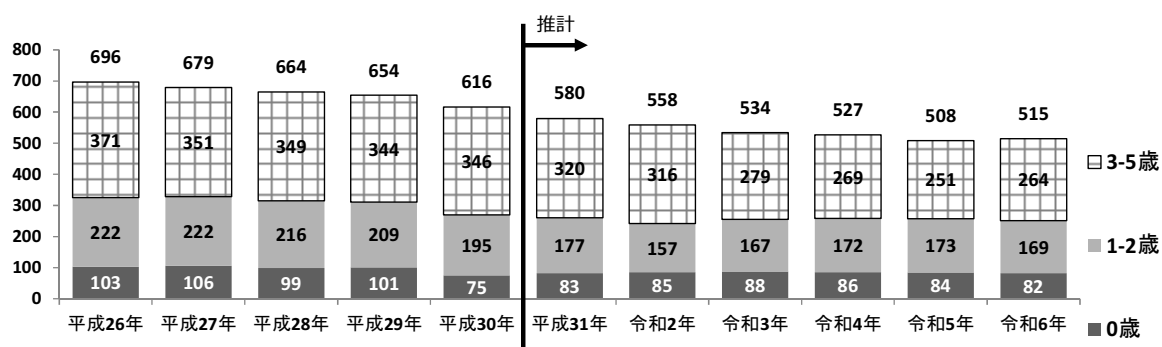


□富士川地区の参考推計結果

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	103	106	99	101	75	83	85	88	86	84	82	9.3%
1歳	119	101	114	96	103	75	83	85	88	86	84	-18.4%
2歳	103	121	102	113	92	102	74	82	84	87	85	-7.6%
3歳	120	107	117	107	111	93	103	75	83	85	88	-20.7%
4歳	117	121	111	122	110	114	96	106	78	86	88	-20.0%
5歳	134	123	121	115	125	113	117	98	108	80	88	-29.6%
6歳	111	142	126	123	114	128	116	120	101	111	83	-27.2%
7歳	117	115	139	125	120	113	127	115	119	100	110	-8.3%
8歳	133	118	113	141	126	120	113	127	115	119	100	-20.6%
9歳	132	136	120	117	139	129	123	116	130	118	122	-12.2%
10歳	127	134	133	118	114	137	127	121	114	128	116	1.8%
11歳	129	129	135	136	122	116	139	129	123	116	130	6.6%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	103	106	99	101	75	83	85	88	86	84	82	9.3%
1-2歳	222	222	216	209	195	177	157	167	172	173	169	-13.3%
3-5歳	371	351	349	344	346	320	316	279	269	251	264	-23.7%
小計	696	679	664	654	616	580	558	534	527	508	515	-16.4%
6-8歳	361	375	378	389	360	361	356	362	335	330	293	-18.6%
9-11歳	388	399	388	371	375	382	389	366	367	362	368	-1.9%
合計	1,445	1,453	1,430	1,414	1,351	1,323	1,303	1,262	1,229	1,200	1,176	-13.0%

(人)



第4章 基本施策

第1節 子ども・子育て支援サービスの充実

●量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査結果等により把握した利用希望や利用実績を踏まえ、圏域毎に均衡の取れた教育・保育施設等の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分毎に必要な利用定員総数を定めます。

●教育・保育施設等の需要量及び確保の方策

国の基本指針等や利用実績も踏まえ、圏域毎に計画期間における「幼児期の教育・保育施設等の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は次ページ以降のとおりとします。

●認定区分と利用可能施設等

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。また、保育園などの利用に当たり、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

	認定区分	利用区分	利用できるおもな施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する子ども	教育標準時間	幼稚園（※） 認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部） 家庭的保育・小規模保育※ など

※従来制度の私立幼稚園の利用に当たっては、教育・保育給付認定は必要ありませんが、教育・保育の無償化のための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

1 教育・保育・地域型保育の充実

第一期計画の進捗と課題

(1号認定) 計画数値を上回る利用者の減少があり、1号ニーズ全体では、供給過多となっており、計画の見直しが必要です。

(2号認定) 利用定員と申込児童数の需給バランスがおおむね取れています。

(3号認定) 0歳児 第一期計画では、少子化の影響により、利用希望者が減少すると見込んでいましたが、利用希望者数は、引き続き増加しています。
小規模保育事業所の開設や私立幼稚園の認定こども園化等により受入れ枠の増加を進めた結果、平成31年4月1日時点の待機児童は解消しています。

1・2歳児 第一期計画では、少子化の影響により、利用希望者が減少すると見込んでいましたが、利用希望者数は、引き続き増加しています。
小規模保育事業所の開設や私立幼稚園の認定こども園化等により受入れ枠の増加を進めた結果、平成31年4月1日時点の待機児童は解消しています。

(1)1号認定及び2号認定のうち教育ニーズが高い子ども(幼稚園・認定こども園(幼稚園部))

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

<2号認定のうち教育ニーズが高い子ども>

2号認定を受ける要件(就労等)はあるが、保護者の希望により、幼稚園や認定こども園幼稚園部を利用する子ども

量の見込みと確保の内容・実施時期

①吉原西部

(単位：人)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(1号認定)		419	409	401	378	374	368
②量の見込み (2号認定教育ニーズ)		232	226	221	208	206	203
③計		651	635	622	586	580	571
確保の内容	④特定教育・保育施設	300	300	470	470	470	470
	⑤従来制度の私立幼稚園	770	770	600	600	600	600
	⑥計	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
差(⑥-③)		419	435	448	484	490	499

②吉原東部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		338	329	322	304	302	296
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		64	62	61	57	56	56
③計		402	391	383	361	358	352
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	591	576	556	556	556	463
	⑤従来制度の私立幼稚園	150	150	150	150	150	150
	⑥計	741	726	706	706	706	613
差（⑥－③）		339	335	323	345	348	261

③富士北部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		361	352	346	325	323	316
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		111	108	105	99	98	97
③計		472	460	451	424	421	413
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	322	616	616	616	616	616
	⑤従来制度の私立幼稚園	350	0	0	0	0	0
	⑥計	672	616	616	616	616	616
差（⑥－③）		200	156	165	192	195	203

④富士南部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		648	633	619	584	578	569
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		83	80	79	74	73	72
③計		731	713	698	658	651	641
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	672	579	585	492	492	492
	⑤従来制度の私立幼稚園	200	200	200	200	200	200
	⑥計	872	779	785	692	692	692
差（⑥－③）		141	66	87	34	41	51

⑤ 鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		517	505	495	466	461	453
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		159	154	151	142	141	139
③計		676	659	646	608	602	592
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	336	336	336	243	243	243
	⑤従来制度の私立幼稚園	460	460	460	460	460	460
	⑥計	796	796	796	703	703	703
差（⑥－③）		120	137	150	95	101	111

⑥ 富士川

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		150	146	143	135	133	131
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		15	14	14	13	13	13
③計		165	160	157	148	146	144
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	248	248	248	248	248	248
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
	⑥計	248	248	248	248	248	248
差（⑥－③）		83	88	91	100	102	104

● 市内全域

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（1号認定）		2,433	2,374	2,326	2,192	2,171	2,133
②量の見込み （2号認定教育ニーズ）		664	644	631	593	587	580
③計		3,097	3,018	2,957	2,785	2,758	2,713
確保 の 内容	④特定教育・保育施設	2,469	2,655	2,811	2,625	2,625	2,532
	⑤従来制度の私立幼稚園	1,930	1,580	1,410	1,410	1,410	1,410
	⑥計	4,399	4,235	4,221	4,035	4,035	3,942
差（⑥－③）		1,302	1,217	1,264	1,250	1,277	1,229

量の確保方策

○1号認定及び2号認定のうち教育ニーズが高い子どもについては、既存の幼稚園及び認定こども園幼稚園部の定員が量の見込みをおおむね上回ることから、現状の園にて対応します。

○ただし、市全域の教育ニーズが減少していることから、地域の実情や子どもの発達に与える影響等を十分に考慮した上で、公立施設の再編や定員の適正化などを図ります。

(2)2号認定の子ども(保育園・認定こども園(保育園部))

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

①吉原西部

(単位：人)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		719	699	667	628	627	623
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	777	777	777	777	777	777
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	777	777	777	777	777	777
差(④-①)		58	78	110	149	150	154

②吉原東部

(単位：人)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		595	571	553	527	518	506
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	627	630	630	630	630	630
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	627	630	630	630	630	630
差(④-①)		32	59	77	103	112	124

③富士北部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		633	619	610	600	578	555
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	598	598	598	598	598	598
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	598	598	598	598	598	598
差(④-①)		△35	△21	△12	△2	20	43

④富士南部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		290	297	304	310	316	322
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	338	393	447	447	447	447
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	338	393	447	447	447	447
差(④-①)		48	96	143	137	131	125

⑤鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		375	359	349	338	322	317
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	403	403	403	403	403	403
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	403	403	403	403	403	403
差(④-①)		28	44	54	65	81	86

⑥富士川

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		141	138	122	118	110	115
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	164	164	164	164	164	164
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	164	164	164	164	164	164
差(④-①)		23	26	42	46	54	49

●市内全域

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		2,754	2,683	2,605	2,521	2,471	2,438
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	2,907	2,965	3,019	3,019	3,019	3,019
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	④計	2,907	2,965	3,019	3,019	3,019	3,019
差(④-①)		153	282	414	498	548	581

量の確保方策

○2号認定の子どもについては、市全体では既存の保育園及び認定こども園保育園部の定員が量の見込みをおおむね上回ることから、現状の園にて対応しますが、富士南部圏域においては、利用者の増加が見込まれるため、民間保育施設（1園）の整備を促進します。

○ただし、長期的には利用児童の減少が見込まれるため、公立保育施設の再編を進めるとともに、効率的な施設運営を行うため、他施設との複合化を検討します。

(3)3号認定のうち0歳児の子ども(保育園・認定こども園(保育園部)・地域型保育事業)

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

※現在の育休取得者の割合、1歳まで育休取得意向のある者の割合を考慮した。

<認可外保育施設>

一定の基準を満たした上で、県及び市から運営費等の支援を受けているが認可を受けていない保育施設

量の見込みと確保の内容・実施時期

①吉原西部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		66	72	70	69	67	66
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	63	63	63	63	63	63
	③地域型保育事業	22	22	22	22	22	22
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	9	9	9	9	9	9
	⑤計	94	94	94	94	94	94
差(⑤-①)		28	22	24	25	27	28

②吉原東部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		49	62	59	56	54	52
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	67	67	67	67	67	67
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	3	9	9	9	9	9
	⑤計	70	76	76	76	76	76
差(⑤-①)		21	14	17	20	22	24

③富士北部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		57	63	61	60	59	57
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	81	81	81	81	81	81
	③地域型保育事業	10	10	10	10	10	10
	④認可外保育施設	0	4	4	4	4	4
	③企業主導型保育 施設	15	15	15	15	15	15
	⑤計	106	110	110	110	110	110
差(⑤-①)		49	47	49	50	51	53

④富士南部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		29	30	31	32	33	34
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	22	28	34	34	34	34
	③地域型保育事業	15	14	14	14	14	14
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	3	9	9	9	9	9
	⑤計	40	51	57	57	57	57
差(⑤-①)		11	21	26	25	24	23

⑤鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		37	40	39	38	37	36
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	36	36	36	36	36	36
	③地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	5	5	5	5	5	5
	⑤計	53	53	53	53	53	53
差(⑤-①)		16	13	14	15	16	17

⑥富士川

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		9	9	9	9	9	9
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	9	9	9	9	9	9
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	⑤計	9	9	9	9	9	9
差(⑤-①)		0	0	0	0	0	0

●市内全域

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		247	276	269	264	259	254
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	278	284	290	290	290	290
	③地域型保育事業	59	58	58	58	58	58
	④認可外保育施設	0	4	4	4	4	4
	③企業主導型保育 施設	35	47	47	47	47	47
	⑤計	372	393	399	399	399	399
差(⑤-①)		125	117	130	135	140	145

量の確保方策

〇〇歳児は出生や、育児休業復帰により、年度の後半に向けて利用希望者が増加する傾向にあるため、保育士の確保により必要な受入れ枠の拡大を図ります。

〇また、保護者の多様な就労形態に対応するため、企業主導型保育施設との連携や、一時預かり事業の拡充を図ります。

(4)3号認定のうち1・2歳児の子ども(保育園・認定こども園(保育園部)・地域型保育事業)

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。また、以下の補正を行っています。

※現在の育休取得者の割合、1歳まで育休取得意向のある者の割合を考慮した。

※1歳は1年以上、2歳は2年以上の現在の育休取得者の割合を考慮した。

量の見込みと確保の内容・実施時期

①吉原西部

(単位：人)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		393	367	369	366	357	348
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	263	263	263	263	263	263
	③地域型保育事業	52	52	52	52	52	52
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	49	51	51	51	51	51
	⑤計	364	366	366	366	366	366
差(⑤-①)		△29	△1	△3	0	9	18

②吉原東部

(単位：人)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		333	300	296	288	275	263
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	273	273	273	273	273	273
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	6	19	19	19	19	19
	⑤計	279	292	292	292	292	292
差(⑤-①)		△54	△8	△4	4	17	29

③富士北部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		371	362	348	331	321	314
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	290	290	290	290	290	290
	③地域型保育事業	66	66	66	66	66	66
	④認可外保育施設	0	12	12	12	12	12
	③企業主導型保育 施設	54	54	54	54	54	54
	⑤計	410	422	422	422	422	422
差(⑤-①)		39	60	74	91	101	108

④富士南部

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		211	217	224	230	236	242
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	106	135	165	165	165	165
	③地域型保育事業	62	62	62	62	62	62
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	16	40	40	40	40	40
	⑤計	184	237	267	267	267	267
差(⑤-①)		△27	20	43	37	31	25

⑤鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		238	213	211	206	201	197
確保の内容	②特定教育・ 保育施設	161	161	161	161	161	161
	③地域型保育事業	58	58	58	58	58	58
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	40	40	40	40	40	40
	⑤計	259	259	259	259	259	259
差(⑤-①)		21	46	48	53	58	62

⑥富士川

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		68	56	60	61	62	60
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	62	62	62	62	62	62
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	③企業主導型保育 施設	0	0	0	0	0	0
	⑤計	62	62	62	62	62	62
差(⑤-①)		△6	6	2	1	0	2

●市内全域

(単位：人)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,614	1,515	1,508	1,482	1,452	1,424
確保の 内容	②特定教育・ 保育施設	1,155	1,184	1,214	1,214	1,214	1,214
	③地域型保育事業	238	238	238	238	238	238
	④認可外保育施設	0	12	12	12	12	12
	③企業主導型保育 施設	165	204	204	204	204	204
	⑤計	1,558	1,638	1,668	1,668	1,668	1,668
差(⑤-①)		△56	123	160	186	216	244

量の確保方策

○育児休業復帰や就労により、年度途中からの利用を希望する保護者が増加する傾向にあるため、民間保育施設（1園）の整備を促進するとともに、多様な就労形態に対応するため企業主導型保育施設との連携や、一時預かり事業の拡充を図ります。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等を踏まえ、圏域毎に計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1)時間外保育事業(延長保育事業) 圏域:市内全域

【事業内容】

保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：実利用人数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,680	1,733	1,764	1,729	1,694	1,660
②確保の内容	1,680	1,733	1,764	1,729	1,694	1,660
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期計画では、量の見込みを少子化の影響により減少すると見込んでいましたが、利用者のニーズが高く、実施施設の拡大とともに利用者数も増加しています。

<現状>

○公立保育園は11園、公立認定こども園は1園、私立保育園は14園、私立認定こども園は7園、私立地域型保育事業所5施設で実施しています。

<令和2年度～令和6年度>

○ニーズの変化に柔軟に対応し、事業を継続的に実施するため、保育士の確保など体制整備を行います。

(2)子育て短期支援事業(ショートステイ) 圏域:市内全域

【事業内容】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設・乳児院等の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：延利用日数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	310	367	360	351	346	339
②確保の内容	310	367	360	351	346	339
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期では、量の見込みをニーズ調査から算出しましたが、実際の利用日数はひとり親家庭のレスパイトケアなどで年間200～300日程度でした。

- 現在、児童養護施設3施設と乳児院1施設において事業を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。
- 子育てニーズに合わせ、平日の夜間または休日に保護者が不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童を預かるトワイライト事業を開始し、事業の拡充を行います。

(3)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)**【事業内容】**

未就学児及びその保護者を対象に、遊びの場や保護者同士のふれあいの場を提供するもので、子育て家庭に対して、育児不安等についての相談や情報交換などの育児支援を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期**①吉原西部**

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 施設当たり利用人数	2,176	1,521	1,514	1,491	1,456	1,426
施設数(箇所)	2	3	3	3	3	3
①量の見込み	4,352	6,202	6,171	6,080	5,937	5,815
②確保の内容	4,352	6,202	6,171	6,080	5,937	5,815
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

②吉原東部

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 施設当たり利用人数	2,449	2,511	1,961	1,895	1,812	1,736
施設数(箇所)	4	4	5	5	5	5
①量の見込み	9,795	10,043	9,806	9,474	9,059	8,680
②確保の内容	9,795	10,043	9,806	9,474	9,059	8,680
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

③富士北部

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 施設当たり利用人数	5,259	5,221	5,023	4,816	4,687	4,578
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3
①量の見込み	15,778	15,664	15,070	14,447	14,062	13,735
②確保の内容	15,778	15,664	15,070	14,447	14,062	13,735
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

④富士南部

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1施設当たり利用人数	1,253	1,576	1,496	1,475	1,440	1,410
施設数(箇所)	1	2	3	3	3	3
①量の見込み	1,253	1,576	4,490	4,424	4,320	4,231
②確保の内容	1,253	1,576	4,490	4,424	4,320	4,231
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

⑤鷹岡・大淵

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1施設当たり利用人数	3,492	3,339	3,282	3,211	3,133	3,059
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3
①量の見込み	10,476	10,016	9,846	9,634	9,400	9,177
②確保の内容	10,476	10,016	9,846	9,634	9,400	9,177
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

⑥富士川

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1施設当たり利用人数	2,396	2,431	2,561	2,592	2,582	2,521
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1
①量の見込み	2,396	2,431	2,561	2,592	2,582	2,521
②確保の内容	2,396	2,431	2,561	2,592	2,582	2,521
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

●市内全域

(単位：人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1施設当たり利用人数	3,140	2,870	2,663	2,591	2,520	2,453
施設数(箇所)	14	16	18	18	18	18
①量の見込み	44,051	45,932	47,944	46,650	45,360	44,159
②確保の内容	44,051	45,932	47,944	46,650	45,360	44,159
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保の方策の内容の数値は、0歳～2歳の利用児童を対象としています。

量の確保方策**第一期計画の進捗と課題**

第一期計画では、量の見込みを利用実績の平均伸び率から増加すると見込んでいましたが、利用者数は横ばいとなっています。

＜令和2年度～令和6年度＞

- 令和元年度現在、公立支援センター5施設、民間保育園等に併設された支援センター11施設において事業を実施しております。
- 対象人口の減少により、令和4年度以降、利用者数の減少が見込まれますが、アンケート結果からも、今後も育児不安等の相談窓口としての継続的な利用が見込まれることから、引き続き、事業内容の拡充に努めます。
- 各圏域に、利用者数に応じた施設を設置し、利便性の向上を図ります。

(4)一時預かり事業(幼稚園型) 圏域:市内全域

【事業内容】

満3歳以上児を対象とした幼稚園型Ⅰと2歳児を対象とした幼稚園型Ⅱがあります。

幼稚園型Ⅰは、幼稚園または認定こども園幼稚園部に通園する満3歳から5歳の児童を通常の教育時間外に預かる事業

幼稚園型Ⅱは、保育の必要性のある2歳児を幼稚園において預かる事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：延利用人数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (1号認定)	53,440	52,707	51,624	48,632	48,148	47,415
②量の見込み (2号認定教育 ニーズ)	14,549	14,724	14,421	13,586	13,450	13,245
③量の見込み (上記以外)	0	1,376	1,347	1,269	1,257	1,237
④計	67,989	68,807	67,392	63,487	62,855	61,897
⑤確保の内容	67,989	68,807	67,392	63,487	62,855	61,897
差(⑤-④)	0	0	0	0	0	0

注) 1号認定：リフレッシュ等の目的で預かり保育を不定期に利用する子ども

2号認定教育ニーズ：保護者の就労等により預かり保育を定期的に利用する子ども

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期計画では、量の見込みを少子化の影響により減少すると見込んでいましたが、利用者のニーズが高く、実施施設の拡大とともに利用者数も増加しています。

平成29年度より公立幼稚園における預かり保育事業を実施したことにより、利用実績は大きく増加しています。今後、幼児教育・保育の無償化の影響により、利用者の拡大が見込まれます。

<現状>

○幼稚園型Ⅰは私立幼稚園及び認定こども園全園で実施しています。幼稚園型Ⅱは私立幼稚園6園で実施しています。

<令和2年度～令和6年度>

○幼児教育・保育の無償化等によるニーズの変化に柔軟に対応し、事業を継続的に実施するため、職員の確保など体制整備を支援します。

(5)一時預かり事業(幼稚園型を除く) 圏域:市内全域**【事業内容】**

主に保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児を、一時的に預かる事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：延利用人数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4,937	6,506	6,606	7,926	7,808	7,692
②確保の内容	4,937	6,506	6,606	7,926	7,808	7,692
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策**第一期計画の進捗と課題**

第一期計画では、量の見込みを計画期間内で増加していくものとしていましたが、保育士不足等の理由で、事業の休止施設があったことなどにより、利用者数が見込みを下回った年度があるなど、必ずしも安定したサービスの提供ができませんでした。

利用者のニーズが高いため、安定したサービスの提供を行うことができる環境整備が必要です。

<現状>

○就労等による一時預かりは9園、緊急的利用による一時預かりは全園で実施しています。

○保育士の不足等により、実施施設数が年度毎に変動するなど、必ずしも安定した一時預かりの提供ができていない状況があります。

<令和2年度～令和6年度>

○多様な就労形態の定着により利用者の増加が見込まれるため、各圏域間のバランスに配慮した事業の実施について、環境整備を行います。

(6)病児・病後児保育事業 圏域:市内全域

【事業内容】

病気回復期または回復期に至らない場合の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：延利用人数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,022	1,195	1,325	1,389	1,373	1,275
②確保の内容	1,022	1,195	1,325	1,389	1,373	1,275
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期計画では、既存施設においてニーズを充足しているとしていましたが、利用者数は増加しています。

<現状>

○病児保育施設が2施設、病後児保育施設が6施設あります。

○利用実績はここ数年、増加傾向にあります。

<令和2年度～令和6年度>

○実施施設に対して支援を行うことなどにより、安定した事業の継続を促進します。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児) **圏域:市内全域****【事業内容】**

仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる社会環境を築くとともに、地域の子育て支援を行うための制度で、援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「提供会員」がセンターに会員登録し、アドバイザーの仲立ちにより、一時的に有料で育児を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：延利用人数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4,676	4,521	4,406	4,318	4,198	4,097
②確保の内容	4,676	4,521	4,406	4,318	4,198	4,097
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策**第一期計画の進捗と課題**

第一期計画では、量の見込みを利用ニーズの高まりより増加すると見込んでいましたが対象児童の減少により、利用人数はほぼ横ばいとなっています。

○令和元年4月1日現在、提供会員(両方含む)は396人の登録があり現状維持により対応可能と見込まれますが、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、提供会員と依頼会員との交流の場を設けるなど、提供会員の拡充を図りサービスの円滑な運営及び質の向上に努めます。

(8)利用者支援事業 圏域:市内全域

【事業内容】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業

(特定型)

子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な施設・事業を選択し、円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる支援を行う事業

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業

確保の内容・実施時期

(単位：箇所)

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	2	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1	1

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期計画では、利用者支援事業を平成30年度までに3箇所設置することとしていましたが、計画を変更し、平成30年4月に基本型と母子保健型の機能を合わせた「子育て総合相談センター」をこども未来課内に設置しました。

<現状>

- 主に相談業務や情報提供を行う役割を持った、「保育コンシェルジュ」を、保育幼稚園課に1名配置しています。
- 基本型と母子保健型を一体化させた「子育て総合相談センター」において、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、関係機関と連携して支援を実施しています。

<令和2年度～令和6年度>

- 研修への参加等により、職員の資質の向上に努め、よりよい支援の充実を図ります。
- 教育・保育施設等の的確な情報を提供できるよう、定期的に施設を訪問するなど、関係機関との連携を深め、子育てサービスの充実を図ります。
- 医療機関、関係機関との連携を深め、支援の充実を図ります。

(9)妊婦健康診査 圏域:市内全域

【事業内容】

妊婦が定期的に公費負担による妊婦健診を医療機関で受診し、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業

【量の見込みの算出方法】

- 将来の出生数推計から見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：回)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実人数(人)	1,776	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630
1人当たりの 健診回数	21	21	21	21	21	21
①健診回数	31,212	37,485	36,645	35,826	35,049	34,230
②確保の内容 健診回数	36,322	37,485	36,645	35,826	35,049	34,230
差(②-①)	5,110	0	0	0	0	0

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

出生数の減により、健診回数は見込みより減少していますが、1人当たりの健診回数は第一期の18回から21回と事業の拡充により増えており、適切なサービスの提供ができています。

<令和2年度～令和6年度>

- 母親が安心して子どもを産むことができるよう、適正受診を進めます。

(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

圏域:市内全域

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児についての相談等を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○将来の出生数推計から見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：実利用人数)

(単位：人)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,739	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630
②確保の内容	1,710	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630
差(②-①)	-29	0	0	0	0	0

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

事業の実施率は98%前後となっています。訪問未実施の対象者には、家庭以外の場所で個別相談を行うなどの方法で全数把握しています。

育児に不安や悩みを抱える等、支援の必要な母親が増加していることから、個別の支援を充実させていく必要があります。

<令和2年度～令和6年度>

○訪問率100%を目指し、関係機関と連携しながら、乳児家庭全戸訪問事業を行っていきます。

(11) 養育支援訪問事業 **圏域: 市内全域****【事業内容】**

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭が適切な養育ができるよう支援を行う事業

【量の見込みの算出方法】

○過去の実績を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：支援延人数)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	949	933	913	894	878	859
②確保の内容	949	933	913	894	878	859
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策**第一期計画の進捗と課題**

毎年、支援者数は増加傾向にあり、見込み数を上回る家庭に対応しています。

今後も、養育に不安を抱える保護者の個別の状況に合わせた支援を、関係機関と連携しながら充実させていく必要があります。

<令和2年度～令和6年度>

○関係機関と連携しながら継続的に保健師等が訪問し、安定した養育ができるよう支援します。

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 **圏域: 市内全域****【事業内容】**

認定を受けた子どもが教育・保育等を受けた際にかかる、日用品や文房具などの物品購入に要する費用や、行事への参加に要する費用、副食の提供に要する費用のうち、市町村が定めるものの全部または一部の費用を助成する事業

施策の方向性

○国の制度により実費がかかる費用について、低所得世帯への支援を継続していきます。

【事業内容】

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や、多様な事業者の力を活用しながら、小規模保育などの設置を促進していく事業

施策の方向性

- 市内においては、私立小規模保育事業所の設置に対する支援を積極的に行ってきたことなどにより、年度当初における待機児童が解消されています。
- 少子化による児童数の減少もあり、教育・保育施設はおおむね充足していると考えられるため、新規の地域型保育事業の認可については、原則行わないこととします。
- ただし、今後、特定の圏域においてニーズの大幅な増加が見込まれる際などには、事業者の公募を行うなど、適切に対応していきます。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び施策の方向性

(1) 認定こども園施策の方向性

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。

市内には現在、幼保連携型認定こども園^{*}が8園、幼稚園型認定こども園^{*}が2園、保育所型認定こども園^{*}が3園あります。

幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際に適切に支援を行います。

(2) 子どもの発達に合わせた学びの連続性に係る施策の方向性

小学校教育への円滑な接続に向け、幼保小のより一層の連携を進める必要があります。また、保育所、幼稚園、認定こども園と地域型保育事業等の接続についても、各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼保小の接続カリキュラムの活用や、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の構築により、学びの連続性を確保し、子どもの発達段階に応じた教育・保育を提供していきます。

(3) 教育・保育施設に係る施策の方向性

本計画における量の見込みと確保の方策は、1号認定及び2号認定については、量の見込みに対し確保方策の数値が上回っています。

3号認定のうち、1・2歳児についてはおおむね量の見込みと確保量のバランスが取れていますが、0歳児は出生や、育児休業復帰により、年度の後半に向けて利用希望者が増加する傾向にあるため、これを踏まえた受入れ枠の確保を図る必要があります。

このような状況の中、今後の少子化による児童数の減少を踏まえ、平成29年度に策定した「富士市公立教育・保育施設再配置計画」に基づき、市全体の教育・保育施設の適正な配置に向け、公立施設の再編を進めていきます。

また、再編により継続して運営することとした公立施設の拠点化を図り、特別な配慮が必要な児童の受入れや、地域の教育・保育施設との連携機能を強化していきます。

0歳児の受入れ枠については、施設などハード面についてはおおむね充足していることから、今後は保育士の就職支援や保育の担い手の育成等ソフト事業により、必要な受入れ枠の確保を図っていきます。

4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

(1)外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

・子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるウェブサイト掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図る予定です。

・外国語に対応できる職員の配置、翻訳機器の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を整備します。

(2)乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育施設のさらなる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。

同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ① 公私立の教育・保育施設や幼保小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実
- ② 職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③ 幼稚園・保育園や地域型保育事業者、企業主導型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ④ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑤ 保育アドバイザーによる支援の拡充

5 放課後児童対策の充実

女性の就業率の上昇も踏まえた放課後児童対策として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの取組が進められています。

国の基本指針と新・放課後子ども総合プランも踏まえて、計画期間における「放課後児童クラブの量の見込み（必要利用定員総数）」の方針を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、放課後児童クラブの確保の内容及び実施時期を設定します。併せて、新・放課後子ども総合プランの取組方針を記します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 圏域:市内全域

【事業内容】

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込みの算出方法】

○アンケート調査結果から国の手引に基づきニーズ割合を算出し、また、過去の実績や潜在利用児童数を考慮して、推計子ども数に乗じて見込み量を算出しています。

量の見込みと確保の内容・実施時期

<全学年>

(単位：利用実人数)

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	802	827	816	787	776	766
	2年生	723	745	736	710	700	690
	3年生	567	585	577	557	549	541
	4年生	390	402	397	383	378	372
	5年生	207	213	211	203	200	198
	6年生	117	121	119	115	113	112
②確保の内容		2,503	2,760	2,867	2,867	2,867	2,867
差(②-①)		△303	△133	11	112	151	188

量の確保方策

第一期計画の進捗と課題

第一期計画では、量の見込みを利用ニーズの高まりにより増加すると見込んでいましたが、量の見込みを上回る利用者数となっています。

<令和2年度～令和6年度>

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、量の見込みと確保の内容の差がなくなるように努めます。
- 女性の就業率上昇も踏まえた利用者の増加にも対応するため、小学校の余裕教室等の既存公共施設を活用し、保育スペースの確保に努めます。
- 令和元年5月に策定した富士市放課後児童クラブ運営基本方針に沿って、令和7年度からは、市内全ての放課後児童クラブの運営を市が選定した法人への一括運営委託とし、放課後児童クラブで提供する育成支援の平準化・統一化を図ります。

(2)新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、地区まちづくりセンターや小学校を利用して、実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。

6 その他の事業の推進

(1)子育て応援隊の実施

事業の方向性

子育てに悩む在宅子育て家庭に対し、保護者の子育てに対する不安感の解消を図るため、子育て相談を行う子育て応援隊の実施・普及に取り組みます。

具体的な事業

○公立の保育士・幼稚園教諭等が子育て家庭を訪問し、育児相談を受けたり必要な情報提供を行います。

(2)食育の推進

事業の方向性

食を通じ、子どもの心身の健康と豊かな人間性を育むため、家庭・保育所・学校・地域等と連携し、富士山おむすび計画に基づいた食育の取組を推進します。

具体的な事業

- 富士山おむすび計画に基づき、関係者が連携して食育に取り組むため、食育推進会議、食育推進事業実行委員会、食育推進連絡会を開催します。
- 子どもや保護者の食に関する知識や関心を高め、望ましい食習慣を形成するため、食育普及啓発、食育講座、食育体験活動等を実施します。

(3)保育士・幼稚園教諭等の人材確保事業

事業の方向性

教育・保育施設に就職を希望する方への就職の支援を行うとともに、高校生へのキャリアデザインの機会を提供し、将来の保育士、幼稚園教諭の担い手となる人材の裾野の拡大を図ります。

具体的な事業

○市内公私立の教育・保育施設が一堂に会し、保育士または幼稚園教諭を目指す方へ情報の提供をするイベントを実施するとともに、保育士等養成施設による高校生に向けた進学支援を行います。

(4)児童館利用の推進

事業の方向性

遊びを通して児童の健康を推進し、情操を豊かにすることを目的に、創作事業や伝承遊びなどの活動を行います。

具体的な事業

- 市内4館の児童館で実施します。
- 利用の一層の促進を図るため、催しや交流の機会を作り事業の充実を図ります。
- 中・高校生の日常的な居場所として、自主的に催しを開催するための活動を支援します。

第2節 子育てを地域全体で支える環境づくり

1 地域子育て支援体制の充実

現状と課題

- ニーズ調査においては、子育てへの不安感や負担感を抱える保護者が、気兼ねなく、交流や相談ができる場や安心して預けられる場を求めていることがうかがえます。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭の孤立感等を解消し、安心して子育てができるよう、地域全体で支える仕組みの検討が必要です。
- 既に実施している事業についても、周知不足や拡充を要する面も見られることから、事業の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

- 地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、全ての子育て家庭に対して、きめ細かな支援事業や保育環境を効果的・効率的に提供します。
- 関係機関や子育て支援団体などと連携を図り、地域全体で子どもと保護者が育ちあえるよう、必要な支援を行います。
- 「はぐくむFUJI」を本市の子育てを象徴する言葉として、企業等と連携し、子育て支援施策を効果的に展開します。

具体的な事業

具体的な事業
①子育て支援センター等による支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターによる育児相談、子育て講座の開催 ・子育て総合相談センターによる各種相談 ・妊娠・出産・育児に関する訪問事業や各種相談 ・子育て支援事業（子育て講座・サークル支援・家庭教育講座等）
②地域における子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・親子への保育園、幼稚園の開放による遊び場提供（園庭開放） ・公立幼稚園による2歳児、3歳児を対象とした子育て広場の充実（みみちゃん教室） ・主に未就園児を対象とした出前保育の実施 ・私立幼稚園等での各園の特色を活かした子育て支援事業の充実（未就園児保育等）
③情報提供・相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保育コンシェルジュの拡充 ・子育て応援隊事業の実施 ・広報紙・ウェブサイト等における定期的な情報発信
④官民協働による子育て支援事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド「はぐくむFUJI」の発行 ・子育てほっとステーションの拡充 ・地域子育て支援センターの拡充 ・協賛事業の実施・拡充

2 地域の中で子どもが育つ環境の整備

現状と課題

- 本計画の基本方針3においては、「地域の人々と触れ合い、様々な感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにとっても大切なことです。」と掲げ、今後、地域の中で子どもが育つ環境の整備を行い、地域ぐるみでの子育て支援を目指すことを目標と定めています。
- 学校、家庭及び地域が連携を図り、幼児期からの体験活動、特に高齢者などから先人の知恵を学び社会性を育てる体験活動などの多世代交流の場を充実する必要があります。
- 利用者の視点に立った多様なニーズに対応するため、地域での子育て家庭の居場所づくりに努めるなど、地域における環境づくりの強化が必要です。

施策の方向性

- 地域における児童・生徒の活動拠点の確保に努めるとともに児童健全育成事業などの活動促進に努めます。
- 地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。
- 子どもの健全育成を図る上で、地区まちづくりセンター、学校等の社会資源及びまちづくり協議会、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア等と連携した取組について検討を進めます。

具体的な事業

具体的な事業
① 体験活動等への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園児・保育園児と高齢者との触れ合い活動 ・ 学齢の異なる子ども同士の交流を図る異年齢交流
② 学校施設等の活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園による月2～3回の園庭、園舎の開放 ・ 余裕教室を活用した児童育成事業 ・ 教育・保育施設と地域型保育事業の連携による交流促進
③ 放課後健全育成事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブと学校、地域との連携

3 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

- アンケート調査では、利用したい事業はあるが利用方法や利用料がわからない等の意見が見られたため、利用者に対して、よりわかりやすい情報を今後も提供していく必要があります。
- 今後は、複雑化している子育て情報の集約や、関係機関・各種相談窓口等の連携による情報のネットワーク化及び専門化など、子ども・子育てに関わる様々な分野のサービス提供基盤の整備を図るとともに、子育て家庭が情報を得やすいインターネットの活用など、より正確できめ細かな情報発信の手法について検討が必要です。
- 子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。また、子どもが自立心や社会性を身に付け、自分らしく成長できる環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、情報のネットワーク化及び利用者支援事業を推進し、子ども・子育て支援に関わる様々な分野の相談体制の充実を図ります。
- 子育て家庭が情報を得やすいインターネットの活用など、様々なメディアを通じた情報発信を行います。
- 子ども一人ひとりの人権が尊重されるように、子どもの権利条約等の周知や啓発を行っていきます。

具体的な事業

具体的な事業
① 子育て支援の啓発 ・ 広報活動、報道機関等への協力依頼
② 子どもの人権の尊重 ・ 子どもの権利条約等の周知 ・ 教育・保育の場における子どもの人権の啓発 ・ (仮称)富士市こどもの権利条例の制定
③ 情報提供体制の充実 ・ 利用者支援事業による相談体制の充実 ・ 子育て情報を集約した子育てガイド「はぐくむFUJI」の発行 ・ 富士市ウェブサイト（子ども・子育て分野）の充実 ・ 広報紙・ウェブサイト等における定期的な情報発信

4 子どもの安心・安全な環境の充実

国は、登下校時における子どもの安全確保について2018（平成30）年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるといえます。

2019（令和元）年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、2019（令和元）年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

富士市でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

2019（令和元）年に子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施しました。富士市交通安全計画も踏まえた上で、各道路管理者、富士警察署、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、小学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時に情報提供していきます。

■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時を中心に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を自覚してもらうことを目的とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許の自主返納への各種支援策の広報・啓発などをより一層進めていきます。

■高齢者の日常生活の移動を支える取組について

今後の検討になりますが、免許返納者へ交付している公共交通共通回数券を他の対象者へ拡大していく取組や、免許返納後の高齢者の交通手段となる公共交通機関以外での相乗りや定額タクシーなどの取組や自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用など高齢者保健福祉計画との調和を図っていきます。

具体的な事業

- 防犯まちづくり事業、交通安全運動推進事業（交通安全教育推進事業、交通安全団体育成事業、交通安全団体活動事業など）
- 高齢者交通安全教室の開催、自発光式等の反射材の普及啓発活動、自転車利用者のマナーアップ活動など

第3節 配慮が必要な子どもや家庭への支援

1 ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

- アンケート調査などでは、経済的支援のさらなる充実が求められており、ひとり親家庭の自立を支援するために、総合的なひとり親家庭対策の充実が必要です。

施策の方向性

- ひとり親家庭の自立を支援するために、情報提供や相談体制の充実とともに、関係機関と連携して、経済的支援や就労支援等に関する相談体制の充実を図ります。

具体的な事業

具体的な事業
①子育て費用に対する社会的支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への経済的負担の軽減 ・ひとり親家庭への就労支援
②相談・援助活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談体制の充実

2 障害児施策の充実

現状と課題

- 障害者権利条約や障害者基本法等において、障害児に対して地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進による「共生社会」の実現がうたわれており、障害の有無にかかわらず全ての子どもが共に生活し成長できる環境づくりが求められています。
- そのためには、地域の保育所等の障害児の受入れ体制の充実と、障害児が日常生活及び社会生活を円滑に営めるよう、それぞれの障害特性に応じた「発達支援」が提供できる支援体制が必要とされています。

施策の方向性

- 地域の保育所等における障害児の受入れや発達支援事業のさらなる充実を図ります。
- 保育・教育・福祉・保健・医療など様々な関係機関との連携強化に努め、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- 在宅サービスの充実を図り、家庭において障害児を育てやすい環境を整えます。
- 医療的ケア児や強度行動障害児の支援体制の充実を図ります。

具体的な事業

具体的な事業
<p>① 障害児に対する発達支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所等への加配保育士、サポート員等の配置のための支援・医療的ケア児の保育及び教育を行うための保育所等への看護師等の配置に対する支援・こども療育センター等の支援環境の整備・早期療育事業（発達障害やその疑いのある乳幼児とその保護者に対し、発達支援の各専門スタッフが個別・集団などを通しての指導を実施）・療育支援事業（障害児が在籍する保育所等に出向いて助言・情報交換・指導を実施 子どもの発達や障害に関する研修会を保育士や幼稚園教諭、保護者等に対し開催）・みはら園運営事業（障害を持つ未就学児童の通園による発達支援の提供）・保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関が有機的に連携した地域支援体制の確立・公立幼稚園「ことばの教室」事業の充実・拠点となる公立幼稚園、保育園のバリアフリー化
<p>② 障害児のいる家庭への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども及び保護者を中心とした相談支援体制の充実・就労する保護者に対する支援・日中一時支援、短期入所、訪問看護、訪問介護など保護者の行うケアを一時的に代行する支援の充実

3 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 児童虐待は子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待防止として、地域での日頃の声かけなど、関係づくりが大切です。
- 要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問等の事業を通じて、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者に対するサポート体制の充実を図る必要があります。
- 子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。また、「体罰によらない子育て」への理解を社会に広めていくことが重要となっています。
- 児童虐待を受けた子どもの権利を守るために、子どもの安全が確保できる体制や、子育てに不安がある母親への支援を行うため、関係機関と連携した養育支援事業の整備が必要です。

施策の方向性

- 子どもの権利を守るため、子どもの人権について市民への啓発を図るとともに、市民をはじめ福祉・医療・教育・警察・地域等、市全体で子どもの支援に取り組みます。
- リスクの高い乳幼児の虐待の発生を予防するため、子ども家庭総合支援拠点及び子育て総合相談センターが核となり、乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業や地域の医療機関と連携し、妊娠・出産・育児期の支援を必要とする家庭を早期に把握し、切れ目のない支援を行います。
- 児童虐待を早期に発見するため、虐待が疑われる時点から、母子保健活動や保育園・幼稚園等及び学校等との情報共有を徹底し、リスクが高い家庭は児童相談所や警察との連携を強化し、子どもの安全確保に努めます。

具体的な事業

具体的な事業
<p>① 子どもの権利擁護の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利条約等の周知・啓発 ・ 教育・保育の場における子どもの人権に関する意識啓発 ・ (仮称)富士市こどもの権利条例の制定 ・ 母子保健事業を通じて啓発内容を発信
<p>② 児童虐待防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会（街頭啓発活動・虐待防止講演会・虐待の実態把握及び対応検討のための関係機関との情報交換） ・ 児童虐待予防事業（母子保健事業を通じて、不適切な養育を早期に発見し、支援を行う）
<p>③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所・警察をはじめとする関係機関との連携 ・ こども家庭総合支援拠点及び子育て総合相談センターの充実

第4節 働きながら子どもを育てる家庭を応援

1 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

- 仕事と家庭のバランスの取れた就労環境づくりの実現には、全ての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。
- 仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く普及させ、女性も男性も働きながら子育てしやすい豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発が必要です。
- ニーズ調査では、育児休業制度の利用状況として、「利用しなかった」の割合が女性で1割強、男性で9割以上であり、利用した人でも育児休業明けにスムーズに就労復帰できていない状況が見られます。
- 総務省の調査（平成28年社会生活基本調査）からも、子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間を海外と比べた場合、日本の男性の時間は少なく、女性の時間は多いという結果が出ています。働く女性が増加する中、日本の女性は働いている人でも家事・育児・介護の負担が大きい現状にあります。

施策の方向性

- 労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を継続します。また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実に努めます。
- 市内事業者に対しては、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けての取組を促すために、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受ける事業者が増えるよう啓発活動を継続していきます。
- 家庭における家事・育児・介護等の役割分担意識の是正のための普及・啓発活動を実施します。

具体的な事業

具体的な事業
① 広報活動、啓発活動の実施 ・ 広報紙、ウェブサイト等によるワーク・ライフ・バランスに対する意識づくり、セミナーの開催
② 育児休業制度等の利用促進 ・ 育児休業の取得促進に向けた各種制度の普及啓発

2 子育てしやすい環境の整備

現状と課題

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義されています。
- 仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすいというような環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な教育・保育サービスを選択し、利用できる体制の整備が求められています。

施策の方向性

- 仕事と家庭の両立に向け、教育・保育施設及び放課後児童クラブ等の充実や子育て支援事業の推進を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

具体的な事業

具体的な事業
① 多様な保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業の周知、円滑な運営 ・一時預かり事業等の多様な保育の提供 ・放課後児童クラブの運営の機能強化
② 情報提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報を集約したポータルサイトの提供 ・子育て情報誌「はぐくむFUJI」季刊誌版の全戸配付
③ 民間活力を活用した子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てほっとステーションの拡充 ・地域子育て支援センターの拡充 ・市主催講座等の託児の実施
④ 就業者に寄り添ったサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・休日開庁での母子健康手帳の交付（毎月第1日曜日）

第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画

本市全体の数値計画は以下のとおりです。

			単位	数値 区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考) 令和 7年度
教育・保育	教育ニーズ	1号認定	人	見込値	2,374	2,326	2,192	2,171	2,133	2,160
				確保値						
				差						
		2号認定	人	見込値	644	631	593	587	580	587
				確保値						
				差						
		教育ニーズ計	人	見込値	3,018	2,957	2,785	2,758	2,713	2,747
				確保値	4,235	4,221	4,035	4,035	3,942	3,942
				差	1,217	1,264	1,250	1,277	1,229	1,195
	保育ニーズ	2号認定	人	見込値	2,683	2,605	2,521	2,471	2,438	2,471
				確保値	2,965	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019
				差	282	414	498	548	581	548
		3号認定 <0歳>	人	見込値	276	269	264	259	254	249
				確保値	393	399	399	399	399	399
				差	117	130	135	140	145	150
3号認定 <1・2歳>		人	見込値	1,515	1,508	1,482	1,452	1,424	1,395	
			確保値	1,638	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	
			差	123	160	186	216	244	273	
保育ニーズ計		人	見込値	4,474	4,382	4,267	4,182	4,116	4,115	
			確保値	4,996	5,086	5,086	5,086	5,086	5,086	
			差	522	704	819	904	970	971	
1号認定計		人	見込値	2,374	2,326	2,192	2,171	2,133	2,160	
2号認定計		人	見込値	3,327	3,236	3,114	3,058	3,018	3,058	
3号認定計		人	見込値	1,791	1,777	1,746	1,711	1,678	1,644	
3号認定保育利用率(A/B)		%	利用率	38.0%	39.3%	38.8%	39.7%	40.6%	41.5%	
3号認定の確保値(A)		人	確保値	2,031	2,067	2,067	2,067	2,067	2,067	
3歳未満の子ども数(B)		人	推計数	5,343	5,262	5,326	5,208	5,091	4,978	
教育・保育ニーズ計		人	見込値	7,492	7,339	7,052	6,940	6,829	6,862	

◎本計画は次期富士市総合計画と整合を図るため、第5章において、令和7年度の数値計画を記載しております。

第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画

	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考)令和7年度
(1)時間外保育事業(延長保育事業)	人	見込値	1,733	1,764	1,729	1,694	1,660	1,627
		確保値	1,733	1,764	1,729	1,694	1,660	1,627
		差	0	0	0	0	0	0
(2)子育て短期支援事業(ショートステイ)	日	見込値	367	360	351	346	339	338
		確保値	367	360	351	346	339	338
		差	0	0	0	0	0	0
(3)地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人回	見込値	45,932	47,944	46,650	45,360	44,159	42,986
		確保値	45,932	47,944	46,650	45,360	44,159	42,986
		差	0	0	0	0	0	0
(4)一時預かり事業 (幼稚園型)	不定期利用による一時預かり(1号認定)	見込値	52,707	51,624	48,632	48,148	47,415	49,230
		確保値						
		差						
	定期的利用による一時預かり(2号認定)	見込値	14,724	14,421	13,586	13,450	13,245	13,403
		確保値						
		差						
	小計	見込値	68,807	67,392	63,487	62,855	61,897	62,633
		確保値	68,807	67,392	63,487	62,855	61,897	62,633
		差	0	0	0	0	0	0
(5)一時預かり事業(幼稚園型の除く)	人日	見込値	6,506	6,606	7,926	7,808	7,692	7,578
		確保値	6,506	6,606	7,926	7,808	7,692	7,578
		差	0	0	0	0	0	0
(6)病児・病後児保育事業	人日	見込値	1,195	1,325	1,389	1,373	1,275	1,184
		確保値	1,195	1,325	1,389	1,373	1,275	1,184
		差	0	0	0	0	0	0
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児)	人日	見込値	4,521	4,406	4,318	4,198	4,097	3,938
		確保値	4,521	4,406	4,318	4,198	4,097	3,938
		差	0	0	0	0	0	0
(8)利用者支援事業(基本型・特定型)	箇所	確保値	2	2	2	2	2	2
(8)利用者支援事業(母子保健型)	箇所	確保値	1	1	1	1	1	1
(9)妊婦健診診査	回	確保値	37,485	36,645	35,826	35,049	34,230	33,495
(10)乳児家庭全戸訪問事業	人	確保値	1,785	1,745	1,706	1,669	1,630	1,595
(11)養育支援訪問事業	人	確保値	933	913	894	878	859	845

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1年生	見込値	827	816	787	776	766	755
		確保値						
		差						
	2年生	見込値	745	736	710	700	690	681
		確保値						
		差						
	3年生	見込値	585	577	557	549	541	534
		確保値						
		差						

		単位	数値 区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考) 令和 7年度
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	4年生	人	見込値	402	397	383	378	372	367
			確保値						
			差						
	5年生	人	見込値	213	211	203	200	198	195
			確保値						
			差						
	6年生	人	見込値	121	119	115	113	112	110
			確保値						
			差						
	計	人	見込値	2,893	2,856	2,755	2,716	2,679	2,641
			確保値	2,760	2,867	2,867	2,867	2,867	2,867
			差	△133	11	112	151	188	226

第6章 子どもの貧困対策の充実について (富士市子どもの未来サポートプランより)

1 子どもの貧困対策の背景と施策の重点項目

家庭の生活困難な状況が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境にかかわらず夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの実態を把握し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、『富士市子どもの未来サポートプラン』（令和2～7年度）を策定し、「全ての子どもたちが平等に夢や希望を持てるまち」を基本理念に掲げ、次の5つの重点項目「教育の支援」、「生活の支援」、保護者の就労支援、「経済的支援」、「支援体制の整備」に沿った取組を実施していきます。

2 施策の展開

基本目標 1

教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないよう、それにより将来の選択肢が狭められることがないよう、児童・生徒の学力向上の促進や学習機会が不足しないための各種制度や支援の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。また、より地域の実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

- (1) 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開
- (2) 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備
- (3) 就学支援の充実
- (4) 生活困窮世帯等への学習支援
- (5) その他の教育支援

基本目標 2

生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるため、保護者が健全な生活習慣の確立や安定した生活を過ごすための自立支援を行い、家庭毎の実情に応じた生活環境改善を支援します。また、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) 中学校卒業後の子どもの就労支援
- (4) その他の生活支援

基本目標 3

保護者に対する就労支援

子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすい環境を整えるとともに、就職に関わる相談支援を行います。

- (1) 保護者に対する就労支援

基本目標 4

経済的支援

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

- (1) 経済的支援

基本目標 5

支援体制の整備

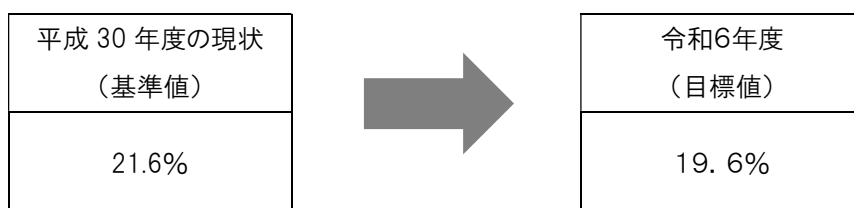
保育・教育機関をはじめ、地域や専門機関など、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

- (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

■ 計画の指標(富士市子どもの未来サポートプランより)

平成 30 年度に実施した「子どもの生活実態調査」における生活困難層の家庭の子どもを主たる支援対象としていますので、生活困難層の割合が減少することを指標とし、各事業に取り組んでいきます。

○生活困難層の割合

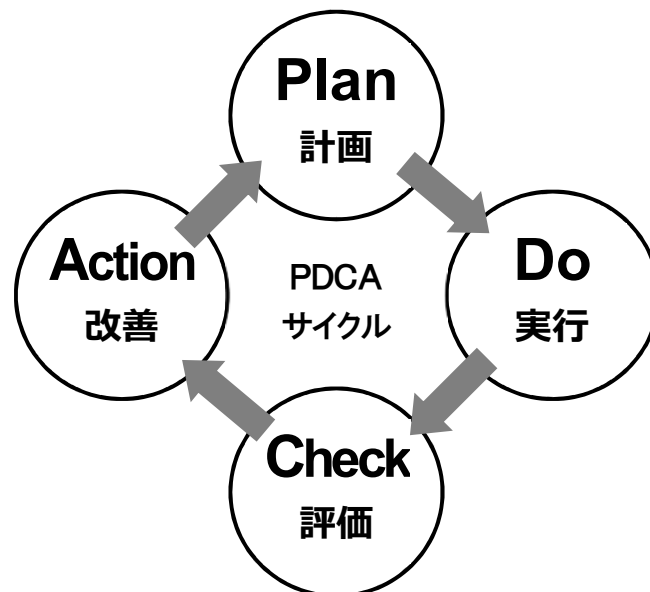


第7章 計画の推進に向けて

1 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進に当たっては、毎年度、関係団体・機関と連携を図りながら、計画の基本方針の達成に向けて進行状況の把握、点検等を行い、富士市子ども・子育て会議等において評価を実施し、毎年度、公表をしていきます。また、次期富士市総合計画や富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めている子育ての評価項目に関しても、調和を図りながら進めていきます。

さらに、数値計画等の達成度把握を行うなど、富士市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じ施策の見直し・改善を図ります。



2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業や認可外保育施設、企業主導型保育園事業者、放課後児童クラブの事業者をはじめ、保護者会やPTA、医師会、民生委員児童委員、NPO等の関係団体・機関、また、まちづくり協議会などの地域組織や大学など、適切な役割分担のもと連携を強化し、協働により子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実を図っていきます。

その他、児童虐待防止の観点から福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、町内会等の関係機関を含めた地域全体とともに、児童相談所との連携を強化していきます。

資料編

1 富士市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)

第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、富士市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部において処理する。

(一部改正〔平成30年条例6号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 令和元年度 富士市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	団体名等
子どもの保護者	たむら あきよし 田村 彰祥	富士地区私立幼稚園P T A 連合会
	つるた みか 鶴田 美香	富士市立幼稚園P T A 連絡協議会
	たかはし なつ紀 高橋 奈津紀	富士市立保育園保護者
	こせき なつみ 古関 奈津美	富士市民間保育園保護者
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	かわい たつや 河合 辰哉	富士地区私立幼稚園協会
	あおの たかよし 青野 貴芳	富士市民間保育園連盟
	よこい みゆき 横井 美由紀	富士市放課後児童クラブ連絡協議会
	きたはら たかひさ 北原 敬久	富士市小規模保育所等連絡協議会
労働者を代表する者	やまざわ かずよし 山澤 一嘉	富士地区労働者福祉協議会
事業者を代表する者	ながさわ けん 長澤 謙	富士商工会議所
学識経験を有する者	むらかみ ひろふみ 村上 博文	常葉大学
その他市長が必要と認める者	なかやま とよあき 中山 豊明	一般社団法人 富士市医師会
	さくま めぐみ 佐久間 恵	公募委員
	さいとう ひろこ 齋藤 博子	公募委員
	えぐち あきな 江口 明奈	公募委員

3 富士市子ども・子育て支援庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関し、具体的な作業を円滑に進めるため、富士市子ども・子育て支援庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 富士市子ども・子育て支援事業計画の策定について、富士市子ども・子育て会議で協議する事項の調査研究及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他、子ども・子育て支援に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、福祉こども部長、副委員長は、こども未来課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる委員をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を総括し、必要に応じて委員会を開催する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外のものに出席を依頼し、出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部こども未来課で処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	総務部行政経営課長 財政部財政課長 福祉こども部保育幼稚園課長 福祉こども部こども家庭課長 教育委員会社会教育課長 保健部地域保健課長
----	--

4 富士市子ども・子育て支援庁内検討委員会 委員名簿

	氏名	所属及び職名
委員長	いとう みか 伊東 美加	福祉子ども部長
副委員長	ほんだ なおひと 本多 直人	福祉子ども部子ども未来課長
委員	まちだ しげみ 町田 しげ美	総務部行政経営課長
委員	すぎやま みつぎ 杉山 貢	財政部財政課長
委員	なるみや るみ 成宮 ルミ	保健部地域保健課長
委員	おしみ けんじ 押見 賢二	教育委員会社会教育課長
委員	たしる つるき 田代 鶴記	福祉子ども部保育幼稚園課長
委員	くつざわ まゆみ 沓澤 真弓	福祉子ども部子ども家庭課長

5 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

No.	掲載頁	用語	定義
1	01頁	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援
2	02頁	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定や、子ども・子育て支援事業計画の策定について意見を聴く場として、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例等で設置する機関をいう。本市では、保護者代表や学識経験者等が委員として参画している。
3	02頁	特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付 [*] を受ける対象となった教育・保育施設
4	03頁	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ計画をいい、同計画の策定に当たっては、「子ども・子育て会議」の意見等を聴くこととされている。
5	31頁	教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」をいう。
6	43頁	地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業、地域子育て支援センター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業をいう。
7	43頁	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業 [*] 、事業所内保育事業 [*] の4つの保育事業をいう。
8	45頁	量の見込み	ある事業をどれくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数をいい、「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握された「今後の利用希望」を踏まえ算出することが基本となる。

No.	掲載頁	用語	定義
9	54頁	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、保育士等による保育を行う事業
10	81頁	幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設として、「学校」及び「児童福祉施設」としての法的位置付けを持つ単一の施設 ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。 ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
11	81頁	幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が認可外保育施設を備えて保育を必要とする子どもを預かるなど、認可幼稚園と保育所機能が一体的に設置された施設 ※児童福祉施設としての法的位置付けは持たない。
12	81頁	保育所型認定こども園	認可保育園が幼稚園機能を備えて保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもも保育する施設 ※児童福祉施設としての法的位置付けを持つ。
13	107頁	施設型給付	新制度における幼稚園・保育園・認定こども園に対する財政措置であり、県が認可し、市が確認した施設に支払う給付をいう。
14	107頁	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
15	107頁	事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
16	—	地域型保育給付	地域型保育事業者に対する財政措置であり、市が認可・確認した事業者を支払う給付をいう。



第二期 富士市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 富士市役所

編集 福祉こども部こども未来課

富士市永田町1丁目100番地

TEL 0545-55-2731 (直通)

FAX 0545-55-2956